

特別勘定のしおり

ハイブリッド つみたて ライフ

変額保険（災害加算・I型）



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績等により、損失が生じることがあります。

「特別勘定のしおり」に関するご注意点

- T&Dフィナンシャル生命保険株式会社（以下「T&Dフィナンシャル生命」といいます）では、この保険の資産を他の保険種類の資産とは明確に区分するために専用の特別勘定を設け、特別勘定内の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき管理・運用を行ないます。なお、ご契約者は、特別勘定資産の運用方法については一切の指図はできません。
- 特別勘定の主な投資対象として投資信託を用いますが、この保険は生命保険であり、投資信託ではありません。
- 「特別勘定のしおり（以下「当冊子」といいます）」に記載される投資信託の開示情報は参考情報であり、ご契約者が直接投資信託を保有するものではありません。記載される投資信託の開示内容は、特別勘定が主な投資対象として用いる投資信託に関するものです。
- 特別勘定の資産運用には、株価や債券価格などの変動による投資リスク（価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクなど）があります。この保険では、資産運用の実績が直接、積立金額・解約払戻金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクはともにご契約者に帰属することとなります。
- 特別勘定の資産運用の結果によっては、お受取りになる保険金等が一時払保険料を下回ることもありますので、ご契約のお申込みにあたっては、十分ご検討いただきますようお願いします。
- 特別勘定の収益性や安全性は、投資対象や運用方針などにより異なるため、特別勘定の選択については、特別勘定の特徴をご理解のうえ、ご自身の判断と責任においてお申込みください。
- 特別勘定による資産運用の成果がご契約者の期待どおりではなかった場合でも、T&Dフィナンシャル生命または第三者（生命保険募集人など）がご契約者に何らかの補償・補填を行なうことはありません。
- 特別勘定のユニットプライスの値動きは、特別勘定の主な投資対象となる投資信託の値動きとは異なります。これは、特別勘定が投資信託のほかに保険契約の異動などに備えて一定の現預金などを保有していること等によります。
- 当冊子の投資信託に関する記載事項は、運用会社により開示される情報をT&Dフィナンシャル生命が提供するものであり、開示内容に関してT&Dフィナンシャル生命が責任を負うものではありません。
- 当冊子に記載される投資信託の運用状況、財務諸表および現況に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

「特別勘定の運用状況」についての最新情報は下記にてお問合せいただけます。

- ◆ T&D フィナンシャル生命 ホームページアドレス（URL） <https://www.tdf-life.co.jp>
- ◆ T&D フィナンシャル生命 フリーダイヤル（お客様サービスセンター）

 **0120-302-572** 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

◆特別勘定の種類と運用方針

	特別勘定名	特別勘定の運用方針	運用に関する費用 ^{*1}
特別勘定グループ (HT型)	安定バランス型 (871)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／国内／資産複合／「円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.352% (税抜 0.320%)
	安定成長バランス型 (872)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／内外／資産複合／「財産 3 分法（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.517% (税抜 0.470%)
	成長バランス型 (873)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／内外／資産複合／「グローバル 3 倍 3 分法（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.407% (税抜 0.370%)
	日本株式型 (887)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／国内／株式／インデックス型／「日経 225 インデックス（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.275% (税抜 0.250%)
	世界株式型 (874)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／海外／株式／インデックス型／「先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.286% (税抜 0.260%)
	米国株式型 (875)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／海外／株式／インデックス型／「インデックスファンド NASDAQ100（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.418% (税抜 0.380%)
	ESG 日本株式型 (888)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／国内／株式／インデックス型／「インデックスファンド日本株女性活躍指數（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.330% (税抜 0.300%)
	ESG 世界株式型 (889)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／内外／株式／インデックス型／「全世界株式 ESG インデックス（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.330% (税抜 0.300%)

主な投資対象となる投資信託			
投資信託名	運用会社	運用方針	詳細内容 (ページ)
円資産インデックスバランス <円奏会ベーシック> (適格機関投資家専用)	東京海上アセット マネジメント株式会社	3つの円建て資産に分散投資をすることにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。各資産への配分比率は、日本債券 70%、日本株式 15%、日本 REIT 15%を基本とします。	6~28 および 160~166
財産3分法 (適格機関投資家専用)	日興アセット マネジメント株式会社	各資産への投資比率は不動産等 25%±20%、債券 50% ±40%、株式 25%±20%とし、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長を目指します。一部の資産を除き、原則として為替ヘッジを行いません。	29~49 および 167~175
グローバル3倍3分法 (適格機関投資家専用)	日興アセット マネジメント株式会社	世界の株式や REIT などの現物の組入総額と株価指數先物取引や国債先物取引の買建総額の組合計額が、信託財産の総資産総額の3倍相当額となるように投資を行ないます。原則として、為替ヘッジを行いません。	50~70 および 176~184
日経225インデックス (適格機関投資家専用)	東京海上アセット マネジメント株式会社	日経平均株価(日経225)に連動する投資成果の達成を目標として運用を行ないます。信託財産の効率的な運用に資するため、株価指數先物取引を利用することがあります。	71~88 および 185~190
先進国株式インデックス (適格機関投資家専用)	東京海上アセット マネジメント株式会社	MSCI コクサイ指數(円ヘッジなし・円ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行なうことを基本とします。信託財産の効率的な運用に資するため、株価指數先物取引や外国為替予約取引等を利用するがあります。原則として、為替ヘッジを行いません。	89~106 および 191~196
インデックスファンド NASDAQ100 (適格機関投資家専用)	日興アセット マネジメント株式会社	米国の株式市場を代表する指數「NASDAQ100指數(円換算ベース)」に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。原則として、為替ヘッジを行いません。	107~129 および 197~204
インデックスファンド 日本株女性活躍指數 (適格機関投資家専用)	大和アセット マネジメント株式会社	MSCI 社の基準に基づき、各業種から女性活躍度の高い企業を選定する「MSCI日本株女性活躍指數」に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。	130~143 および 205
全世界株式 ESGインデックス (適格機関投資家専用)	大和アセット マネジメント株式会社	日本を含む世界の主要先進国および新興国の大型株・中型株の中から、業種内において、相対的に ESG 評価が優れた企業で構成される指數「MSCI ACWI ESG リーダーズ指數」に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。原則として、為替ヘッジを行いません。	144~158 および 206

* 1 運用に関する費用は、主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用有価証券の売買委託手数料等がかかる場合があります。これらの費用は取引量等によって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。運用に関する費用は、本冊子作成時現在のものですが将来変更される可能性があります。

※ 各特別勘定の投資対象となる投資信託については、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することがあります。

※ 変額保険(災害加算・I型)では販売する募集代理店により、異なる特別勘定グループを取り扱う場合があります。

※ 投資信託の運用会社については、委託会社と表記されることもあります。

※ これらの投資信託は主としてマザーファンド受益証券に投資するため、マザーファンドを通じた実質的な運用方針を記載しております。

《お問合せ先》

T&D フィナンシャル生命フリーダイヤル（お客様サービスセンター）

0120-302-572

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日等を除く)
ホームページアドレス (URL) <https://www.tdf-life.co.jp>

《特別勘定(ファンド)についてのご照会先》

0120-228-275

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日等を除く)

もくじ

特別勘定のしおり

特別勘定が投資する投資信託の運用情報【資産の運用に関する極めて重要な事項】

【投資信託】 円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉（適格機関投資家専用）	
【運用会社】 東京海上アセットマネジメント株式会社	ページ・6
【投資信託】 財産 3 分法（適格機関投資家専用）	
【運用会社】 日興アセットマネジメント株式会社	ページ・29
【投資信託】 グローバル 3 倍 3 分法（適格機関投資家専用）	
【運用会社】 日興アセットマネジメント株式会社	ページ・50
【投資信託】 日経 225 インデックス（適格機関投資家専用）	
【運用会社】 東京海上アセットマネジメント株式会社	ページ・71
【投資信託】 先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）	
【運用会社】 東京海上アセットマネジメント株式会社	ページ・89
【投資信託】 インデックスファンド NASDAQ100（適格機関投資家専用）	
【運用会社】 日興アセットマネジメント株式会社	ページ・107
【投資信託】 インデックスファンド日本株女性活躍指数（適格機関投資家専用）	
【運用会社】 大和アセットマネジメント株式会社	ページ・130
【投資信託】 全世界株式 ESG インデックス（適格機関投資家専用）	
【運用会社】 大和アセットマネジメント株式会社	ページ・144

特別勘定が投資する投資信託の運用情報【資産の運用に関する重要な事項】

【投資信託】 円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉（適格機関投資家専用）	
【運用会社】 東京海上アセットマネジメント株式会社	ページ・160
【投資信託】 財産 3 分法（適格機関投資家専用）	
【運用会社】 日興アセットマネジメント株式会社	ページ・167
【投資信託】 グローバル 3 倍 3 分法（適格機関投資家専用）	
【運用会社】 日興アセットマネジメント株式会社	ページ・176
【投資信託】 日経 225 インデックス（適格機関投資家専用）	
【運用会社】 東京海上アセットマネジメント株式会社	ページ・185
【投資信託】 先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）	
【運用会社】 東京海上アセットマネジメント株式会社	ページ・191
【投資信託】 インデックスファンド NASDAQ100（適格機関投資家専用）	
【運用会社】 日興アセットマネジメント株式会社	ページ・197
【投資信託】 インデックスファンド日本株女性活躍指数（適格機関投資家専用）	
【運用会社】 大和アセットマネジメント株式会社	ページ・205
【投資信託】 全世界株式 ESG インデックス（適格機関投資家専用）	
【運用会社】 大和アセットマネジメント株式会社	ページ・206

特別勘定が投資する投資信託の運用情報

【資産の運用に関する極めて重要な事項】

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

円資産インデックスバランス<円楽会ベーシック>（適格機関投資家専用）

（以下「当ファンド」ということがあります。）

2 目的および基本的性格

主として、マザーファンドへの投資を通じて、国内の複数の資産（債券、株式、REIT）に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

<商品分類>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	国内	資産複合

※商品分類の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

3 特 色

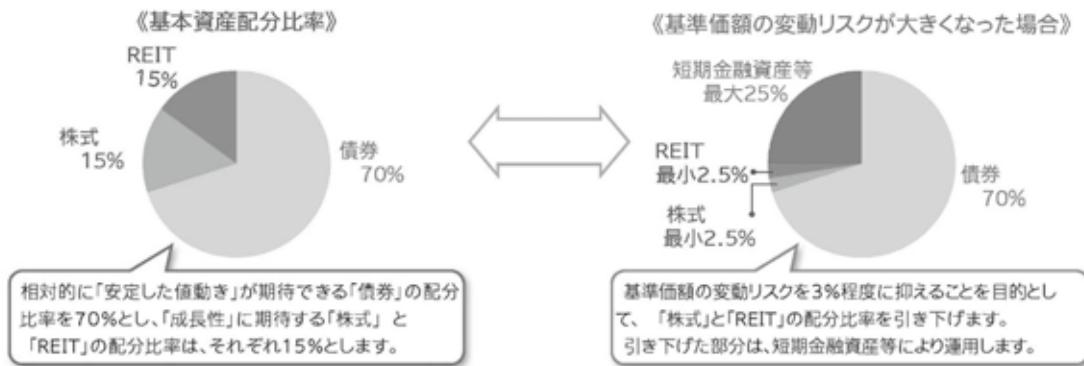
●国内の複数の資産（債券、株式、REIT）に分散投資します。

各資産への配分比率は、債券70%、株式15%、REIT15%を基本とします。

※上記の資産配分比率を基本としますが、当ファンドの基準価額の変動リスクを一定の水準に抑制することを目標として、株式とREITの資産配分比率をそれぞれ引き下げ、短期金融資産を組入れます。

（株式とREITの資産配分は、ほぼ同じ比率とします。）

ファンドの資産配分比率のイメージ



※配分比率調整は、株式とREITの資産配分比率がほぼ同じ比率となるように行います。

※組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。

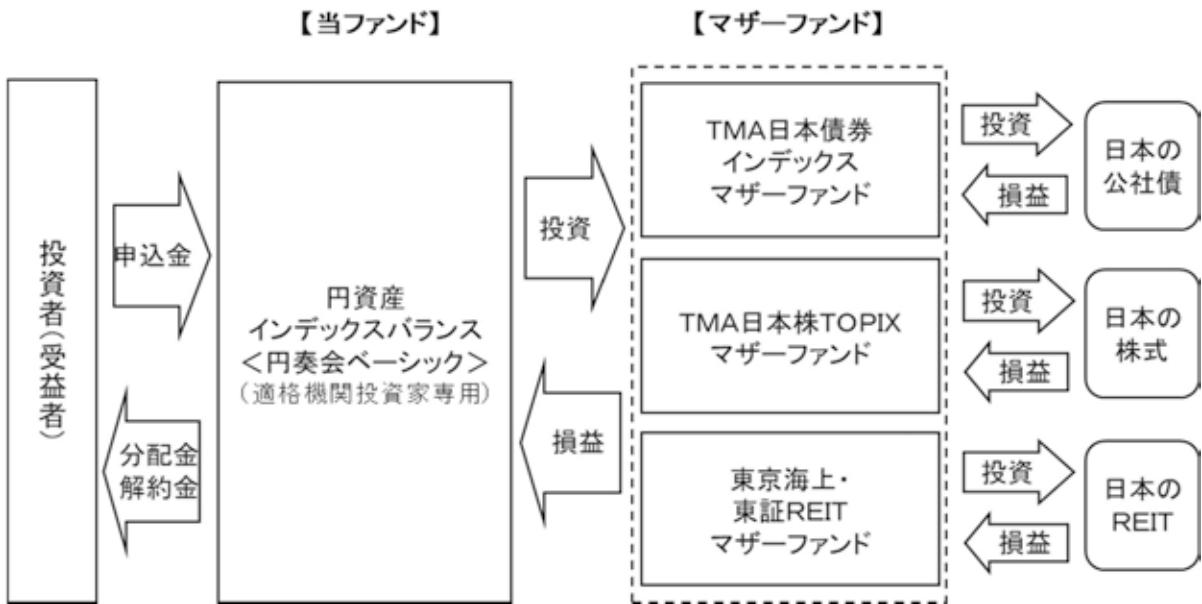
※上図は、実際のファンドの運用を示すものではありません。

※上図の変動リスクの数値はファンドのリスク水準の目標値であり、目標が達成されることを約束・保証するものではありません。また、ファンドのリターンの目標を意味するものではありません。基準価額の変動リスクを目標通りに抑えることができたかどうかにかかわらず、運用成績はマイナスとなることがあります。将来的に市場環境が大きく変動した場合等には、事前にお知らせすることなく、目標リスクの水準（年率3%程度）を見直すことがあります。

価格変動リスクとは

価格が下落した場合だけでなく、上昇した場合も含めた「値動きの振れ幅の程度」をいいます。リスクの大小を数値で表す場合、一般的には「標準偏差」を用います。標準偏差とは、価格の変化率（リターン）のばらつき度合いを示す指標です。標準偏差が小さいほど値動きが緩やかでリスクは小さく、標準偏差が大きいほど値動きは荒くリスクが大きいことを示します。

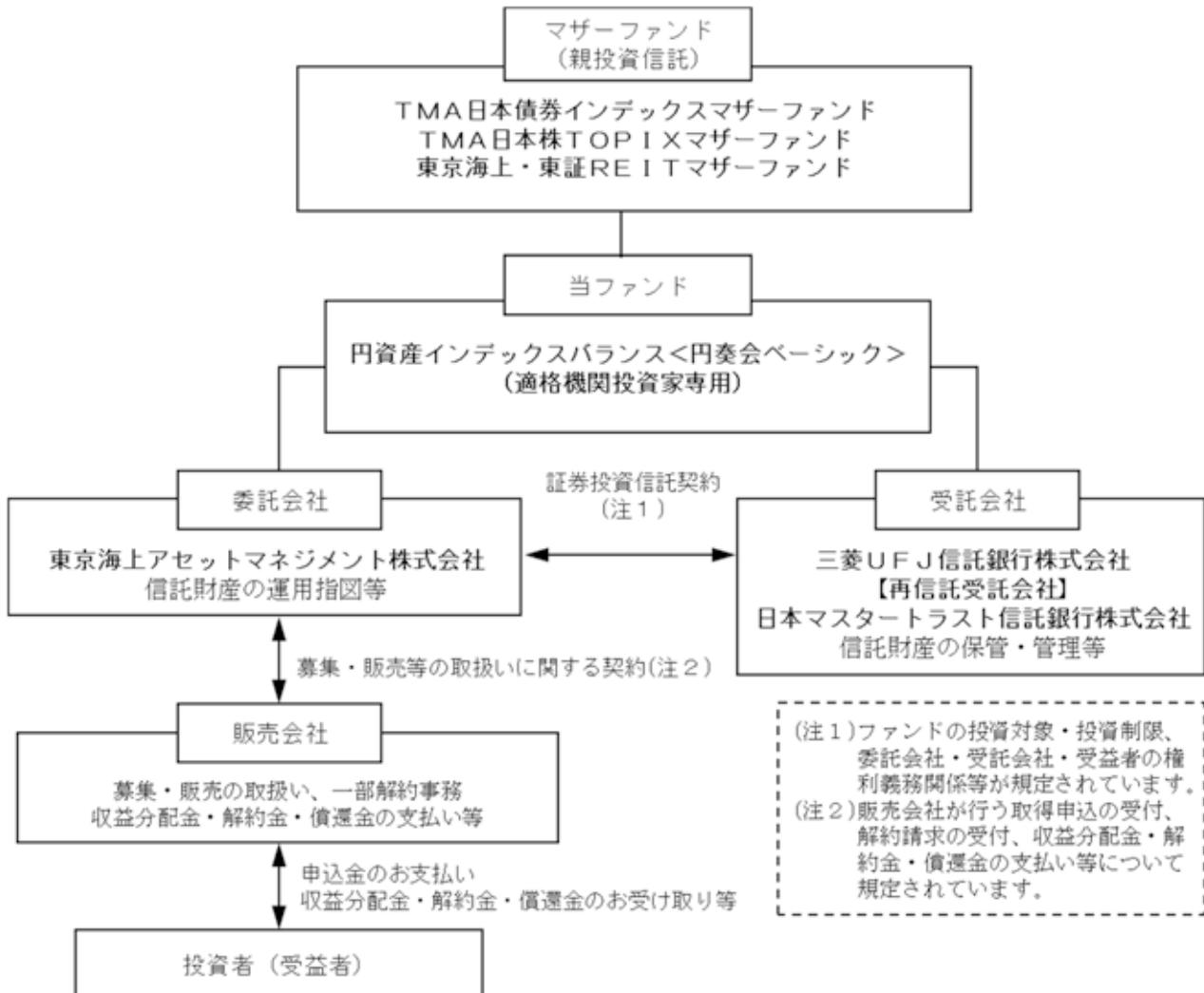
当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。なお、有価証券等の資産に直接投資することができます。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することができます。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

●投資方針

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

●投資対象

主として以下の親投資信託（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券および短期金融資産に投資します。なお、有価証券等の資産に直接投資することができます。

TMA日本債券インデックスマザーファンド受益証券

TMA日本株TOPIXマザーファンド受益証券

東京海上・東証REITマザーファンド受益証券

①マザーファンド受益証券を通じて、国内の債券や株式、不動産投資信託（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下「REIT」といいます。）に分散投資します。

②各指数に連動する投資成果をめざして運用を行う各マザーファンドに投資し、その投資比率は以下の資産配分比率を基本とします。

資産	マザーファンド	指標	基本 資産配分
債券	TMA日本債券インデックス マザーファンド	NOMURA-BPI (総合)	70%
株式	TMA日本株TOPIX マザーファンド	TOPIX（東証株価指数） (配当込み)	15%
REIT	東京海上・東証REIT マザーファンド	東証REIT指数 (配当込み)	15%

③上記の資産配分比率を基本としますが、当ファンドの基準価額の変動リスクを一定の水準に抑制することを目標として、株式とREITの資産配分比率をそれぞれ引き下げ、短期金融資産を組入れます。（株式とREITの資産配分は、ほぼ同じ比率とします。）

④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

TMA日本債券インデックスマザーファンド

<投資方針>

NOMURA-BPI（総合）に連動する投資成果の達成を目指とします。

<投資対象>

わが国の公社債を主要投資対象とします。

①主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA-BPI（総合）に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。

②信託財産の効率的な運用に資するため、債券先物取引等を利用することができます。このため、公社債の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

TMA日本株TOPIXマザーファンド

<投資方針>

TOPIXに連動する投資成果の達成を目指とします。

<投資対象>

TOPIXに採用されている銘柄を主要投資対象とします。

①TOPIXに採用されている銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し組入を行います。

②流動性、機動性、コスト等の観点から、株価指数先物取引を行なうことがあります。

③基本的には株式への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質株式組入比率の調整を機動的に行ないます。

④有価証券等の価格変動リスクを回避するため、日本において行われる有価証券先物取引、有価

証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における日本の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことがあります。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことがあります。

東京海上・東証REITマザーファンド

<投資方針>

東証REIT指数（配当込み）に連動する投資成果の達成を目標とします。

<投資対象>

主として東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下「REIT」といいます。）に投資します。

①東証REIT指数（配当込み）に採用されているREITを主要投資対象とし、当該指数に連動する投資成果の達成を目標とします。

②流動性、機動性、コスト等の観点から、東証REIT指数先物取引等を行うことがあります。

③原則として、REITへの組入比率を高位に維持します。

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※「TMA日本債券インデックススマザーファンド」の運用にあたっては、層化抽出法を用いてNOMURA-BPI（総合）に連動するよう、残存期間別、種別毎の時価ウェイトとデュレーションを勘案しポートフォリオを構築します。

※「TMA日本株TOPIXマザーファンド」の運用にあたっては、TOPIX（東証株価指数）採用銘柄から時価総額・業種別構成比率等を勘案し、層化抽出法を用いてTOPIXに連動するようポートフォリオを構築します。

※「東京海上・東証REITマザーファンド」の運用にあたっては、完全法を用いて東証REIT指数（配当込み）に連動するようポートフォリオを構築します。

各指数について

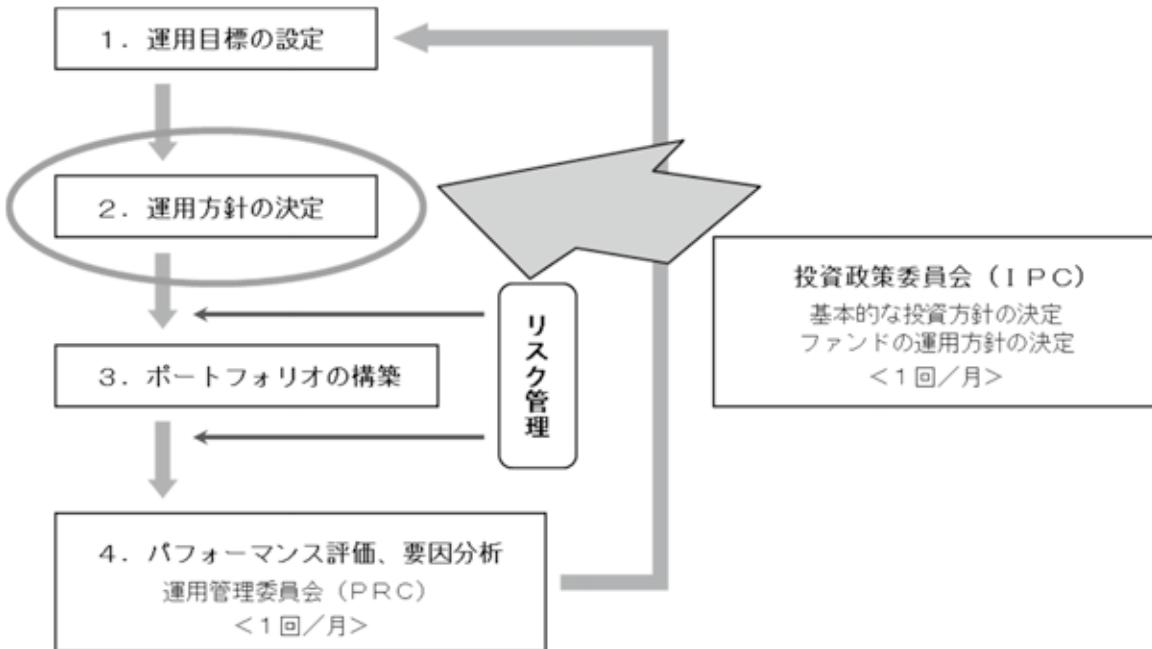
※NOMURA-BPI（総合）とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社（以下、NFRCといいます。）が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な標です。NOMURA-BPIは、NFRCの知的財産です。NFRCは、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。

※TOPIXは、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。TOPIXの指値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下、JPXといいます。）の知的財産であり、指値の算出、指値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

※東証REIT指数は、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、東証市場に上場するREIT全銘柄を対象とした浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。東証REIT指数の指値および東証REIT指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下、JPXといいます。）の知的財産であり、指値の算出、指値の公表、利用等東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証REIT指数の指値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

2 運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（5～10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が隨時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画等ファンド運用に関する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「4 投資リスクについて」をご参照ください。）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2022年10月末日現在）

3 主な投資制限

- (1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※投資制限の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

TMA日本債券インデックスマザーファンド

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換、新株引受権の行使、及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (8) 約款第18条（先物取引等の運用指図）、約款第19条（スワップ取引の運用指図）および約款第20条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）の運用指図に定めるデリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

TMA日本株TOPIXマザーファンド

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) 約款第16条（先物取引等の運用指図）、第17条（スワップ取引の運用指図）および第18条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるデリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクspoージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、

原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

東京海上・東証REITマザーファンド

- (1) 株式への直接投資は行いません。
- (2) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (4) 同一発行体の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の35%以下とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が35%を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- (5) 約款第14条の2（先物取引等の運用指図）に定めるデリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

1. 投資リスク

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。 R E I T の価格は、R E I T が保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。 R E I T は、金利が上昇する場合、他の有価証券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また金利の上昇は、金融機関等から借入れを行っているR E I T の場合、その返済負担が大きくなり、R E I T の価格下落や分配金の減少につながる場合があります。したがって、金利の上昇に伴い基準価額が下落することがあります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。 発行企業・R E I T の信用状況（経営や財務状況等）が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当を行なうことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
法制度等の変更リスク	R E I T および不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）が変更となった場合、R E I T の価格下落や分配金の減少につながる場合があります。したがって、法制度の変更に伴い基準価額が下落することがあります。

2. その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

3. リスクの管理体制

- ・委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。
法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ①有価証券
 - ②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「2. 投資制限」の「4. 先物取引等」、「5. スワップ取引」および「6. 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります。）
 - ③金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ④約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA日本債券インデックスマザーファンド」、「TMA日本株TOPIXマザーファンド」、「東京海上・東証REITマザーファンド」（以下それぞれを総称し、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - (1)株券または新株引受権証書
 - (2)国債証券
 - (3)地方債証券
 - (4)特別の法律により法人の発行する債券
 - (5)社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (6)特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9)特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10)コマーシャル・ペーパー
 - (11)新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13)投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引

2 投資制限

1. 運用の基本方針に基づく制限
 - (1)委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (2)委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (3)委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純

- 法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15)外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (16)オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - (17)預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (18)外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19)指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - (20)抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - (21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (22)受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、(1)から(21)に該当するものを除きます。）
 - (23)外国の者に対する権利で上記(21)および(22)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - (1)預金
 - (2)指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (3)コール・ローン
 - (4)手形割引市場において売買される手形
 - (5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6)外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの
 4. 上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- (4)委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (5)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総

- 額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (6) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (7) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (8) 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

2. 投資する株式等の範囲

- (1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

3. 信用取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 先物取引等

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をする

ことができます。

- (3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

5. スワップ取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なる通貨、異なる受け取金利または異なる受け取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行いうるものとします。

6. 金利先渡取引および為替先渡取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行いうるものとします。

7. 有価証券の貸付

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ① 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ② 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行いうものとします。

8. 有価証券の空売

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「9. 有価証券の借入」の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

9. 有価証券の借入

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行いうものとします。
- (2) 上記(1)の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができる

- きるものとします。
- (3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4)上記(1)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
10. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
11. 外国為替予約取引
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2)上記(1)の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (3)信託財産の一部解約等の事由により上記(2)の限度額を超えることとなつた場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
12. 資金の借入
(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4)借入金の利息は信託財産中から支弁します。

4. 運用状況

1. 投資状況（2022年10月31日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	3,505,535,802	84.63
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		636,478,230	15.36
合計（純資産総額）		4,142,014,032	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

TMA日本株TOPIXマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	40,263,158,320	94.58
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		2,305,456,237	5.41
合計（純資産総額）		42,568,614,557	100.00

他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	2,176,380,000	5.11

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。
このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

TMA日本債券インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	22,826,052,300	89.55
地方債証券	日本	1,135,278,700	4.45
特殊債券	日本	300,650,000	1.17
社債券	日本	1,250,507,911	4.90
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△24,707,875	△0.09
合計（純資産総額）		25,487,781,036	100.00

東京海上・東証REITマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	14,118,452,700	97.46
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		366,665,659	2.53
合計（純資産総額）		14,485,118,359	100.00

他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	393,900,000	2.71

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。
このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

2. 投資資産（2022年10月31日現在）

①投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	T M A 日本債券インデックス マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	2,309,014,042	1.2546	2,897,112,058	1.2498	2,885,805,749	69.67
2	東京海上・東証REIT マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	214,666,910	1.4813	318,005,161	1.4668	314,873,423	7.60
3	T M A 日本株TOPIX マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	176,370,628	1.6953	299,001,618	1.7285	304,856,630	7.36

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	84.63
合 計	84.63

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

①マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

T M A 日本株 T O P I X マザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	株式	745,000	2,053.09	1,529,555,280	2,059.50	1,534,327,500	3.60
2	ソニーグループ	日本	電気機器	株式	102,700	12,280.36	1,261,193,053	9,988.00	1,025,767,600	2.40
3	キーエンス	日本	電気機器	株式	14,600	54,329.52	793,210,992	56,320.00	822,272,000	1.93
4	日本電信電話	日本	情報・通信業	株式	185,700	3,645.72	677,011,857	4,094.00	760,255,800	1.78
5	三菱U F J フィナンシャル・グループ	日本	銀行業	株式	945,100	797.45	753,673,680	699.50	661,097,450	1.55
6	第一三共	日本	医薬品	株式	119,300	2,505.86	298,949,400	4,767.00	568,703,100	1.33
7	任天堂	日本	その他製品	株式	92,700	6,158.24	570,869,344	6,070.00	562,689,000	1.32
8	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	株式	86,500	5,098.05	440,981,325	6,400.00	553,600,000	1.30
9	リクルートホールディングス	日本	サービス業	株式	112,700	5,280.77	595,142,878	4,590.00	517,293,000	1.21
10	日立製作所	日本	電気機器	株式	74,100	5,973.62	442,645,242	6,760.00	500,916,000	1.17
11	武田薬品工業	日本	医薬品	株式	127,000	3,610.90	458,584,820	3,918.00	497,586,000	1.16
12	K D D I	日本	情報・通信業	株式	113,000	4,128.28	466,495,640	4,395.00	496,635,000	1.16
13	H O Y A	日本	精密機器	株式	31,300	13,731.69	429,802,197	13,875.00	434,287,500	1.02
14	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	103,600	4,155.35	430,494,608	4,173.00	432,322,800	1.01
15	東京エレクトロン	日本	電気機器	株式	10,500	57,413.49	602,841,700	39,490.00	414,645,000	0.97
16	ダイキン工業	日本	機械	株式	17,900	22,900.50	409,919,054	22,385.00	400,691,500	0.94
17	本田技研工業	日本	輸送用機器	株式	117,500	3,390.19	398,348,360	3,373.00	396,327,500	0.93
18	三菱商事	日本	卸売業	株式	98,100	4,558.46	447,184,926	4,031.00	395,441,100	0.92
19	信越化学工業	日本	化学	株式	25,100	18,278.21	458,783,190	15,540.00	390,054,000	0.91
20	三井物産	日本	卸売業	株式	114,900	3,327.63	382,344,805	3,293.00	378,365,700	0.88
21	伊藤忠商事	日本	卸売業	株式	96,300	4,069.09	391,853,914	3,849.00	370,658,700	0.87
22	東京海上ホールディングス	日本	保険業	株式	136,800	2,506.53	342,893,325	2,691.00	368,128,800	0.86
23	ソフトバンク	日本	情報・通信業	株式	244,200	1,513.28	369,543,764	1,465.50	357,875,100	0.84
24	村田製作所	日本	電気機器	株式	44,200	8,011.42	354,104,813	7,300.00	322,660,000	0.75
25	オリエンタルランド	日本	サービス業	株式	16,100	22,970.75	369,829,075	19,950.00	321,195,000	0.75
26	日本電産	日本	電気機器	株式	37,000	9,446.14	349,507,242	8,238.00	304,806,000	0.71
27	みずほフィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	189,400	1,627.62	308,271,228	1,606.00	304,176,400	0.71
28	セブン＆アイ・ホールディングス	日本	小売業	株式	53,800	5,593.56	300,933,684	5,554.00	298,805,200	0.70
29	オリンパス	日本	精密機器	株式	90,200	2,355.18	212,438,114	3,140.00	283,228,000	0.66
30	SM C	日本	機械	株式	4,700	66,589.18	312,969,168	60,120.00	282,564,000	0.66

T M A 日本債券インデックススマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第146回利付国債(5年)	日本	国債証券	0.100	2025/12/20	375,000,000	100.68	377,574,170	100.43	376,646,250	1.47
2	第141回利付国債(5年)	日本	国債証券	0.100	2024/09/20	330,000,000	100.50	331,681,890	100.27	330,900,900	1.29
3	第348回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2027/09/20	290,000,000	101.00	292,922,900	100.12	290,350,900	1.13

4	第349回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2027/12/20	285,000,000	100.98	287,816,810	100.07	285,216,600	1.11
5	第142回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.100	2024/12/20	282,000,000	100.61	283,725,150	100.30	282,871,380	1.10
6	第347回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2027/06/20	280,000,000	101.06	282,984,200	100.20	280,579,600	1.10
7	第147回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.005	2026/03/20	280,000,000	100.33	280,934,550	100.13	280,378,000	1.10
8	第354回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2029/03/20	280,000,000	100.78	282,208,800	99.68	279,112,400	1.09
9	第143回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.100	2025/03/20	278,000,000	100.63	279,762,310	100.34	278,959,100	1.09
10	第145回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.100	2025/09/20	276,000,000	100.70	277,947,110	100.40	277,115,040	1.08
11	第350回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2028/03/20	274,000,000	100.95	276,623,400	100.02	274,071,240	1.07
12	第144回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.100	2025/06/20	270,000,000	100.66	271,789,950	100.38	271,031,400	1.06
13	第148回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.005	2026/06/20	270,000,000	100.36	270,985,330	100.09	270,243,000	1.06
14	第149回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.005	2026/09/20	270,000,000	100.39	271,078,200	100.01	270,051,300	1.05
15	第353回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2028/12/20	270,000,000	101.09	272,948,220	99.75	269,341,200	1.05
16	第359回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2030/06/20	271,000,000	100.88	273,391,650	99.02	268,355,040	1.05
17	第358回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2030/03/20	268,000,000	100.19	268,510,840	99.16	265,759,520	1.04
18	第360回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2030/09/20	265,000,000	100.45	266,214,590	98.91	262,127,400	1.02
19	第352回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2028/09/20	260,000,000	101.05	262,745,860	99.85	259,617,800	1.01
20	第355回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2029/06/20	256,000,000	101.01	258,590,180	99.60	254,991,360	1.00
21	第361回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2030/12/20	258,000,000	99.68	257,181,260	98.80	254,914,320	1.00
22	第351回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2028/06/20	252,000,000	100.74	253,879,760	99.94	251,858,880	0.98
23	第357回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2029/12/20	242,000,000	100.86	244,081,340	99.36	240,465,720	0.94
24	第356回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2029/09/20	239,000,000	100.94	241,257,590	99.48	237,778,710	0.93
25	第346回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2027/03/20	234,000,000	100.93	236,187,540	100.28	234,664,560	0.92
26	第439回利付国債（2年）	日本	国債証券	0.005	2024/08/01	231,000,000	100.18	231,415,800	100.09	231,221,760	0.90
27	第363回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2031/06/20	232,000,000	100.19	232,452,350	98.64	228,865,680	0.89
28	第151回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.005	2027/03/20	225,000,000	99.99	224,996,350	99.86	224,703,000	0.88
29	第362回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2031/03/20	220,000,000	100.29	220,648,110	98.72	217,201,600	0.85
30	第367回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.200	2032/06/20	218,000,000	99.77	217,512,770	99.62	217,178,140	0.85

東京海上・東証REITマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	日本ビルファンド投資法人	日本	投資証券	1,493	647,097.88	966,117,149	661,000.00	986,873,000	6.81
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	日本	投資証券	1,280	610,829.77	781,862,111	623,000.00	797,440,000	5.50
3	日本都市ファンド投資法人	日本	投資証券	6,457	94,532.40	610,395,720	109,500.00	707,041,500	4.88
4	野村不動産マスターファンド投資法人	日本	投資証券	4,138	151,576.61	627,224,041	169,500.00	701,391,000	4.84

5	日本プロロジスリート投資法人	日本	投資証券	2,097	346,482.63	726,574,090	311,500.00	653,215,500	4.50
6	G L P 投資法人	日本	投資証券	4,130	177,962.05	734,983,292	154,100.00	636,433,000	4.39
7	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	1,929	324,085.74	625,161,404	300,000.00	578,700,000	3.99
8	オリックス不動産投資法人	日本	投資証券	2,550	165,290.76	421,491,449	199,500.00	508,725,000	3.51
9	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	2,881	133,170.73	383,664,880	157,200.00	452,893,200	3.12
10	アドバンス・レジデンス投資法人	日本	投資証券	1,279	340,671.95	435,719,429	346,000.00	442,534,000	3.05
11	日本プライムリアルティ投資法人	日本	投資証券	875	367,207.53	321,306,594	403,500.00	353,062,500	2.43
12	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	4,127	58,736.83	242,406,934	78,300.00	323,144,100	2.23
13	積水ハウス・リート投資法人	日本	投資証券	3,889	77,158.30	300,068,636	80,100.00	311,508,900	2.15
14	産業ファンド投資法人	日本	投資証券	1,912	184,547.01	352,853,892	157,000.00	300,184,000	2.07
15	アクティビア・プロパティーズ投資法人	日本	投資証券	676	383,812.21	259,457,059	440,500.00	297,778,000	2.05
16	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	442	608,979.01	269,168,724	633,000.00	279,786,000	1.93
17	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	863	310,281.72	267,773,126	318,500.00	274,865,500	1.89
18	インヴィンシブル投資法人	日本	投資証券	5,632	37,131.74	209,125,971	46,700.00	263,014,400	1.81
19	ケネディクス・オフィス投資法人	日本	投資証券	752	331,455.63	249,254,640	338,500.00	254,552,000	1.75
20	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	日本	投資証券	506	555,096.89	280,879,029	493,000.00	249,458,000	1.72
21	フロンティア不動産投資法人	日本	投資証券	475	478,617.46	227,343,294	525,000.00	249,375,000	1.72
22	ラサールロジポート投資法人	日本	投資証券	1,567	173,871.29	272,456,327	158,700.00	248,682,900	1.71
23	森ヒルズリート投資法人	日本	投資証券	1,505	142,388.25	214,294,324	162,700.00	244,863,500	1.69
24	イオンリート投資法人	日本	投資証券	1,417	144,617.61	204,923,160	160,000.00	226,720,000	1.56
25	ヒューリックリート投資法人	日本	投資証券	1,197	162,178.27	194,127,393	174,100.00	208,397,700	1.43
26	大和証券リビング投資法人	日本	投資証券	1,773	108,855.19	193,000,265	115,400.00	204,604,200	1.41
27	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	日本	投資証券	918	200,725.45	184,265,972	217,800.00	199,940,400	1.38
28	三菱地所物流リート投資法人	日本	投資証券	440	444,691.59	195,664,301	440,000.00	193,600,000	1.33
29	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	595	308,976.26	183,840,878	315,500.00	187,722,500	1.29
30	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	267	678,092.64	181,050,735	702,000.00	187,434,000	1.29

b. 投資有価証券の種類**T M A 日本株 T O P I X マザーファンド**

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.30
		建設業	1.85
		食料品	3.17
		繊維製品	0.44
		パルプ・紙	0.18
		化学	5.60
		医薬品	5.54
		石油・石炭製品	0.46
		ゴム製品	0.70
		ガラス・土石製品	0.65
		鉄鋼	0.76
		非鉄金属	0.66
		金属製品	0.56
		機械	4.86

	電気機器	15.99
	輸送用機器	7.43
	精密機器	2.81
	その他製品	2.37
	電気・ガス業	1.12
	陸運業	3.06
	海運業	0.54
	空運業	0.47
	倉庫・運輸関連業	0.17
	情報・通信業	8.84
	卸売業	5.20
	小売業	4.35
	銀行業	5.08
	証券、商品先物取引業	0.70
	保険業	2.14
	その他金融業	1.07
	不動産業	2.06
	サービス業	5.20
合計		94.58

TMA日本債券インデックスマザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	89.55
地方債証券	4.45
特殊債券	1.17
社債券	4.90
合計	100.09

東京海上・東証REITマザーファンド

種類	投資比率(%)
投資証券	97.46
合計	97.46

②投資不動産物件**TMA日本株TOPIXマザーファンド**

該当事項はありません。

TMA日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・東証REITマザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの**TMA日本株TOPIXマザーファンド**

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	帳簿価額	評価額(円)	投資 比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	113	2,115,870,300.00	2,176,380,000	5.11

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。
このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

TMA日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・東証REITマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	帳簿価額	評価額(円)	投資 比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	東証REIT指数先物	買建	200	401,382,000.00	393,900,000	2.71

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。
このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

3. 運用実績（2022年10月31日現在）**①純資産の推移**

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2021年 9月 7日)	193	193	1.0248	1.0248
第2計算期間末	(2022年 9月 7日)	3,064	3,064	0.9883	0.9883
2021年10月末日		282	—	1.0162	—
11月末日		436	—	1.0076	—
12月末日		825	—	1.0144	—
2022年 1月末日		1,055	—	0.9964	—
2月末日		1,245	—	0.9887	—
3月末日		1,691	—	0.9987	—
4月末日		1,956	—	0.9932	—
5月末日		2,170	—	0.9943	—
6月末日		2,349	—	0.9840	—
7月末日		2,601	—	0.9949	—
8月末日		3,053	—	0.9954	—
9月末日		3,790	—	0.9780	—
10月末日		4,142	—	0.9819	—

②分配の推移

該当事項はありません。

③收益率の推移

期	計算期間	收益率(%) (分配付)
第1計算期間	2021年 5月13日～2021年 9月 7日	2.5
第2計算期間	2021年 9月 8日～2022年 9月 7日	△3.6

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている財務諸表の箇所に添付しております。

円資産インデックスバランス<円奏会ベーシック>（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

区分	第1期 [2021年 9月 7日現在]	第2期 [2022年 9月 7日現在]
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,337,610	301,096,218
親投資信託受益証券	182,664,430	2,766,266,254
未収入金	83,453	24,422,545
流動資産合計	193,085,493	3,091,785,017
資産合計	193,085,493	3,091,785,017
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	22,799,999
未払受託者報酬	5,002	245,783
未払委託者報酬	75,052	3,686,692
未払利息	6	432
その他未払費用	2,459	122,796
流動負債合計	82,519	26,855,702
負債合計	82,519	26,855,702
純資産の部		
元本等		
元本	188,336,703	3,101,068,508
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,666,271	△36,139,193
（分配準備積立金）	1,482,398	11,527,312
元本等合計	193,002,974	3,064,929,315
純資産合計	193,002,974	3,064,929,315
負債純資産合計	193,085,493	3,091,785,017

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第1期	第2期
	自 2021年 5月13日 至 2021年 9月 7日	自 2021年 9月 8日 至 2022年 9月 7日
営業収益		
受取利息	1	506
有価証券売買等損益	1, 566, 224	△31, 338, 423
営業収益合計	1, 566, 225	△31, 337, 917
営業費用		
支払利息	483	34, 990
受託者報酬	5, 002	313, 649
委託者報酬	75, 052	4, 704, 670
その他費用	2, 459	156, 643
営業費用合計	82, 996	5, 209, 952
営業利益又は営業損失（△）	1, 483, 229	△36, 547, 869
経常利益又は経常損失（△）	1, 483, 229	△36, 547, 869
当期純利益又は当期純損失（△）	1, 483, 229	△36, 547, 869
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	831	△5, 305, 384
期首剰余金又は期首次損金（△）	—	4, 666, 271
剰余金増加額又は欠損金減少額	3, 190, 466	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3, 190, 466	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	6, 593	9, 562, 979
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6, 593	1, 988, 694
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	7, 574, 285
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4, 666, 271	△36, 139, 193

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第2期 自 2021年 9月 8日 至 2022年 9月 7日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託（ファンド）の沿革
- II 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2. 投資信託（ファンド）の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

財産3分法(適格機関投資家専用)

(以下「ファンド」という場合があります。)

2 目的および基本的性格

主として、不動産、債券、株式に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

商品分類		
単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券 不動産投信 その他資産 ()
追加型投信	内 外	資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含む日本) 日本 北米 欧州	ファミリーファンド	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	アジア オセアニア		あり (部分ヘッジ)
不動産投信	年12回 (毎月) 日々 その他	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(株式、債券、不動産投信)))		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産(投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(株式、債券、不動産投信)))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、債券および不動産投信に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル(含む日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジあり(部分ヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

3 特 色

● ● ● ファンドの特色 ● ● ●

1 投資信託証券への投資を通じて、 3つの異なる資産（不動産、債券および株式）に分散投資します。

- 「不動産」、「債券」および「株式」の3つの異なる資産に分散投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- 当ファンドは、各資産を主要投資対象とする投資信託証券を通じて投資を行なうファンドです。

2 原則として、各資産の基本組入比率は 不動産等25%、債券50%、株式25%とします。

- 各資産の組入比率の合計は、原則高位を維持します。

※各資産への投資比率については、基本組入比率をベースに各資産の利回り、収益性、流動性および設定・解約状況などを勘案して「不動産等25%±20%、債券50%±40%、株式25%±20%」の範囲で決定します。

「財産3分法」とは？

財産を「不動産・現金（預金）・株式」の3つの資産に分けて保管・運用することを「財産3分法」といいます。先達の知恵として、財産を3つの資産に分散することで、**安定性・流動性・収益性**を保ちながら資産形成が行なわれてきました。

流動性+収益性

相対的に金利が高く、
安定的な利子収入が期待できる「海外債券」



債券

安定性

不動産

値上がり益に加えて相対的に高い
分配収入も期待できる
「J-REIT」



株式

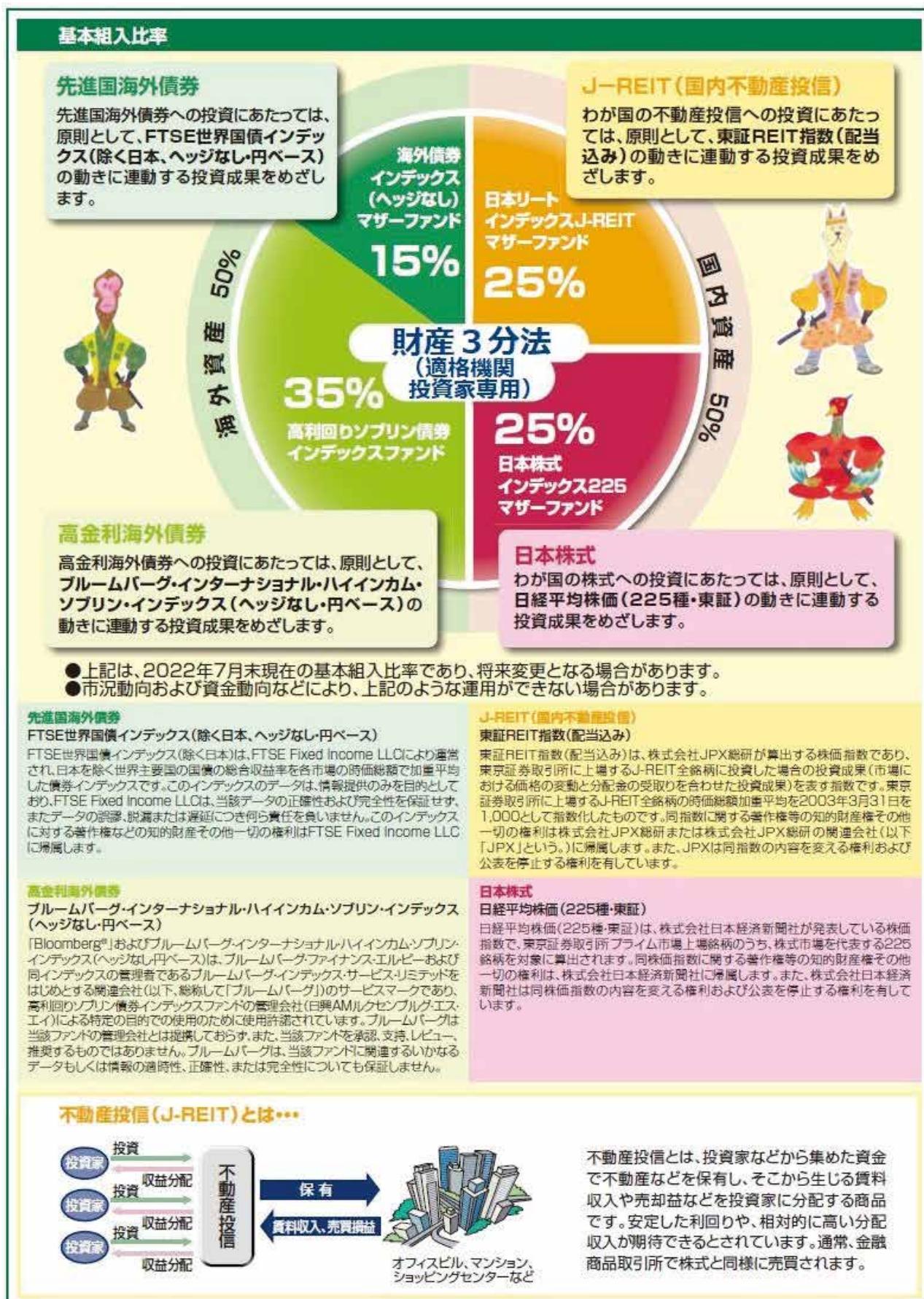
わが国の成長に期待しながら、
配当収入も期待できる
「日本株式」

収益性



資産分散により、安定した資産の成長をめざします。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。





資産分散投資で安定的な値動きをめざします。

- それぞれの資産は、異なる値動きをする傾向があります。

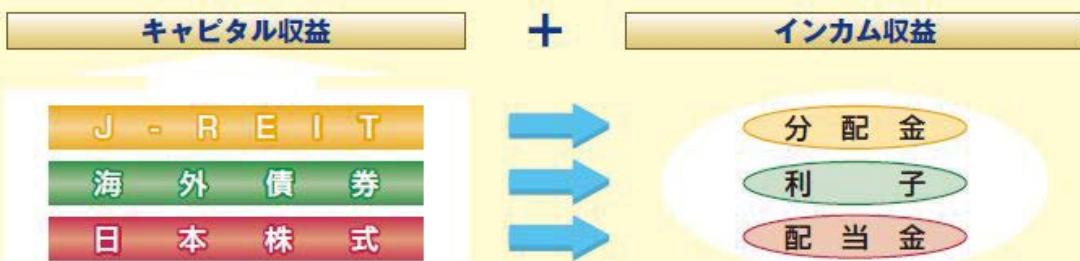
＜各資産の値動きの特徴＞

	不動産等	債券	株式
景気が良くなると	空室率や賃料水準は改善の傾向 価格は上がる傾向	金利は上がる傾向 ↓ 価格は下がる傾向	企業業績は改善する傾向 ↑ 価格は上がる傾向
景気が悪くなると	空室率や賃料水準は悪化の傾向 価格は下がる傾向	金利は下がる傾向 ↑ 価格は上がる傾向	企業業績は悪化する傾向 ↓ 価格は下がる傾向

※価格変動などに関する説明は一般論であり、実際はこれと異なる動きをする場合があります。

●●● 分配金について

J-REITや海外債券、日本株式から得られるインカム収益（分配金、利子、配当金）を中心に、キャピタル収益（資産の成長分、為替差益）なども考慮して、分配する方針です。



●分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

（ご参考）それぞれの資産から、インカム収益*が期待されます。

*J-REITや債券、株式の分配金や利子、配当など



J - R E I T:東証REIT指数(実績分配金利回り)

高金利海外債券:ブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)(最終利回り)

先進国海外債券:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)(最終利回り)

日本株式:日経平均株価(実績配当利回り)

*各資産のリスク特性はそれぞれ異なるため、利回りだけで比較できるものではありません。

上記グラフの参考利回りは、2022年7月末現在の各資産の利回りなどであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



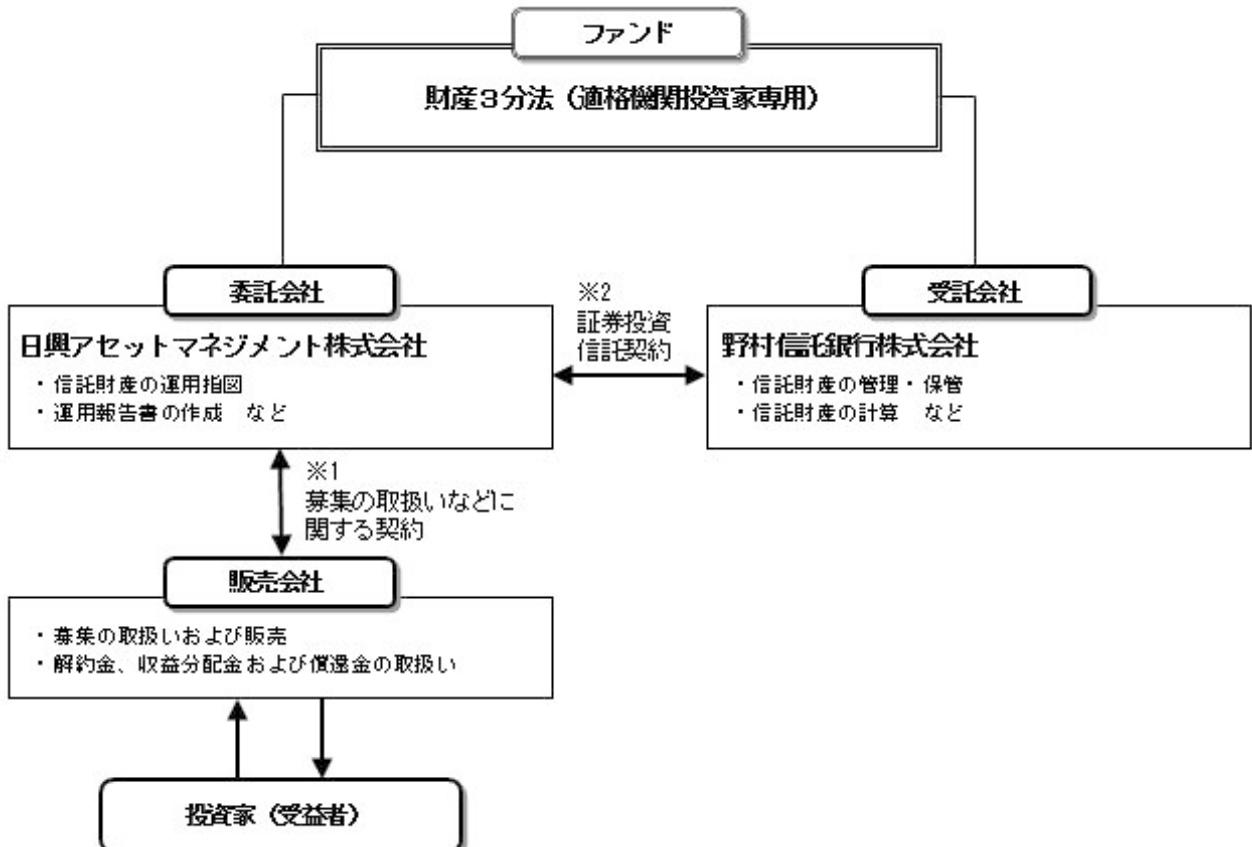
(主な投資制限)

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(分配方針)

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわない場合があります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

4 仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の決めの内容などが含まれています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主として、別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。

- ・原則として、ファンドが実質的に保有する以下に掲げる資産の信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう投資を行ないます。

「不動産等(不動産、不動産の賃借権、地上権およびこれらのものを信託する 信託の受益権または匿名組合出資持分をいいます。)」	…… 25%±20%
「債券」	…… 50%±40%
「株式」	…… 25%±20%
- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、各資産毎の利回り水準や市況動向、資金動向などを勘案して決定します。
- ・なお、別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・また、外貨建ての投資信託証券に投資することができます。
- ・ファンドが実質的に保有する外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なう場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の投資方針と主な投資対象

日本リートインデックスJ-REITマザーファンド

- ・主として、東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、東証REIT指数(配当込み)*の動きに連動した投資成果をめざします。
- ・不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

* 東証REIT指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所が発表している、東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄に投資した場合の投資成果(市場における価格の変動と分配金の受取りを合わせた投資成果)を表す指標です。

東証REIT指数の指標値および東証REIT指数に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証REIT指数の指標値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド

- ・主として世界各国の債券に投資し、FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)*の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
- ・運用の効率化をはかるため、債券先物取引や外国為替予約取引などを活用することができます。このため、債券の組入総額と債券先物取引などの買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

* FTSE 世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著

作権などの知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

高利回りソブリン債券インデックスファンド（ルクセンブルグ籍円建外国投資信託）

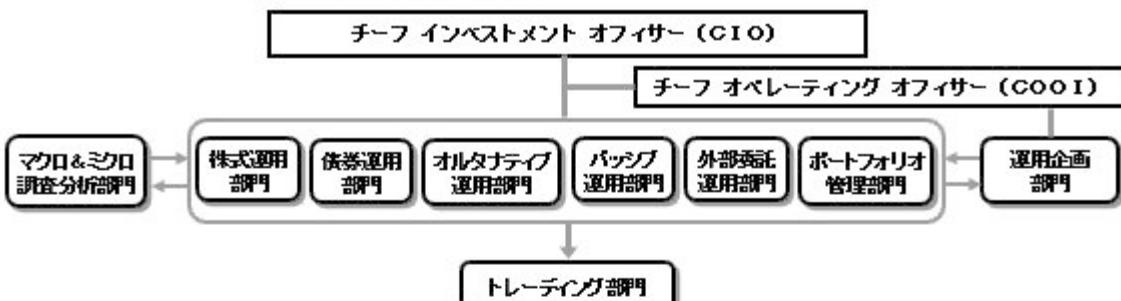
- ・主として、ブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス（ヘッジなし・円ベース）* の構成国のソブリン債券に投資を行ない、当該指数に連動する投資成果をめざします。
- ・原則として、高利回りの7カ国（少なくとも2カ国は先進国）のソブリン債券へ投資します。
- *「Bloomberg」およびブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス（ヘッジなし・円ベース）は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよび同インデックスの管理者であるブルームバーグ・インデックス・サービス・リミテッドをはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、高利回りソブリン債券インデックスファンドの管理会社（日興 AM ルクセンブルグ・エス・エイ）による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグは当該ファンドの管理会社とは提携しておらず、また、当該ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当該ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

日本株式インデックス225マザーファンド

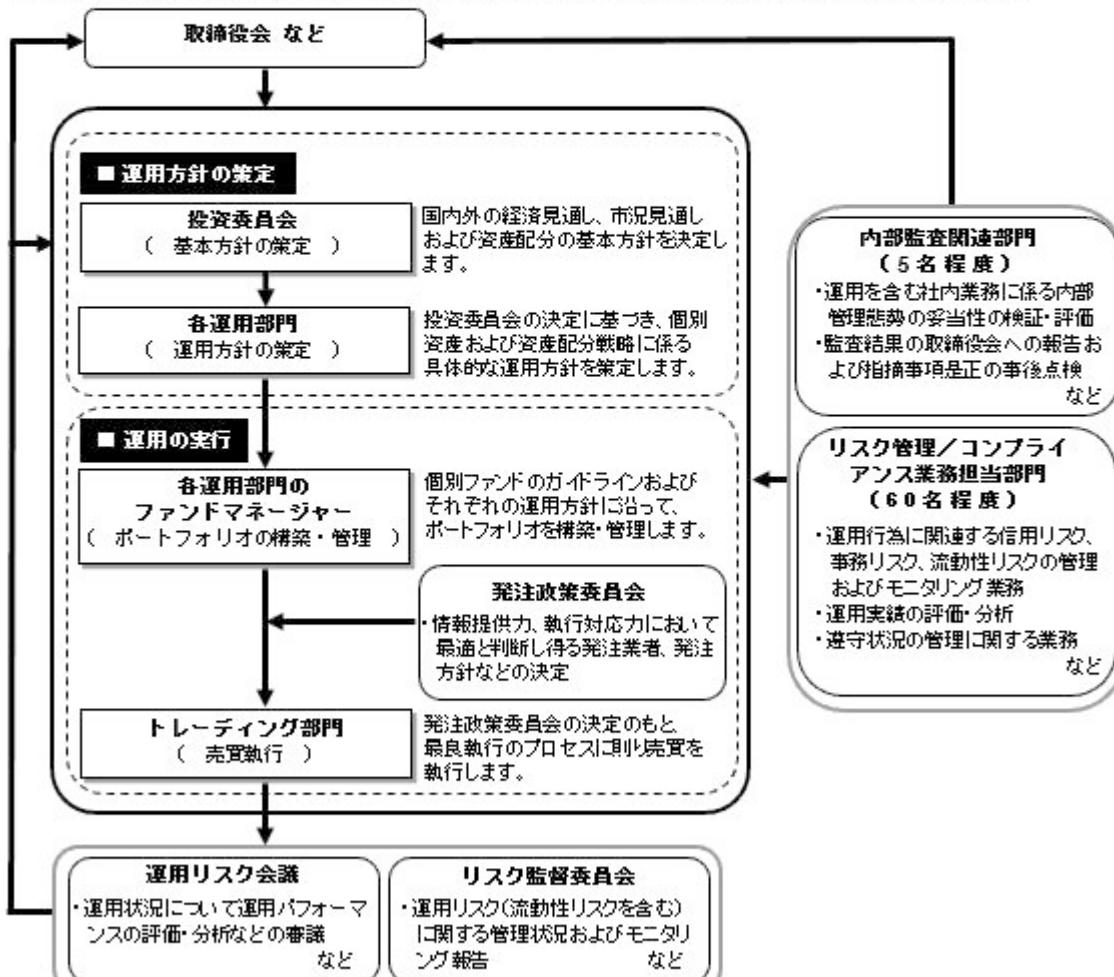
- ・主としてわが国の株式に投資し、日経平均株価（225種・東証）* の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
- ・運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引などを活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- * 日経平均株価（225種・東証）は、株式会社日本経済新聞社が発表している株価指数で、東京証券取引所プライム市場上場銘柄のうち、株式市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。
- 同株価指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社日本経済新聞社に帰属します。また、株式会社日本経済新聞社は同株価指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

2 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



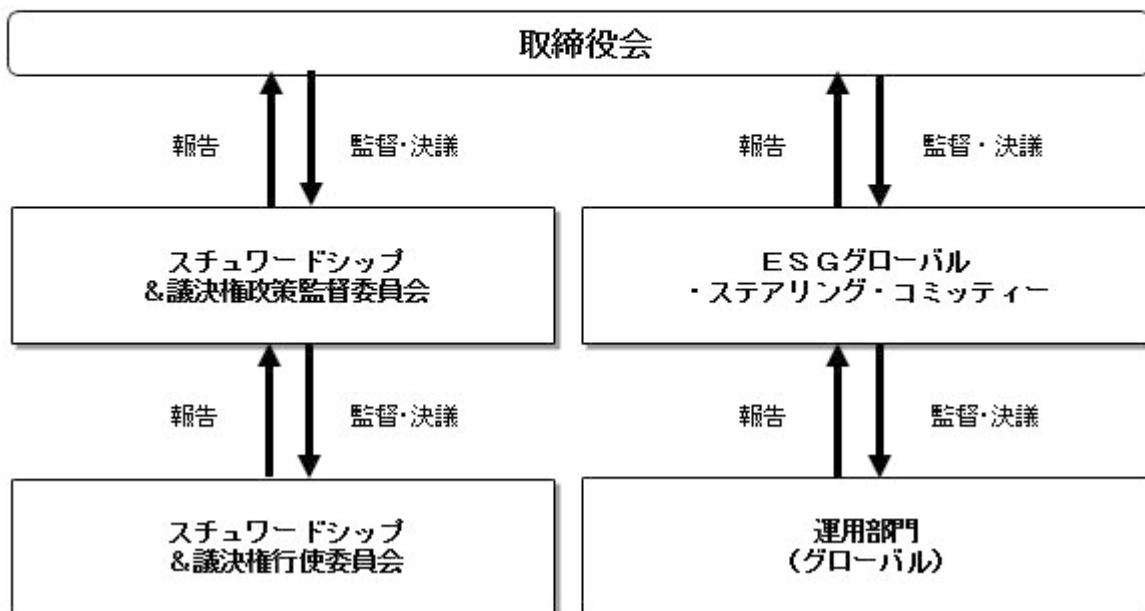
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ＆議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記の体制等は 2022 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ・投資信託証券、短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行いません。
- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の主な投資制限

日本リートインデックスJ-REITマザーファンド

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行いません。
- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド

- ・株式への投資は行いません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクspoージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

高利回りソブリン債券インデックスファンド(ルクセンブルグ籍円建外国投資信託)

- ・株式への投資は行いません。
- ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

日本株式インデックス225マザーファンド

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクspoージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4 投資リスクについて

- ・当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。
- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に不動産投信、債券および株式を実質的な投資対象としますので、不動産投信、債券および株式の価格の下落や、不動産投信、債券および株式の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴なう不動産の減失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないとため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそういうことが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することができますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

- ・一部の資産を除き、原則として、為替ヘッジを行なわないため、外貨建資産については、一般に外国為替相場

- が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一部の資産において、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデーターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合には、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流入出などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

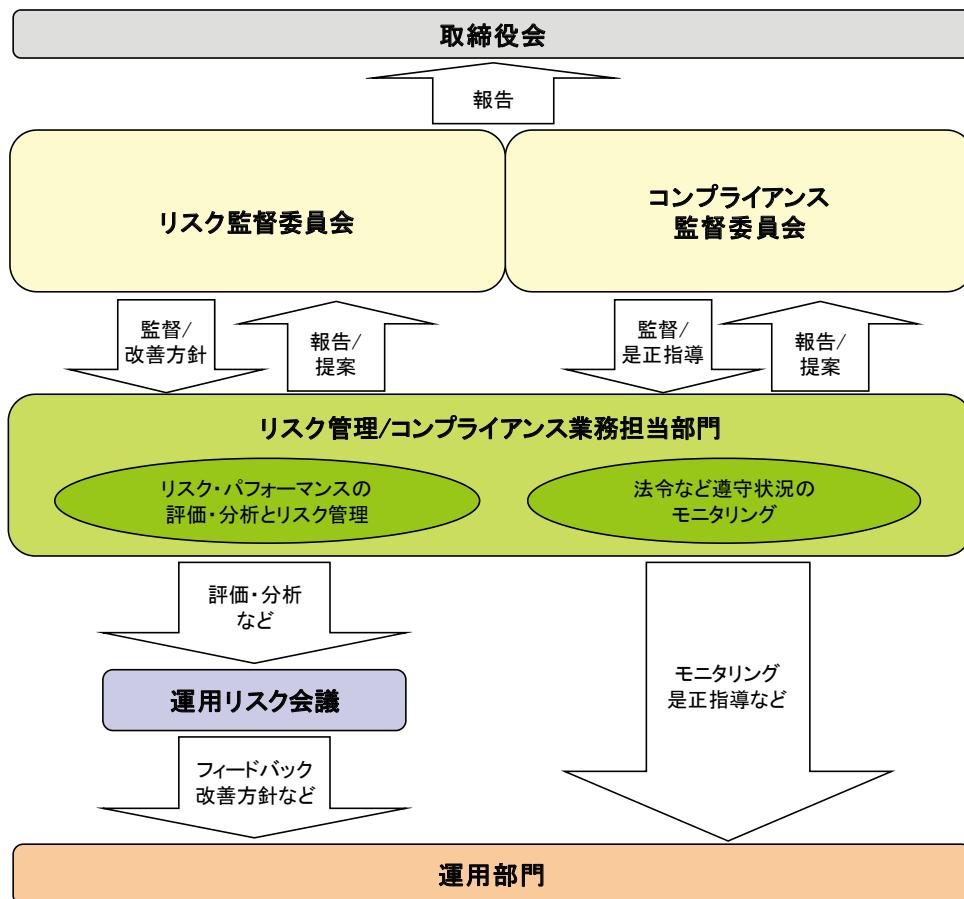
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

委託会社における投資リスクの管理体制は以下の通りです。

《リスク管理体制》



■全社的リスク管理

委託会社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。委託会社における法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーションナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記の体制等は2022年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 財産3分法（適格機関投資家専用）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) 金銭債権
 - 3) 約束手形
 - 4) 為替手形
- ② 主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 外国為替予約取引
 - 2) 資金の借入

2 財産3分法（適格機関投資家専用）の投資制限

＜約款に定める投資制限＞

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行いません。
- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 6) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当（解約に伴う支払資金の手当のための借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもつて有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額お

1) の証券の性質を有するもの
3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1) 預金
2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3) コール・ローン
4) 手形割引市場において売買される手形

④ 次の取引ができます。

1) 外国為替予約取引
2) 資金の借入

より借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当にてあたっては、解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当にてあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

二) 解約に伴う支払資金の手当のための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

木) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当のための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

4. 運用状況

以下の運用状況は2022年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

1 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルク	1,217,309,639	32.85
親投資信託受益証券	日本	2,390,723,168	64.51
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	97,917,920	2.64
合計(純資産総額)		3,705,950,727	100.00

2 投資資産

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ルクセンブルク	投資信託受益証券	高利回リソブリン債券インデックスファンド	2,941,782,598	0.5	1,476,478,377	0.41	1,217,309,639	32.85
日本	親投資信託受益証券	日本リートインデックスJ-REITマザーファンド	356,867,447	2.5580	912,878,464	2.6039	929,247,145	25.07
日本	親投資信託受益証券	日本株式インデックス225マザーファンド	313,174,258	2.8159	881,885,994	2.9171	913,560,628	24.65
日本	親投資信託受益証券	海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド	205,204,073	2.6098	535,543,864	2.6701	547,915,395	14.78

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	32.85
親投資信託受益証券	64.51
合 計	97.36

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

3 運用実績

①【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2022年7月11日)	2,844	2,844	0.9597	0.9597
2021年10月末日	450	—	1.0201	—
11月末日	662	—	0.9896	—
12月末日	1,153	—	1.0155	—
2022年1月末日	1,418	—	0.9725	—
2月末日	1,623	—	0.9518	—
3月末日	2,010	—	0.9602	—
4月末日	2,298	—	0.9497	—
5月末日	2,584	—	0.9562	—
6月末日	2,724	—	0.9576	—
7月末日	3,055	—	0.9813	—
8月末日	3,179	—	0.9860	—
9月末日	3,237	—	0.9516	—
10月末日	3,705	—	0.9808	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2021年5月26日～2022年7月11日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2021年5月26日～2022年7月11日	△4.03

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、PwCあらた有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されております。

(1) 貸借対照表

(単位:円)

		第1期 2022年7月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	84,977,185	
投資信託受益証券	965,034,249	
親投資信託受益証券	1,815,265,047	
流動資産合計	<u>2,865,276,481</u>	
資産合計	2,865,276,481	
負債の部		
流動負債		
未払金	14,131,093	
未払受託者報酬	377,795	
未払委託者報酬	5,542,014	
未払利息	15	
その他未払費用	491,456	
流動負債合計	<u>20,542,373</u>	
負債合計	20,542,373	
純資産の部		
元本等		
元本	2,964,146,224	
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金(△) (分配準備積立金)	△119,412,116 351,391,431	
元本等合計	<u>2,844,734,108</u>	
純資産合計	2,844,734,108	
負債純資産合計	2,865,276,481	

(2) 損益及び剩余金計算書

(単位:円)

第1期	
自	2021年5月26日
至	2022年7月11日
営業収益	
受取配当金	342,128,700
有価証券売買等損益	△391,308,235
営業収益合計	△49,179,535
営業費用	
支払利息	6,300
受託者報酬	418,588
委託者報酬	6,141,273
その他費用	494,131
営業費用合計	7,060,292
営業利益又は営業損失(△)	△56,239,827
経常利益又は経常損失(△)	△56,239,827
当期純利益又は当期純損失(△)	△56,239,827
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△1,363,515
期首剩余金又は期首次損金(△)	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	854,350
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	854,350
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	65,390,154
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	65,390,154
分配金	-
期末剩余金又は期末欠損金(△)	△119,412,116

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>
-----------------	--

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定および解約の実績

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

グローバル3倍3分法(適格機関投資家専用)

(以下「ファンド」という場合があります。)

2 目的および基本的性格

主として、日本を含む世界各国の株式、不動産投信(REIT)および債券などを実質的な投資対象とする
投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

商品分類		
単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
		その他資産 ()
追加型投信	内 外	資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをい
います。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記
載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があ
るものをおいいます。

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含む日本) 日本 北米 欧州	ファミリーファンド	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	アジア オセアニア		あり ()
不動産投信	年12回 (毎月) 日々	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 ()	その他 ()	エマージング		
資産複合 (その他資産(投資信託証券(株式、不動産投信、その他資産(株価指数先物取引、国債先物取引)))) 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇資産複合 資産配分固定型(その他資産(投資信託証券(株式、不動産投信、その他資産(株価指数先物取引、国債先物取引))))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、不動産投信およびその他資産(株価指数先物取引、国債先物取引)に投資を行ないます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル(含む日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

3 特 色

1

実質的に、世界の株式、REITおよび債券などに分散投資を行ない、
収益の獲得をめざします。

- 主要投資信託証券(グローバル3倍3分法ファンド(適格機関投資家向け))を通じて、主として、
世界(日本を含む)の資産(株式、REIT、債券)に投資を行ないます。

2

世界の株式やREITに加えて、株価指数先物取引や国債先物取引などを
活用することで、信託財産の純資産総額の3倍相当額の投資を行ない
ます。

- 主要投資信託証券は、各資産に投資を行なうマザーファンドの受益証券のほか、株価指数
先物および国債先物の取引に係る権利などに投資を行ないます。
- 世界の株式やREITなどの現物の組入総額と株価指数先物取引や国債先物取引の買建総額
の組入合計額が、信託財産の純資産総額の3倍相当額となるように投資を行ないます。

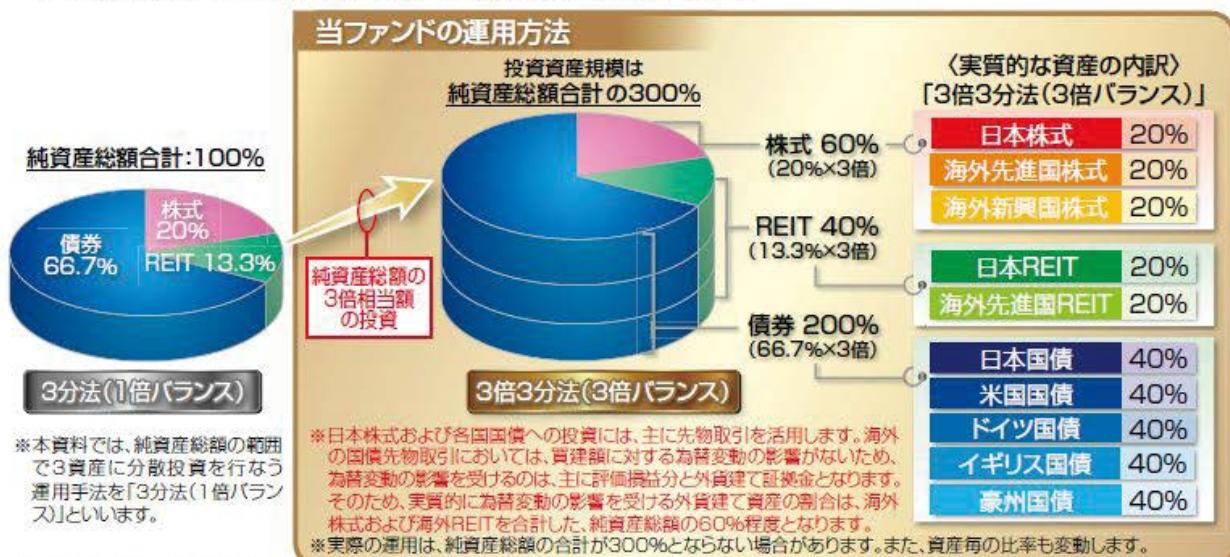
世界の株式、REIT、債券の3つの資産に対し、
純資産総額の3倍相当額の投資を行なう運用手法を「3倍3分法」としています。

基準価額変動リスクの大きいファンドですので、ご投資の際には慎重にご判断ください。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

投資対象資産と実質的な資産の内訳について

当ファンドは、世界の株式やREITに加えて、日本株式および各国国債への投資には先物取引などを活用することで、純資産総額の3倍相当額の投資を行ないます。投資対象資産は世界の株式、REIT、債券の3資産とし、幅広く分散投資を行ないます。



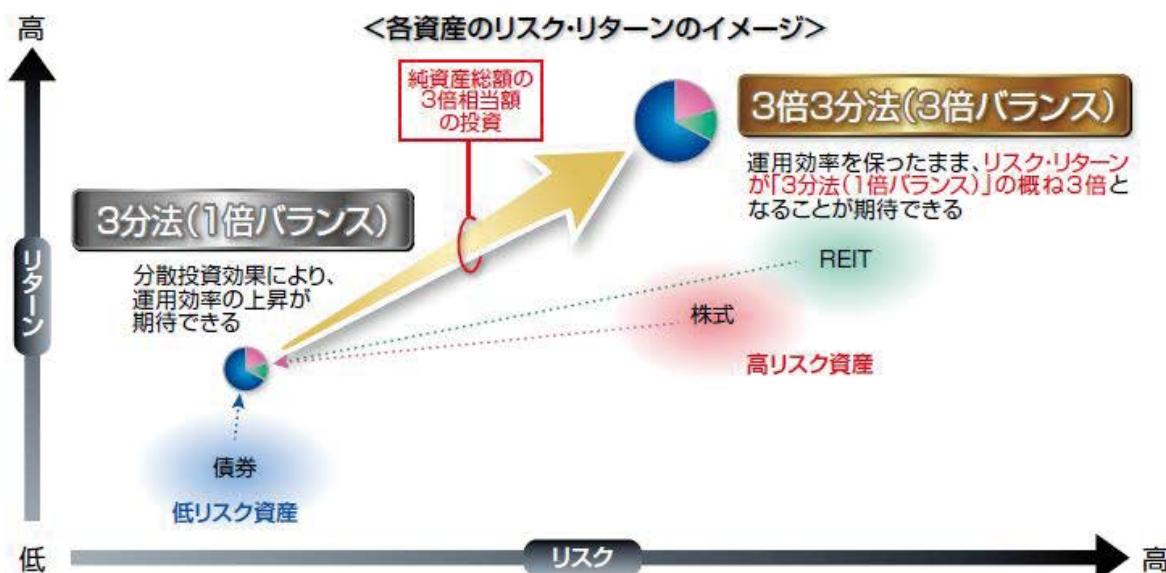
※上記はイメージ図です。

※上記の「3分法(1倍バランス)」の資産配分比率は、「3倍3分法(3倍バランス)」の実質的な資産配分比率の1/3(端数は四捨五入)として計算したものであり、実在するポートフォリオではありません。

※上記は資料作成時現在のものであり、投資対象資産および資産配分比率は、今後変更される可能性があります。

「3倍3分法(3倍バランス)」のリスク・リターンのイメージ

一般に、値動きの異なる複数の資産に分散投資を行なうことで、運用効率(リスクあたりのリターン)が上昇し、価格変動リスクの低減とりターンの安定化が期待できます。さらに、当ファンドでは、実質的に先物取引などを活用して純資産総額の3倍相当額の投資を行なうことにより、運用効率を保ったまま、より高いリスク・リターンが期待できます。



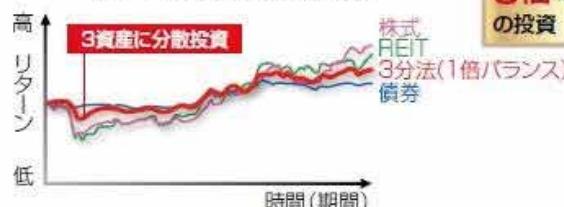
当ファンドの値動きのイメージ

■当ファンドは、世界の株式やREITに加えて、日本株式および各國国債への投資には先物取引などを活用することで、純資産総額の3倍相当額の投資を行ないます。そのため、「3分法(1倍バランス)」の運用手法に比べて、日々の基準価額の変動が大きくなります。

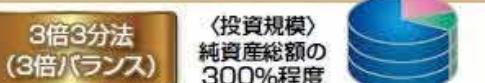
「3分法(1倍バランス)」の値動きのイメージ



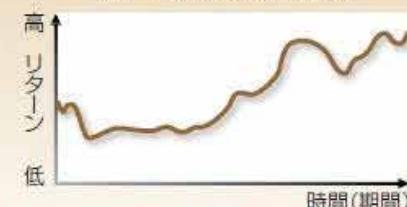
値動きの異なる資産を組み合わせることで、リスク(値動きのブレ)が抑制され、リターンの安定化が期待される



「3倍3分法(3倍バランス)」に期待される運用成果



先物取引を活用することで、「3分法(1倍バランス)」に比べて、リスク(値動きのブレ)が大きくなる一方、リターンの向上が期待される



*市況動向および設定・解約による資金動向、収益分配などから、日々の値動きが、「3分法(1倍バランス)」の3倍になるとは限りません。
※中長期でみると、複利の効果により、「3分法(1倍バランス)」のパフォーマンスとのかい離がプラスにもマイナスにも大きくなる傾向があります。そのため、累積のパフォーマンスが3倍になる訳ではありません。

*当ファンドのリスクについては、後述の「投資リスク」をご覧ください。

*上記は当ファンドの値動きについてのご理解を深めていただくためのイメージであり、実際の運用成果などを保証するものではありません。

ファンドの仕組み

■当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



*投資先投資信託証券は適宜見直しを行ないます。

(主な投資制限)

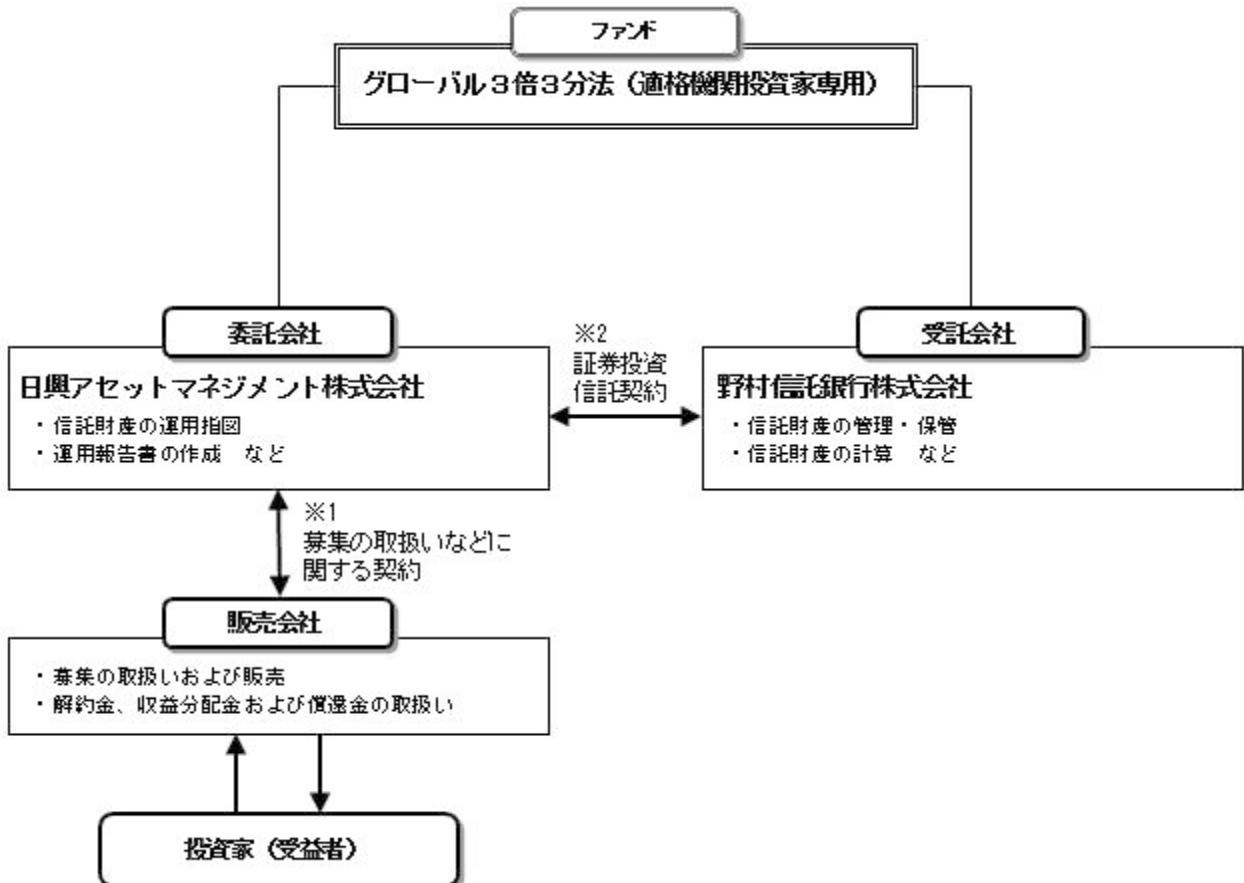
- 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(分配方針)

- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

*将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

4 仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の決めの内容などが含まれています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主として、日本を含む世界各国の株式、不動産投信および債券等を実質的な投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

- ・投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
- ・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の投資方針と主な投資対象

グローバル3倍3分法ファンド（適格機関投資家向け）

- ・主として、海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI(ヘッジなし)マザーファンド、海外新興国株式インデックス MSCI エマージング(ヘッジなし)マザーファンド、海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンドおよび日本リートインデックスJ-REITマザーファンドの受益証券に投資を行なうとともに、株価指数先物取引に係る権利および国債先物取引に係る権利に投資を行なうことで、実質的に日本を含む世界各国の株式、不動産投信および債券に投資し、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
- ・各投資対象資産の組入比率は、原則として、市況環境および投資対象資産のリスク水準等を勘案して決定します。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(ご参考)海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI(ヘッジなし)マザーファンド

- ・主として日本を除く世界各国の株式(DR(預託証券)およびカントリーファンド等を含みます。)に投資し、MSCI-KOKUSAI インデックス(円ヘッジなし・円ベース)*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

* MSCI-KOKUSAI インデックスは、MSCI Inc.が発表している、日本を除く世界の主要国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指標です。(円ヘッジなし・円ベース)とは、現地通貨ベースの指標をヘッジを行なわず、円換算したものです。

同指標に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指標の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(ご参考)海外新興国株式インデックス MSCI エマージング(ヘッジなし)マザーファンド

- ・主として、新興国の株式(DR(預託証券)およびカントリーファンド等を含みます。)に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ヘッジなし・円ベース)*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

* MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表している、世界の新興国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。（円ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指標をヘッジを行なわずに円換算したものです。

同指標に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(ご参考)海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンド

・主として、日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、S & P 先進国REIT指標（除く日本、ヘッジなし・円ベース）*の動きに連動した投資成果をめざします。

・不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行ないません。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

* S & P先進国REIT指標（除く日本）は、スタンダード & プアーズ ファイナンシャル サービシーズ エル エル シー（S & P社）が発表している、日本を除く世界の主要国の不動産投信市場の合成パフォーマンスを表す指標です。（ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指標をヘッジを行なわずに円換算したものです。

同指標に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はS & P社に帰属します。また、S & P社は同指標の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(ご参考)日本リートインデックスJ-REITマザーファンド

・主として、東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、東証REIT指標（配当込み）* の動きに連動した投資成果をめざします。

・不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

* 東証REIT指標（配当込み）は、株式会社東京証券取引所が発表している、東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄に投資した場合の投資成果（市場における価格の変動と分配金の受取りを合わせた投資成果）を表す指標です。

東証REIT指標の指標値および東証REIT指標に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証REIT指標に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指標に係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証REIT指標の指標値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

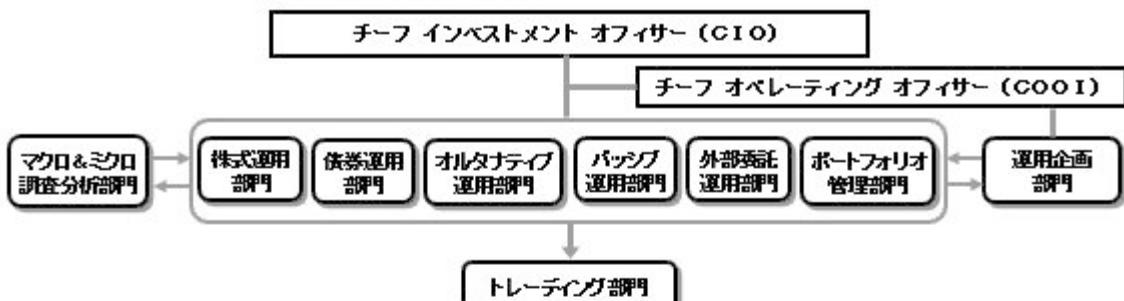
マネー・オープン・マザーファンド

・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。

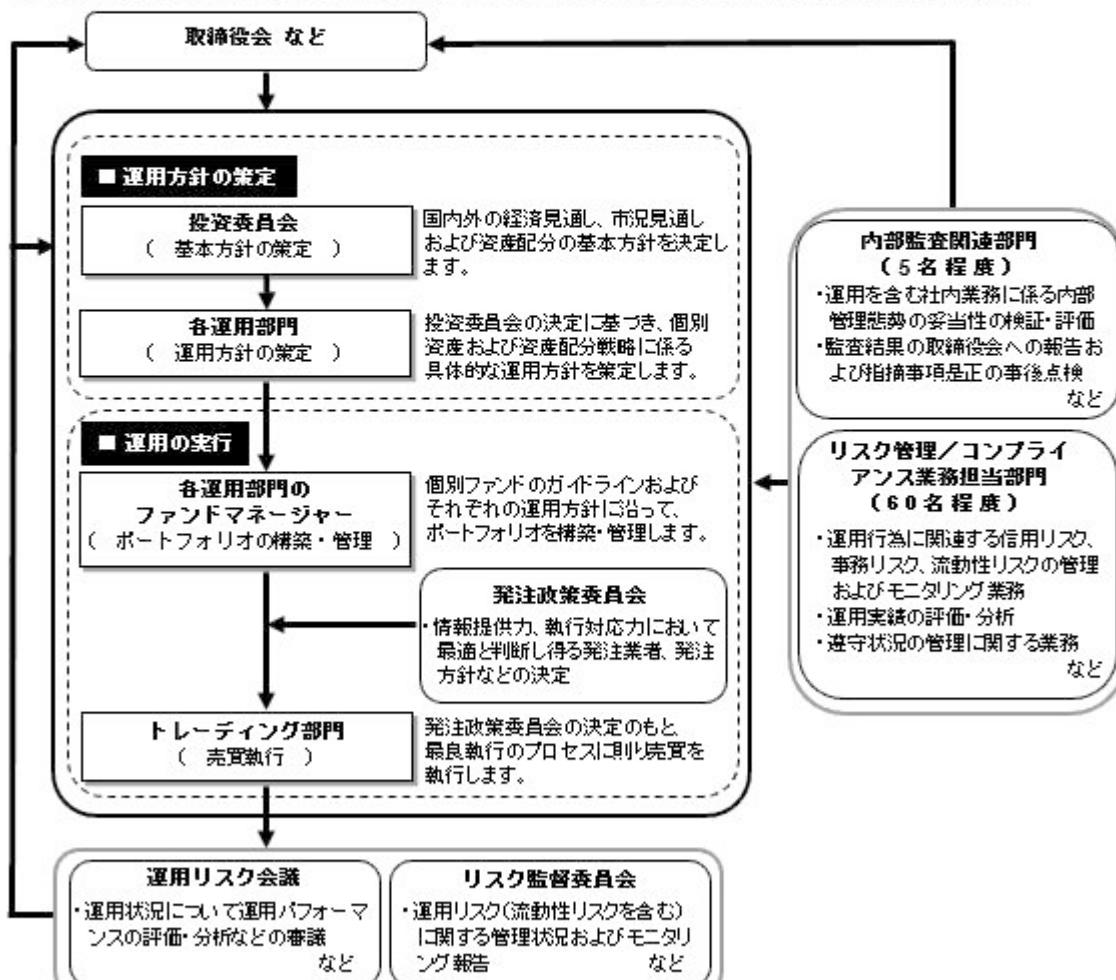
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



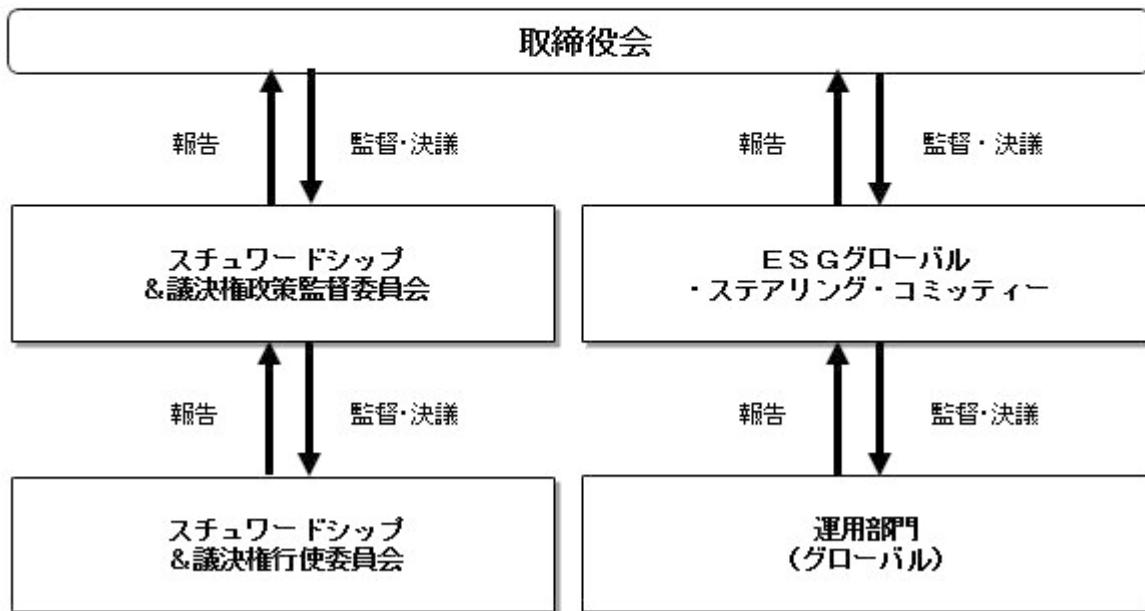
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ＆議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記の体制等は 2022 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ・投資信託証券、短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第1号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行いません。
- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の主な投資制限

グローバル3倍3分法ファンド(適格機関投資家向け)

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ご参考)海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI(ヘッジなし)マザーファンド

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクspoージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ご参考)海外新興国株式インデックス MSCI エマージング(ヘッジなし)マザーファンド

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクspoージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ご参考)海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンド

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行いません。
- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクspoージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ご参考)日本リートインデックスJ-REITマザーファンド

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
 - ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行いません。
 - ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
 - ・外貨建資産への投資は行いません。
 - ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- マネー・オープン・マザーファンド**
- ・株式(新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。)への投資は行いません。
 - ・外貨建資産への投資は行いません。
 - ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクspoージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4 投資リスクについて

- ・当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。
- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式、不動産投信、株価指数先物取引および国債先物取引にかかる権利を実質的な投資対象としますので、株式、不動産投信、株価指数先物取引および国債先物取引にかかる権利の価格の下落や、株式および不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴なう不動産の減失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に株価指数先物取引および国債先物取引にかかる権利の価格は、投資対象となる原資産の値動きや先物市場の需給および金利の動きなどの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、当該先物取引にかかる権利の値動きに予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないとため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する有価証券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け

相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデーターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。

- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

⑥ デリバティブリスク

金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあります。その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。

⑦ レバレッジリスク

株価指数先物取引および国債先物取引などを積極的に用いてレバレッジ取引を行ないます。したがって、株式や債券の影響を大きく受けます。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することができます。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

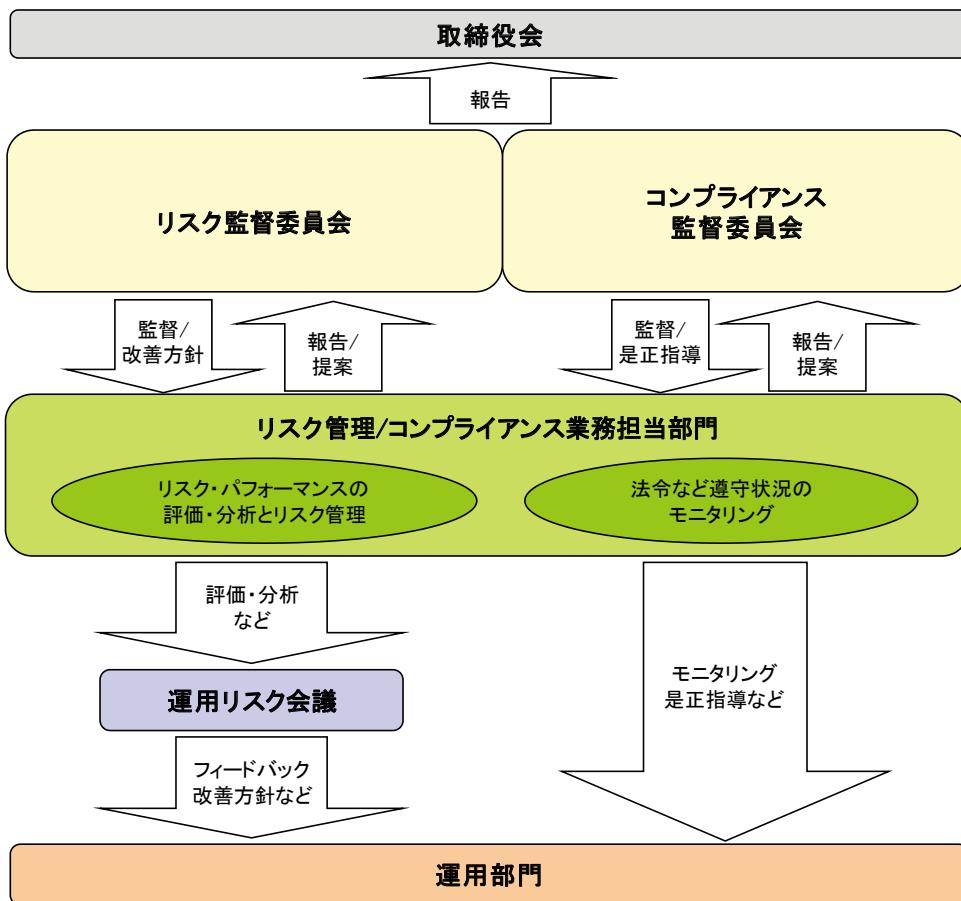
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることがあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

委託会社における投資リスクの管理体制は以下の通りです。

《リスク管理体制》



■全社的リスク管理

委託会社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。委託会社における法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーションナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記の体制等は 2022 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 グローバル3倍3分法（適格機関投資家専用）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1)有価証券
 - 2)金銭債権
 - 3)約束手形
 - 4)為替手形
- ② 主として別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1)短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 2)外国または外国の者の発行する証券または証書で、
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1)預金
 - 2)指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3)コール・ローン
 - 4)手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
 - 1)外国為替予約取引
 - 2)資金の借入

2 グローバル3倍3分法（適格機関投資家専用）の投資制限

＜約款に定める投資制限＞

- 1)投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行いません。
- 3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 5)信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 6)信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもつて有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額お

- 1)の証券の性質を有するもの
- 3)指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1)預金
 - 2)指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3)コール・ローン
 - 4)手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
 - 1)外国為替予約取引
 - 2)資金の借入

より借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

- イ)解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ロ)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ)借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- 二)解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2022 年 10 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

1 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	5,161,924,449	99.06
親投資信託受益証券	日本	4,833,512	0.09
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	44,403,890	0.85
合計(純資産総額)		5,211,161,851	100.00

2 投資資産

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	グローバル3倍3分法ファンド(適格機関投資家向け)	4,217,947,744	1.2463	5,256,932,633	1.2238	5,161,924,449	99.06
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	4,759,268	1.0157	4,833,989	1.0156	4,833,512	0.09

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.06
親投資信託受益証券	0.09
合 計	99.15

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

3 運用実績

①【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2022年9月21日)	4,935	4,935	0.8251	0.8251
2021年10月末日	1,161	—	1.0518	—
11月末日	1,571	—	1.0391	—
12月末日	2,198	—	1.0770	—
2022年1月末日	2,750	—	0.9896	—
2月末日	3,102	—	0.9502	—
3月末日	3,740	—	0.9768	—
4月末日	4,173	—	0.9330	—
5月末日	4,574	—	0.9122	—
6月末日	4,753	—	0.8508	—
7月末日	5,287	—	0.9426	—
8月末日	5,093	—	0.8745	—
9月末日	4,530	—	0.7381	—
10月末日	5,211	—	0.8029	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2021年5月26日～2022年9月21日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2021年5月26日～2022年9月21日	△17.49

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、PwCあらた有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されております。

(1) 貸借対照表

(単位:円)

		第1期 2022年9月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	132,920,634	
投資信託受益証券	4,808,978,598	
親投資信託受益証券	5,064,724	
流動資産合計	<u>4,946,963,956</u>	
資産合計	4,946,963,956	
負債の部		
流動負債		
未払解約金	800,000	
未払受託者報酬	689,122	
未払委託者報酬	9,304,377	
未払利息	180	
その他未払費用	621,684	
流動負債合計	<u>11,415,363</u>	
負債合計	11,415,363	
純資産の部		
元本等		
元本	5,982,106,591	
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,046,557,998	
元本等合計	<u>4,935,548,593</u>	
純資産合計	4,935,548,593	
負債純資産合計	4,946,963,956	

(2) 損益及び剩余金計算書

(単位:円)

第1期

自 2021年5月26日
至 2022年9月21日

営業収益	
有価証券売買等損益	△923,564,619
営業収益合計	△923,564,619
営業費用	
支払利息	9,742
受託者報酬	757,360
委託者報酬	10,226,320
その他費用	628,463
営業費用合計	11,621,885
営業利益又は営業損失(△)	△935,186,504
経常利益又は経常損失(△)	△935,186,504
当期純利益又は当期純損失(△)	△935,186,504
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△23,251,483
期首剩余金又は期首次損金(△)	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	-
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	134,622,977
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	648,783
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	133,974,194
分配金	-
期末剩余金又は期末欠損金(△)	△1,046,557,998

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>
-----------------	--

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定および解約の実績

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

日経225インデックス（適格機関投資家専用）
 （以下「当ファンド」といいます。）

2 目的および基本的性格

「東京海上・日経225インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄に投資し、日経平均株価（日経225）に連動する投資成果の達成を目標とします。

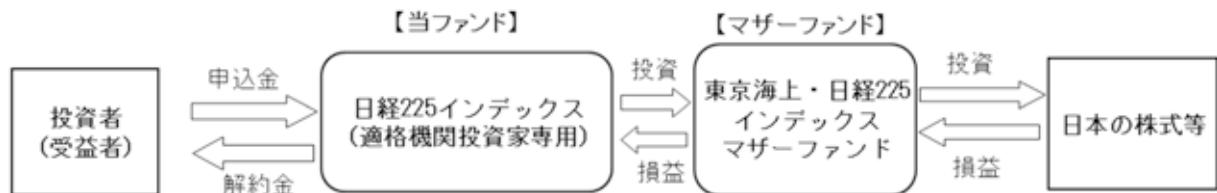
<商品分類>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
追加型	国内	株式	インデックス型

※商品分類の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

3 特 色

- 主に日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄に投資します。
マザーファンドへの投資を通じて、主として日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄に投資します。
当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

●日経平均株価（日経225）に連動する投資成果の達成を目標とします。

日経平均株価（日経225）をベンチマークとします。

日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄を主要投資対象とし、当該指数算出方法を考慮した等株数投資を行います。

流動性、機動性、コスト等の観点から、株価指数先物取引を行うことがあります。

<マザーファンドが対象とするインデックスについて>

・日経平均株価（日経225）

「日経平均株価（日経225）」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価（日経225）」自体及び「日経平均株価（日経225）」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有します。

「日経」及び「日経平均株価（日経225）」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。

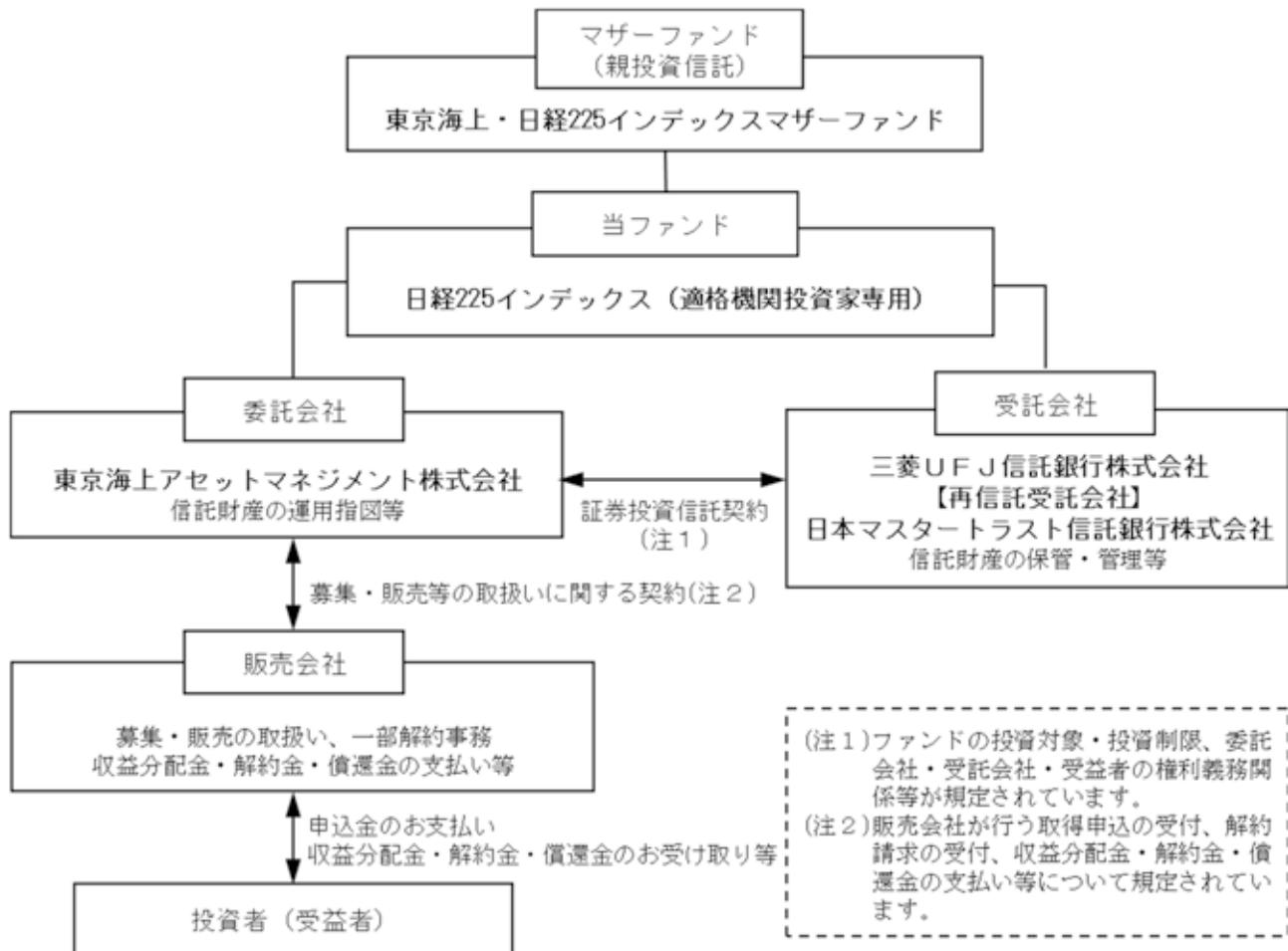
当ファンドは、東京海上アセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及びファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価（日経225）」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価（日経225）」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価（日経225）」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有します。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

●投資方針

日経平均株価（日経225）に連動する投資成果の達成を目指します。

●投資対象

主として「東京海上・日経225インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することができます。

- ①マザーファンド受益証券を通じて、日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄に投資します。
- ②信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引を利用することがあります。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

<投資方針>

日経平均株価（日経225）に連動する投資成果の達成を目指します。

<投資対象>

日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄を主要投資対象とします。

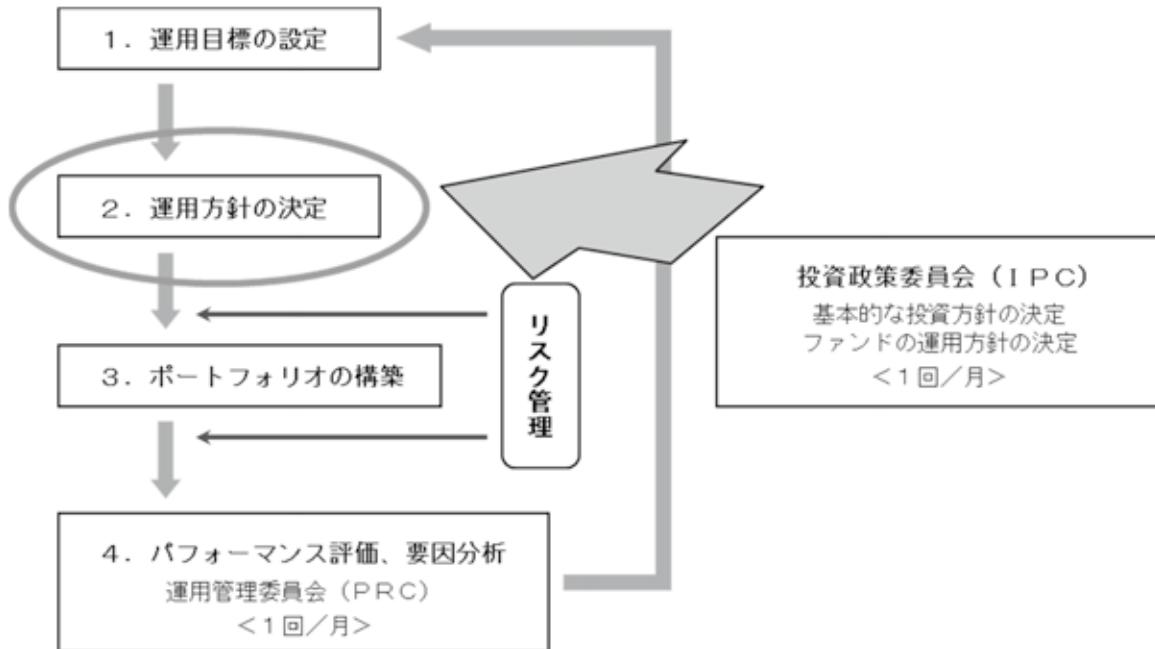
- ①日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄を主要投資対象とし、当該指数算出方法を考慮した等株数投資を行います。
- ②流動性、機動性、コスト等の観点から、株価指数先物取引を行うことがあります。
- ③原則として、株式への組入比率を高位に維持します。

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※運用にあたっては、完全法を用いて日経平均株価（日経225）に連動するようポートフォリオを構築します。

2 運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（5～10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画等ファンド運用に關係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「4 投資リスクについて」をご参照ください。）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2022年10月末日現在）

3 主な投資制限

- (1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※投資制限の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

1. 投資リスク

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当を行なうことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
日経平均株価（日経225）との乖離リスク	<p>当ファンドの投資成果は日経平均株価（日経225）の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること ・日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄を必ずしも全銘柄保有しないこと、あるいは、保有ウェイトが日経平均株価（日経225）におけるウェイトと異なること ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

2. その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

3. リスクの管理体制

- ・委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ①有価証券
 - ②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「2. 投資制限」の「4. 先物取引等」、「5. スワップ取引」および「6. 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります。）
 - ③金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ④約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形
2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「東京海上・日経225インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - (1) 株券または新株引受権証書
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

2 投資制限

1. 運用の基本方針に基づく制限
 - (1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
 - (2) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (3) 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (4) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーフ

- (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (22) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、(1)から(21)に該当するものを除きます。）
 - (23) 外国の者に対する権利で上記(21)および(22)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形
 - (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6) 外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの
4. 上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

ンド受益証券ならびに取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(5) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額と

の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- (6) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (7) 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

2. 投資する株式等の範囲

- (1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

3. 信用取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 先物取引等

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

5. スワップ取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なる通貨、異なった受取金利または異なった支払金利と

その元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

6. 金利先渡取引および為替先渡取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

7. 有価証券の貸付

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - ① 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ② 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

8. 有価証券の空売

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「9. 有価証券の借入」の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

9. 有価証券の借入

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行いうるものとします。
- (2) 上記(1)の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4) 上記(1)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

10. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
11. 外国為替予約取引
(1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
(2) 上記(1)の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
(3) 信託財産の一部解約等の事由により上記(2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

12. 資金の借入

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

4. 運用状況

1. 投資状況（2022年10月31日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	3,317,294	100.05
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△1,905	△0.05
合計（純資産総額）		3,315,389	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

東京海上・日経225インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	21,752,219,520	95.76
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		961,846,282	4.23
合計（純資産総額）		22,714,065,802	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	909,150,000	4.00

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。
このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

2. 投資資産（2022年10月31日現在）

①投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	東京海上・日経225インデックス マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,812,432	1.8485	3,350,285	1.8303	3,317,294	100.05

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.05
合 計	100.05

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

①マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上・日経225インデックスマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ファーストリテイリング	日本	小売業	株式	27,000	83,942.88	2,266,457,780	82,990.00	2,240,730,000	9.86
2	東京エレクトロン	日本	電気機器	株式	27,000	49,431.53	1,334,651,340	39,490.00	1,066,230,000	4.69
3	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	株式	162,000	5,697.95	923,069,400	6,400.00	1,036,800,000	4.56
4	KDDI	日本	情報・通信業	株式	162,000	4,210.18	682,049,520	4,395.00	711,990,000	3.13
5	ダイキン工業	日本	機械	株式	27,000	24,103.41	650,792,320	22,385.00	604,395,000	2.66
6	ファナック	日本	電気機器	株式	27,000	22,976.32	620,360,900	19,630.00	530,010,000	2.33
7	テルモ	日本	精密機器	株式	108,000	4,429.00	478,332,880	4,524.00	488,592,000	2.15
8	アドバンテスト	日本	電気機器	株式	54,000	8,667.98	468,071,440	7,860.00	424,440,000	1.86
9	信越化学工業	日本	化学	株式	27,000	17,302.46	467,166,580	15,540.00	419,580,000	1.84
10	京セラ	日本	電気機器	株式	54,000	7,499.71	404,984,720	7,441.00	401,814,000	1.76
11	第一三共	日本	医薬品	株式	81,000	3,681.25	298,181,520	4,767.00	386,127,000	1.69
12	TDK	日本	電気機器	株式	81,000	4,811.79	389,755,260	4,655.00	377,055,000	1.66
13	リクルートホールディングス	日本	サービス業	株式	81,000	4,991.96	404,349,480	4,590.00	371,790,000	1.63
14	オリンパス	日本	精密機器	株式	108,000	2,714.02	293,114,480	3,140.00	339,120,000	1.49
15	エヌ・ティ・ティ・データ	日本	情報・通信業	株式	135,000	2,000.60	270,081,800	2,157.00	291,195,000	1.28
16	エムスリー	日本	サービス業	株式	64,800	4,628.60	299,933,376	4,446.00	288,100,800	1.26
17	中外製薬	日本	医薬品	株式	81,000	3,776.76	305,917,620	3,450.00	279,450,000	1.23
18	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	株式	135,000	2,116.01	285,662,200	2,059.50	278,032,500	1.22
19	アステラス製薬	日本	医薬品	株式	135,000	2,048.38	276,531,900	2,046.50	276,277,500	1.21
20	ソニーグループ	日本	電気機器	株式	27,000	11,710.10	316,172,840	9,988.00	269,676,000	1.18
21	パンダイナムコホールディングス	日本	その他製品	株式	27,000	10,062.48	271,687,220	9,842.00	265,734,000	1.16
22	エーザイ	日本	医薬品	株式	27,000	6,083.32	164,249,900	8,974.00	242,298,000	1.06
23	セコム	日本	サービス業	株式	27,000	8,792.00	237,384,140	8,491.00	229,257,000	1.00
24	キッコーマン	日本	食料品	株式	27,000	8,682.07	234,416,020	8,080.00	218,160,000	0.96
25	日東電工	日本	化学	株式	27,000	8,681.33	234,396,000	7,830.00	211,410,000	0.93
26	トレンドマイクロ	日本	情報・通信業	株式	27,000	7,657.26	206,746,040	7,510.00	202,770,000	0.89
27	デンソー	日本	輸送用機器	株式	27,000	7,625.49	205,888,280	7,390.00	199,530,000	0.87
28	オムロン	日本	電気機器	株式	27,000	7,485.00	202,095,200	6,956.00	187,812,000	0.82
29	HOYA	日本	精密機器	株式	13,500	13,879.43	187,372,317	13,875.00	187,312,500	0.82
30	塩野義製薬	日本	医薬品	株式	27,000	6,874.87	185,621,740	6,890.00	186,030,000	0.81

b. 投資有価証券の種類

東京海上・日経225インデックスマザーファンド

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.06
		鉱業	0.07
		建設業	1.57
		食料品	3.38
		繊維製品	0.13
		パルプ・紙	0.07
		化学	6.35
		医薬品	7.60

	石油・石炭製品	0.21
	ゴム製品	0.77
	ガラス・土石製品	0.84
	鉄鋼	0.06
	非鉄金属	0.77
	金属製品	0.02
	機械	5.18
	電気機器	20.74
	輸送用機器	4.43
	精密機器	4.71
	その他製品	2.86
	電気・ガス業	0.14
	陸運業	1.36
	海運業	0.28
	空運業	0.03
	倉庫・運輸関連業	0.19
	情報・通信業	11.69
	卸売業	2.32
	小売業	11.48
	銀行業	0.56
	証券、商品先物取引業	0.22
	保険業	0.83
	その他金融業	0.68
	不動産業	1.17
	サービス業	4.84
合 計		95.76

②投資不動産物件**東京海上・日経225インデックスマザーファンド**

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの**東京海上・日経225インデックスマザーファンド**

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	帳簿価額	評価額(円)	投資 比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	33	896,005,300.00	909,150,000	4.00

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。

このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

3. 運用実績（2022年10月31日現在）

①純資産の推移

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2022年 8月 8日)	3	3	1.0168	1.0168
2022年 3月末日		3	—	1.0003	—
4月末日		2	—	0.9653	—
5月末日		2	—	0.9811	—
6月末日		2	—	0.9503	—
7月末日		3	—	1.0007	—
8月末日		3	—	1.0115	—
9月末日		2	—	0.9419	—
10月末日		3	—	1.0016	—

②分配の推移

該当事項はありません。

③収益率の推移

期	計算期間	収益率 (%) (分配付)
第1計算期間	2022年 3月24日～2022年 8月 8日	1.7

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている財務諸表の箇所に添付しております。

日経225インデックス（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

		第1期 [2022年 8月 8日現在]
区 分		金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券		3,050,285
未収入金		2,983
流動資産合計		3,053,268
資産合計		3,053,268
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		256
未払委託者報酬		2,727
流動負債合計		2,983
負債合計		2,983
純資産の部		
元本等		
元本		3,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）		50,285
（分配準備積立金）		50,285
元本等合計		3,050,285
純資産合計		3,050,285
負債純資産合計		3,053,268

(2) 損益及び剰余金計算書

第1期
自 2022年 3月24日
至 2022年 8月 8日

区 分	金額 (円)
営業収益	
有価証券売買等損益	53,268
営業収益合計	53,268
営業費用	
受託者報酬	256
委託者報酬	2,727
営業費用合計	2,983
営業利益又は営業損失（△）	50,285
経常利益又は経常損失（△）	50,285
当期純利益又は当期純損失（△）	50,285
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に 伴う当期純損失金額の分配額（△）	—
期首剰余金又は期首次損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	50,285

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期 自 2022年 3月24日 至 2022年 8月 8日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託（ファンド）の沿革
- II 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2. 投資信託（ファンド）の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）
(以下「当ファンド」ということがあります。)

2 目的および基本的性格

「TMA外国株式インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）を通じて、外国の株式に投資し、MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果をめざします。

<商品分類>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
追加型	海外	株式	インデックス型

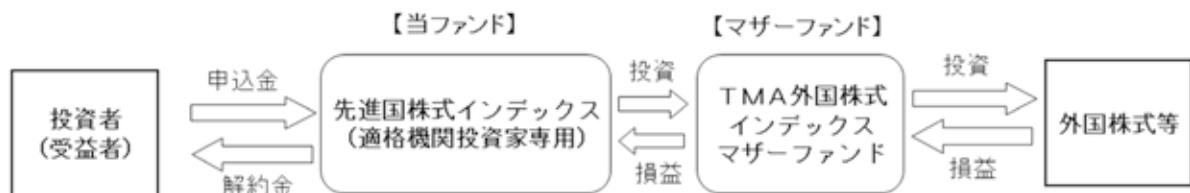
※商品分類の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

3 特 色

- 主に外国の株式に投資します。

主に外国の株式を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。原則として、為替ヘッジは行いません。

当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。なお、有価証券等の資産に直接投資することができます。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することができます。

- MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）※に連動する投資成果をめざします。

MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。

※MSCI社が公表する指数（米ドルベース）の前日値を、委託会社が当日の対顧客電信売買相場の仲値（TTM）で円換算したものを使用します。なお、指数（米ドルベース）は税引前配当込みです。

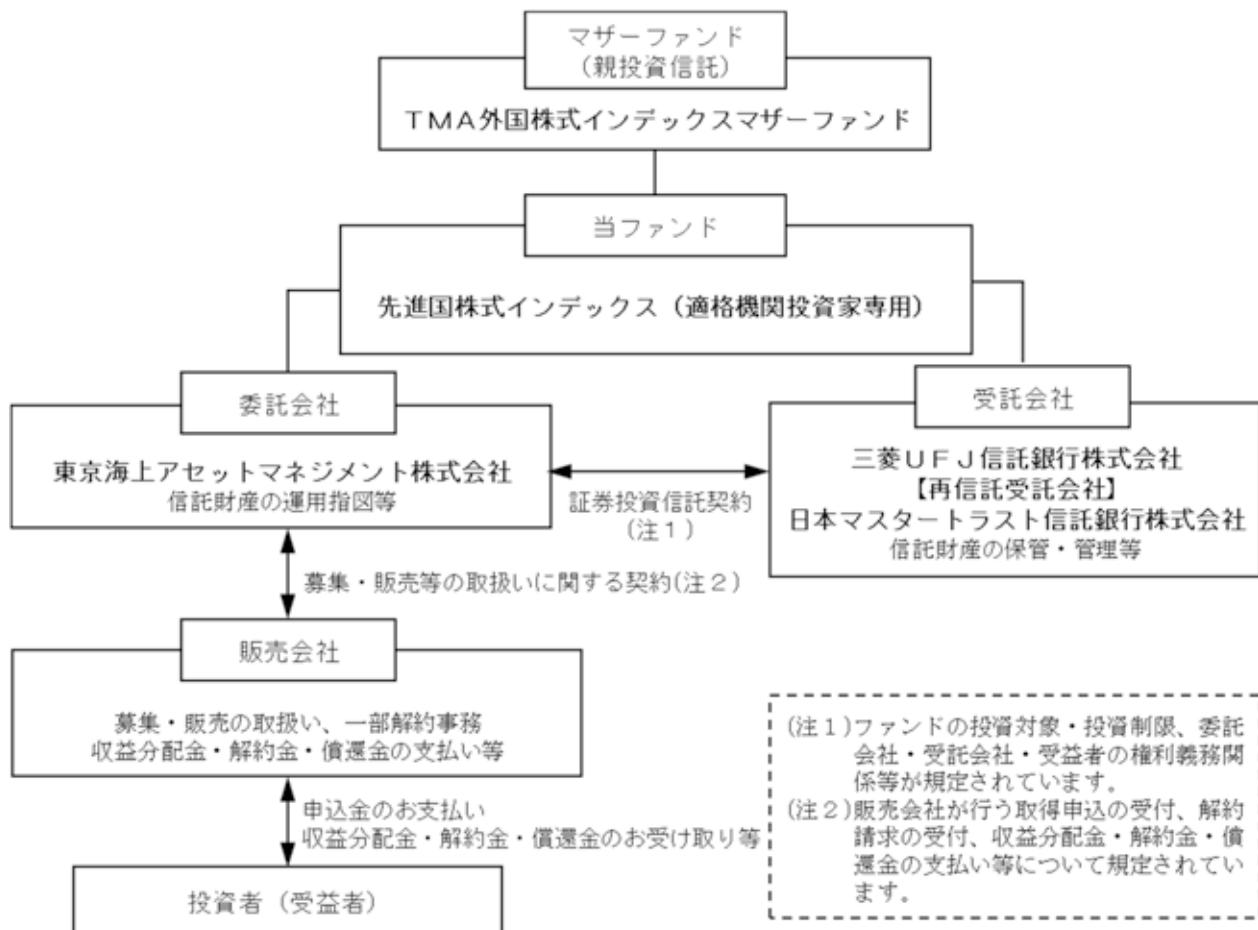
<マザーファンドが対象とするインデックスについて>

- ・MSCIコクサイ指数

MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指標の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

●投資方針

MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成をめざします。

●投資対象

主として「TMA外国株式インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することができます。

①マザーファンド受益証券を通じて、外国の株式に投資し、MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果をめざします。

②信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することができます。

③実質組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。

④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

<投資方針>

MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目指します。

<投資対象>

外国の株式を主要投資対象とします。

①主として外国の株式に投資し、MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。

②組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払にかかる為替予約取引等を行うことができます。

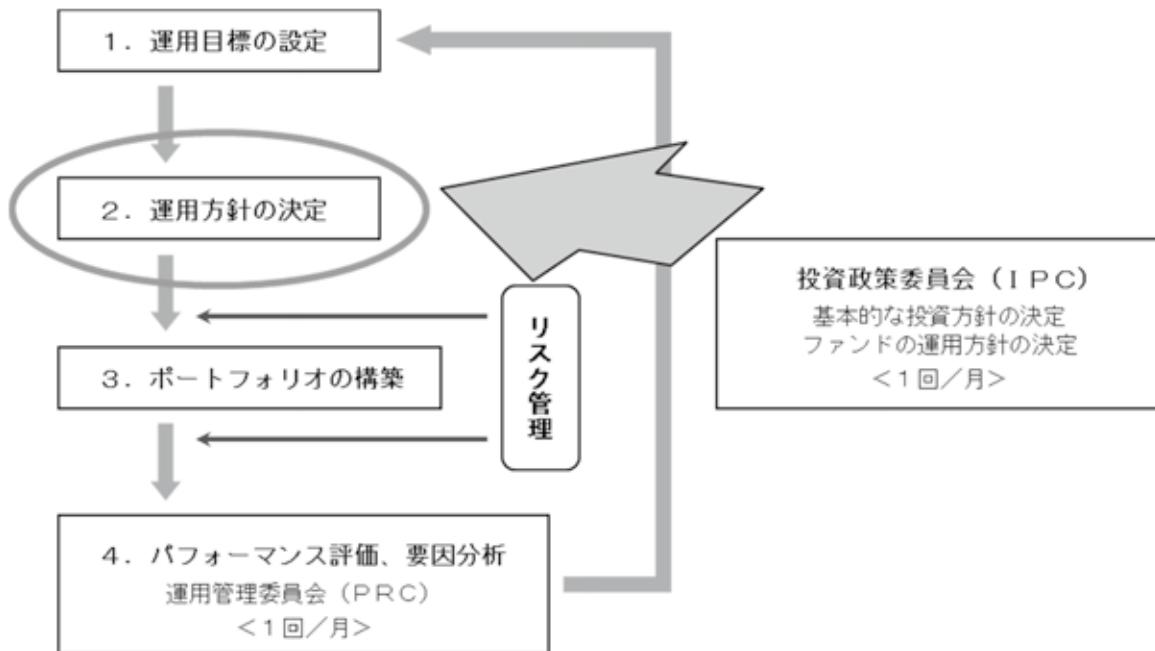
③信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することができます。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引や外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※運用にあたっては、リスクモデルを使用し、最適化法を用いてMSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動するようポートフォリオを構築します。

2 運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（5～10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が隨時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画等ファンド運用に關係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「4 投資リスクについて」をご参照ください。）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2022年10月末日現在）

3 主な投資制限

- (1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※投資制限の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (8) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

1. 投資リスク

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**
- ・運用による損益は、**全て投資者に帰属します。**
- ・投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当を行なうことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）との乖離リスク	当ファンドの投資成果はMSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること ・ファンドが構築するポートフォリオと、MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）の構成国、構成銘柄およびその構成比等が一致するとは限らないこと ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

2. その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

3. リスクの管理体制

- ・委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。
法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ①有価証券
 - ②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「2. 投資制限」の「4. 先物取引等」、「5. スワップ取引」および「6. 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります。）
 - ③金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ④約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形
2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA外国株式インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - (1) 株券または新株引受権証書
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

2 投資制限

1. 運用の基本方針に基づく制限
 - (1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
 - (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - (3) 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (4) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場し、かつ当該取引所において常

- (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (22) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、(1)から(21)に該当するものを除きます。）
- (23) 外国の者に対する権利で上記(21)および(22)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形
 - (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの
4. 上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (5) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (6) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3

- 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (7) 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

2. 投資する株式等の範囲

- (1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

3. 信用取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 先物取引等

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

5. スワップ取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なる通貨、異なる受け取金利または異なる受け取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限

が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (3) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

- (4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行いうるものとします。

6. 金利先渡取引および為替先渡取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行いうるものとします。

7. 有価証券の貸付

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ① 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ② 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行いうものとします。

8. 有価証券の空売

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「9. 有価証券の借入」の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

9. 有価証券の借入

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行いうものとします。
- (2) 上記(1)の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

- (4) 上記(1)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

10. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

11. 外国為替予約取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) 上記(1)の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により上記(2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

12. 資金の借入

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

4. 運用状況

1. 投資状況（2022年10月31日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	9,134,206,288	100.09
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△8,459,747	△0.09
合計（純資産総額）		9,125,746,541	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

TMA外国株式インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	74,641,566,384	70.57
	カナダ	3,980,202,557	3.76
	ドイツ	2,300,171,471	2.17
	イタリア	498,164,358	0.47
	フランス	3,181,600,605	3.00
	オーストラリア	2,227,408,576	2.10
	イギリス	4,409,480,321	4.16
	スイス	3,382,101,207	3.19
	バミューダ	170,844,158	0.16
	香港	587,611,170	0.55
	シンガポール	344,940,970	0.32
	ニュージーランド	92,859,815	0.08
	オランダ	1,709,028,263	1.61
	スペイン	738,677,049	0.69
	ベルギー	249,889,041	0.23
	スウェーデン	972,777,754	0.91
	ノルウェー	274,418,944	0.25
	オーストリア	54,888,687	0.05
	ルクセンブルク	74,846,019	0.07
	フィンランド	374,358,397	0.35
	デンマーク	841,682,053	0.79
	アイルランド	1,815,504,173	1.71
	イスラエル	170,140,129	0.16
	ポルトガル	74,957,218	0.07
	ケイマン	87,623,233	0.08
	キュラソー	167,560,620	0.15
	ジャージー	325,825,986	0.30
	小計	103,749,129,158	98.10
投資証券	アメリカ	2,076,710,492	1.96
	カナダ	18,501,071	0.01
	フランス	74,355,025	0.07
	オーストラリア	96,461,660	0.09
	イギリス	57,937,848	0.05
	香港	26,815,960	0.02
	シンガポール	25,319,808	0.02
	小計	2,376,101,864	2.24

コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	△369,449,355	△0.34
合計（純資産総額）	105,755,781,667	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,420,710,716	1.34
	買建	ドイツ	255,673,108	0.24
	買建	イギリス	194,076,288	0.18

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。
このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

2. 投資資産（2022年10月31日現在）**①投資有価証券の主要銘柄****a. 主要銘柄の明細**

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	T M A 外国株式インデックス マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	2,084,007,823	4.0957	8,535,604,131	4.3830	9,134,206,288	100.09

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.09
合 計	100.09

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

①マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

TMA外国株式インデックスマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	株式	249,932	22,652.24	5,661,521,776	23,090.01	5,770,932,979	5.45
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	109,755	46,089.40	5,058,542,666	34,970.08	3,838,141,810	3.62
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	株式	141,785	23,482.64	3,329,486,694	15,331.56	2,173,786,170	2.05
4	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	株式	41,104	46,361.26	1,905,633,297	33,880.37	1,392,618,942	1.31
5	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	92,895	20,209.87	1,877,396,496	14,275.95	1,326,164,876	1.25
6	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	株式	86,726	20,334.04	1,763,490,402	14,318.95	1,241,825,327	1.17
7	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	株式	14,323	71,209.90	1,019,939,430	81,726.84	1,170,573,563	1.10
8	EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	エネルギー	株式	65,786	11,109.03	730,819,175	16,412.38	1,079,704,962	1.02
9	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	39,915	24,644.71	983,693,990	25,926.22	1,034,845,318	0.97
10	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	各種金融	株式	19,605	43,256.91	848,051,840	44,423.14	870,915,734	0.82
11	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	株式	45,238	22,519.87	1,018,754,125	18,692.62	845,616,779	0.79
12	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	株式	39,074	38,438.53	1,501,947,234	20,510.28	801,419,008	0.75
13	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	25,302	31,157.13	788,337,753	31,036.74	785,291,808	0.74
14	CHEVRONTEXACO CORP	アメリカ	エネルギー	株式	29,030	19,478.52	565,461,691	26,683.83	774,631,724	0.73
15	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品	株式	36,539	21,611.74	789,671,445	20,047.71	732,523,538	0.69
16	HOME DEPOT INC	アメリカ	小売	株式	15,783	51,704.62	816,054,107	44,277.84	698,837,290	0.66
17	NESTLE SA-REGISTERED	スイス	食品・飲料・タバコ	株式	42,556	17,838.57	759,138,570	16,026.06	682,005,315	0.64
18	ELI LILLY & CO	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	12,592	41,164.41	518,342,263	53,358.77	671,893,682	0.63
19	MASTERCARD INC-CLASS A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	13,371	50,562.94	676,077,177	48,847.22	653,136,208	0.61
20	PFIZER INC	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	86,509	7,181.87	621,297,149	7,031.97	608,328,848	0.57
21	ABBVIE INC	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	27,554	18,935.30	521,743,512	21,884.65	603,009,883	0.57
22	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	銀行	株式	112,157	6,410.97	719,035,647	5,364.04	601,615,396	0.56
23	MERCK & CO. INC.	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	38,860	12,520.71	486,555,028	14,940.16	580,574,625	0.54
24	PEPSICO INC	アメリカ	食品・飲料・タバコ	株式	20,927	24,641.63	515,675,524	27,017.41	565,393,544	0.53
25	COCA-COLA COMPANY	アメリカ	食品・飲料・タバコ	株式	62,501	8,657.67	541,113,521	9,008.27	563,026,358	0.53

26	ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	11,201	52,812.19	591,549,370	49,330.42	552,550,079	0.52
27	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	食品・生活必需品小売	株式	6,894	75,299.46	519,114,503	75,741.58	522,162,495	0.49
28	META PLATFORMS INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	35,429	41,917.48	1,485,094,498	14,707.39	521,068,191	0.49
29	WALMART INC	アメリカ	食品・生活必需品小売	株式	23,169	21,416.27	496,193,582	21,128.53	489,526,971	0.46
30	MCDONALD'S CORP	アメリカ	消費者サービス	株式	11,210	37,316.83	418,321,708	40,700.33	456,250,757	0.43

b. 投資有価証券の種類**TMA外国株式インデックスマザーファンド**

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	6.15
		素材	4.19
		資本財	6.34
		商業・専門サービス	1.24
		運輸	1.83
		自動車・自動車部品	2.16
		耐久消費財・アパレル	1.47
		消費者サービス	1.95
		メディア・娯楽	5.01
		小売	4.73
		食品・生活必需品小売	1.61
		食品・飲料・タバコ	4.36
		家庭用品・パーソナル用品	1.73
		ヘルスケア機器・サービス	5.17
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.29
		銀行	5.95
		各種金融	4.85
		保険	3.20
		不動産	0.30
		ソフトウェア・サービス	10.87
		テクノロジー・ハードウェア および機器	6.94
		電気通信サービス	1.46
		公益事業	3.13
		半導体・半導体製造装置	4.08
投資証券		—	2.24
合 計			100.34

②投資不動産物件**TMA外国株式インデックスマザーファンド**

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

T M A 外国株式インデックスマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	通貨	帳簿価額	評価額	評価額(円)	投資 比率(%)
株価指数 先物取引	アメリカ	Chicago Mercantile Exchange	S&P 500 EMIN	買建	49	米ドル	9,019,487.50	9,582,562.50	1,420,710,716	1.34
	ドイツ	Eurex	DJ EU STX 50	買建	48	ユーロ	1,634,950.00	1,732,320.00	255,673,108	0.24
	イギリス	ICE Futures Europe Financials	FTSE 100 IDX	買建	16	英ポンド	1,109,605.00	1,127,040.00	194,076,288	0.18

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。
このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

3. 運用実績（2022年10月31日現在）

①純資産の推移

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2021年11月10日)	721	721	1.1582	1.1582
2021年10月末日		628	—	1.1484	—
11月末日		922	—	1.1437	—
12月末日		1,203	—	1.1913	—
2022年 1月末日		1,580	—	1.1088	—
2月末日		1,980	—	1.1009	—
3月末日		2,908	—	1.2172	—
4月末日		3,445	—	1.1651	—
5月末日		4,691	—	1.1628	—
6月末日		5,035	—	1.1354	—
7月末日		6,100	—	1.1799	—
8月末日		6,296	—	1.1872	—
9月末日		6,995	—	1.1283	—
10月末日		9,125	—	1.2361	—

②分配の推移

該当事項はありません。

③収益率の推移

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第1計算期間	2021年 5月13日～2021年11月10日	15.8
第2中間計算期間	2021年11月11日～2022年 5月10日	△3.5

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている財務諸表の箇所に添付しております。

先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

区分	第1期 [2021年11月10日現在]
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	721,004,872
未収入金	371,694
流動資産合計	721,376,566
資産合計	721,376,566
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	27,542
未払委託者報酬	330,460
その他未払費用	13,692
流動負債合計	371,694
負債合計	371,694
純資産の部	
元本等	
元本	622,496,248
剩余金	
期末剩余金又は期末欠損金（△）	98,508,624
（分配準備積立金）	40,867,113
元本等合計	721,004,872
純資産合計	721,004,872
負債純資産合計	721,376,566

(2) 損益及び剰余金計算書

第1期
自 2021年 5月13日
至 2021年11月10日

区分	金額（円）
営業収益	
有価証券売買等損益	44,315,813
営業収益合計	44,315,813
営業費用	
支払利息	1
受託者報酬	27,542
委託者報酬	330,460
その他費用	13,692
営業費用合計	371,695
営業利益又は営業損失（△）	43,944,118
経常利益又は経常損失（△）	43,944,118
当期純利益又は当期純損失（△）	43,944,118
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,077,005
期首剰余金又は期首次損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	61,230,790
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	61,230,790
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,589,279
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	3,589,279
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	—
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	98,508,624

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年11月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託（ファンド）の沿革
- II 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2. 投資信託（ファンド）の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

インデックスファンド NASDAQ100(適格機関投資家専用)

(以下「ファンド」という場合があります。)

2 目的および基本的性格

主として、米国の金融商品取引所に上場する株式に投資を行ない、米国の株式市場を代表する指数の動きに連動した投資成果をめざします。

商品分類			
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
		債 券	
	海 外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
	内 外	資産複合	

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

属性区分					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア 中南米	ファミリーファンド	あり ()	日経225 TOPIX
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (NASDAQ100 指数(円換算ベース))
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	その他 ()	中近東 (中東)			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産(投資信託証券(株式 一般))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇北米

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

3 特 色



米国の金融商品取引所に上場している株式などを主要投資対象とします。

- ◆主に「インデックス マザーファンド NASDAQ100」に投資を行なうファミリーファンド方式で運用を行ないます。
※マザーファンドにおいて、NASDAQ100指数への連動をめざすETF（上場投資信託）などへ投資を行なう場合があります。
また、株価指数先物取引などを活用することがあります。
- ◆原則として、為替ヘッジは行ないません。



「NASDAQ100指数（円換算ベース*）」の動きに連動する投資成果をめざします。 *公表指標をもとに日興アセットマネジメントが円換算します。

- ◆NASDAQ100指数は、米国のナスダック市場に上場している企業のうち、金融業を除いた時価総額上位100社の株式で構成される株価指数です。
※連動をめざす対象指標（ベンチマーク）については、当ファンドの商品性および運用上の効率性などを勘案して、委託会社の判断により変更する場合があります。

NASDAQ 100指数 とは

- ・米国のナスダック市場（全米証券業協会（NASD）が運営する、世界最大級の新興企業向け株式市場）に上場している企業のうち、金融業を除いた時価総額上位100社の株式で構成される、調整済時価総額加重型の株価指数です。
- ・世界有数のハイテク企業やバイオテクノロジー企業など、最先端技術を有する企業を多く含みます。
- ・NASDAQ100指数は、1985年1月31日に算出が開始され、現在の指標値は算出開始時の値を125として計算されています。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

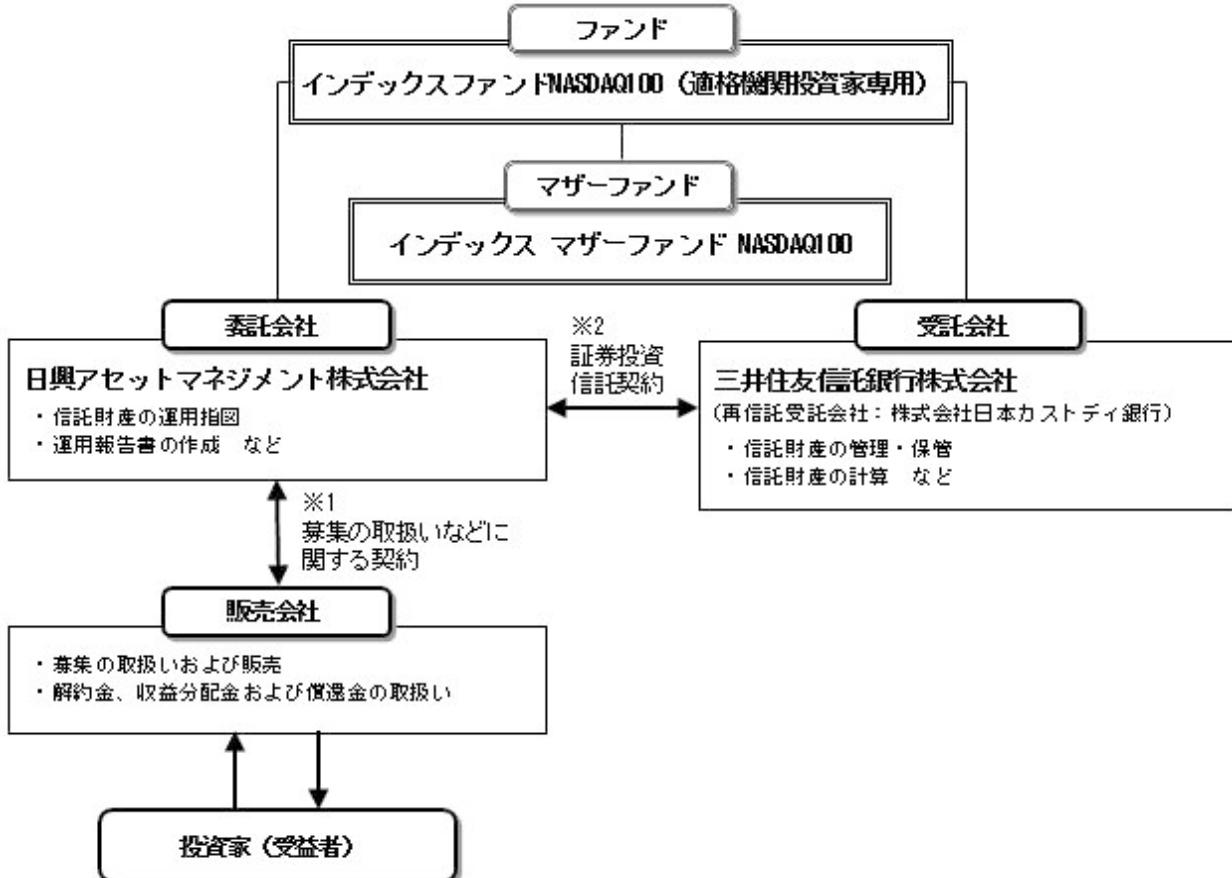
■分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドは、Nasdaq, Inc. またはその関連会社（以下、Nasdaq, Inc. およびその関連会社を「株式会社」と総称します。）によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。株式会社は、ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について認定するものではありません。株式会社は、当ファンドの保有者または公衆一般的のいかなる者に対しても、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資についての妥当性や、NASDAQ-100 Indexの一般的な株式市況への追随可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行いません。株式会社と日興アセットマネジメント株式会社との関係は、Nasdaq およびNASDAQ-100 Indexの登録商標ならびに株式会社の一定の商号について使用を許諾すること、ならびに、日興アセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に、NASDAQが決定、構築および算出を行なうNASDAQ-100 Indexの使用を許諾することに限られます。NASDAQは、NASDAQ-100 Indexの決定、構築および計算に関し、日興アセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。株式会社は、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与をしていません。株式会社は、NASDAQ-100 Indexとそれに含まれるデータの正確性および中断されない算出を保証しません。株式会社は、NASDAQ-100 Indexまたはそれに含まれるデータの利用により、日興アセットマネジメント株式会社、当ファンドの保有者またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行いません。株式会社は、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行なわず、かつNASDAQ-100 Indexまたはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、株式会社は、いかなる逸利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損害等の可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

4 仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の決めの内容などが含まれています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主として、インデックス マザーファンド NASDAQ100 受益証券に投資を行ない、別に定める米国の株式市場を代表する指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し、委託会社の判断により決定するものとします。

- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となつたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

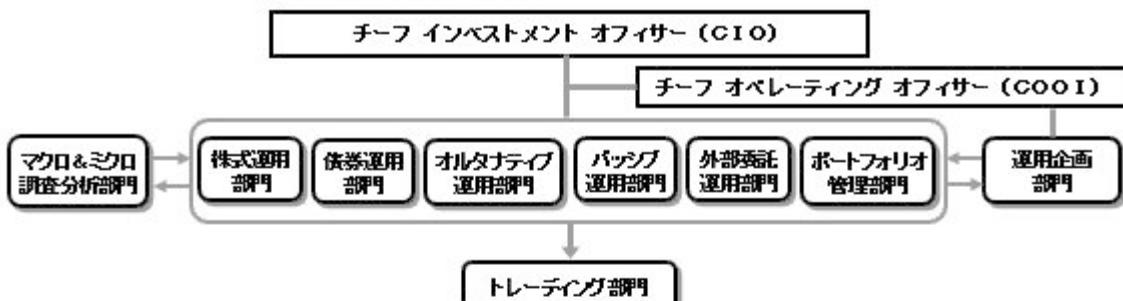
【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

インデックス マザーファンド NASDAQ100

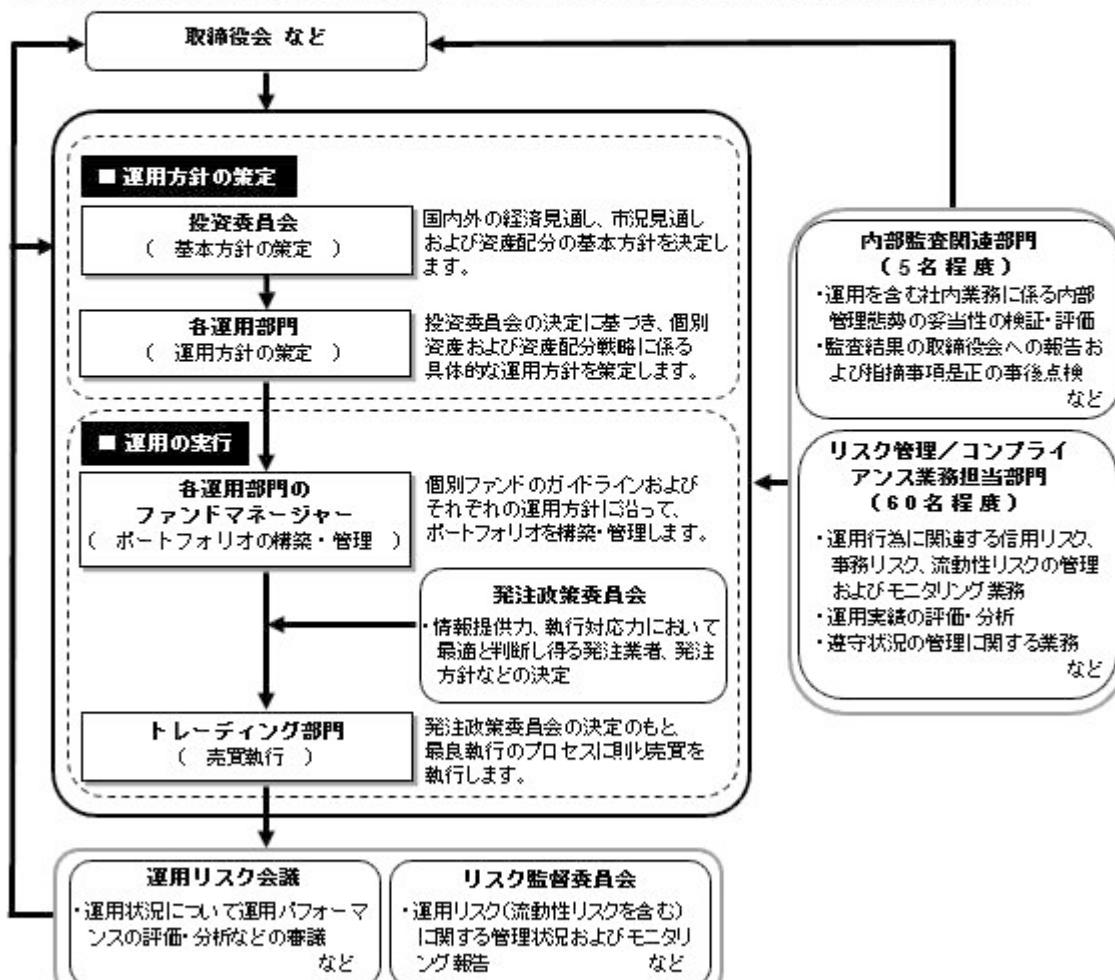
- ・主として、米国の金融商品取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含みます。以下同じ。)に投資し、別に定める米国の株式市場を代表する指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- ・運用にあたって、対象指数に採用されていない株式についても、運用目的を達成するために有用であると判断される場合は投資を行ないます。また、対象指数に採用されている株式の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券や債券等に投資する場合もあります。
- ・運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となつたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



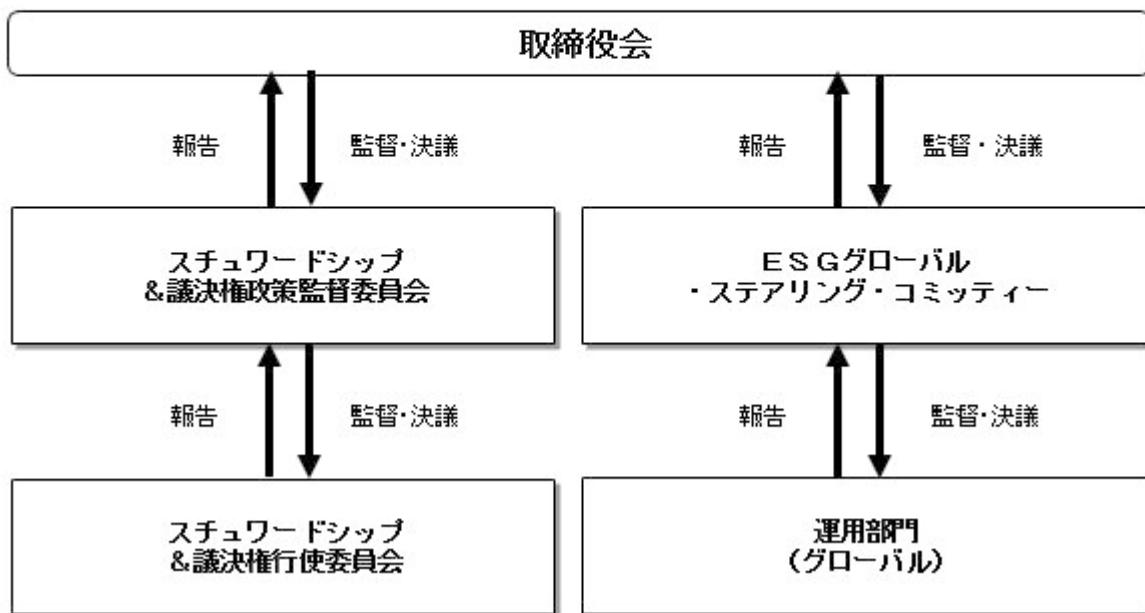
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産昭合、月次の勘定残高昭合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ＆議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記の体制等は 2022 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

インデックス マザーファンド NASDAQ100

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクspoージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4 投資リスクについて

- ・当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。
- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 値格変動リスク

一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

<NASDAQ100 指数(円換算ベース)と基準価額の主なカイ離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率を NASDAQ100 指数(円換算ベース)の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・NASDAQ100 指数の採用銘柄以外の銘柄に投資をすることがあること、NASDAQ100 指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・分配原資となる組入銘柄の配当金受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと NASDAQ100 指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

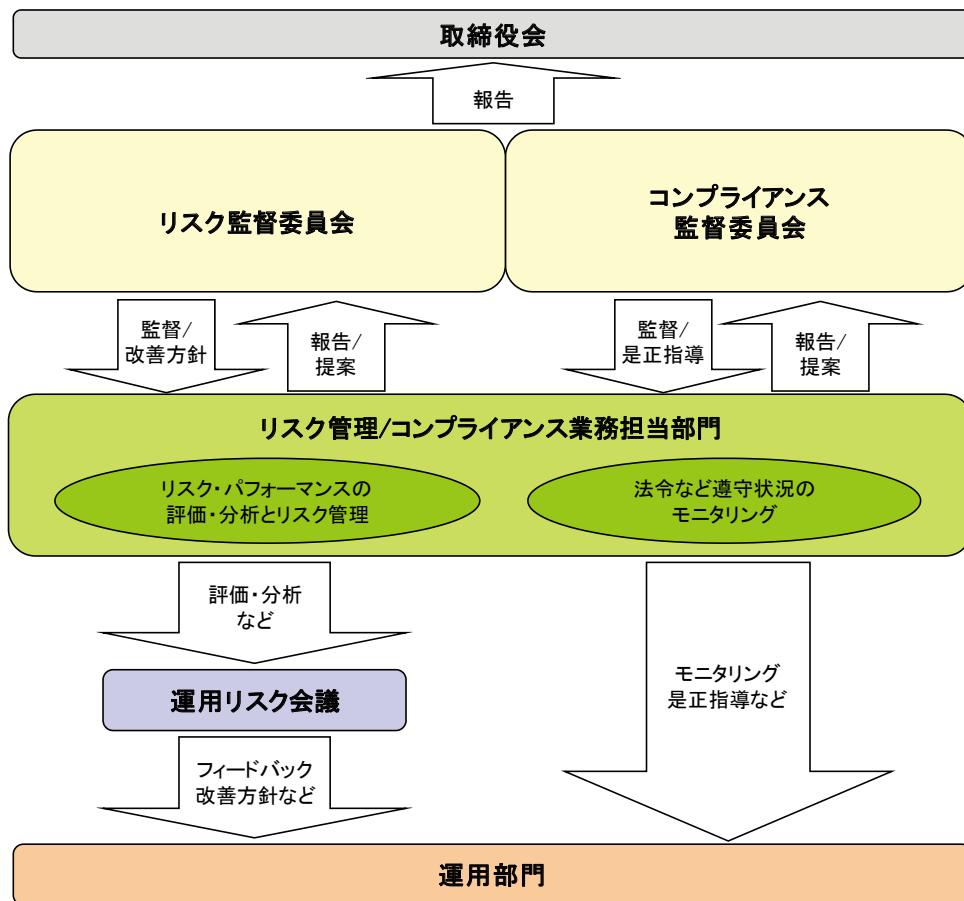
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額がカイ離する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

委託会社における投資リスクの管理体制は以下の通りです。

《リスク管理体制》



■全社的リスク管理

委託会社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。委託会社における法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーションナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記の体制等は 2022 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 インデックスファンド NASDAQ100(適格機関投資家専用)の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
 - 5) 為替手形
- ② 主としてインデックス マザーファンド NASDAQ100 受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) コマーシャル・ペーパー
 - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
 - 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
 - 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12)に定めるもの以外のもの
 - 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 - 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2

2 インデックスファンド NASDAQ100(適格機関投資家専用)の投資制限

＜約款に定める投資制限＞

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。

条第1項第18号で定めるものをいいます。）

- 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 信用取引
 - 2) 先物取引等
 - 3) スワップ取引
 - 4) 金利先渡取引
 - 5) 為替先渡取引
 - 6) 有価証券の貸付
 - 7) 公社債の空売
 - 8) 公社債の借入
 - 9) 外国為替予約取引
 - 10) 資金の借入

信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取

- 金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ハ) 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するために当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 15) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
- イ) 解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ロ) 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- 二) 解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 16) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 17) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2022 年 10 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

1 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	9,412,490,677	99.97
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	2,688,169	0.03
合計(純資産総額)		9,415,178,846	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

インデックス マザーファンド NASDAQ100

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	94,168,395,572	97.51
	オランダ	741,537,074	0.77
	イギリス	314,453,153	0.33
	ケイマン	608,018,151	0.63
	小計	95,832,403,950	99.24
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	737,771,100	0.76
合計(純資産総額)		96,570,175,050	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,924,035,254	1.99

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	—	2,205,712,570	2.28

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

2 投資資産

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	インデックス マザーファンド NASDAQ100	5,983,402,630	1.5285	9,146,089,809	1.5731	9,412,490,677	99.97

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.97
合 計	99.97

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

インデックス マザーファンド NASDAQ100

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	591,270	21,825.97	12,905,041,514	23,090.01	13,652,431,632	14.14
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	274,389	39,064.63	10,718,906,921	34,970.08	9,595,406,982	9.94
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	374,818	17,290.49	6,480,789,437	15,331.56	5,746,547,130	5.95
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	114,350	36,680.85	4,194,455,804	33,880.37	3,874,220,904	4.01
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	226,747	17,216.47	3,903,784,227	14,318.95	3,246,779,137	3.36
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	220,603	17,111.20	3,774,783,519	14,275.95	3,149,318,589	3.26
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	128,927	22,879.71	2,949,813,148	20,510.28	2,644,329,953	2.74
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	84,230	25,325.86	2,133,197,223	27,017.41	2,275,677,270	2.36
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活必需品小売り	27,038	73,518.45	1,987,792,001	75,741.58	2,047,901,008	2.12
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	125,646	24,483.01	3,076,193,234	14,707.39	1,847,924,975	1.91
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	24,720	73,237.99	1,810,443,148	70,112.15	1,733,172,447	1.79
アメリカ	株式	T-MOBILE US INC	電気通信サービス	76,547	20,295.23	1,553,539,357	22,387.25	1,713,677,591	1.77
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	252,765	6,394.13	1,616,214,078	6,766.58	1,710,356,211	1.77
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	28,567	56,029.14	1,600,584,534	48,285.31	1,379,366,645	1.43
アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	55,773	23,146.99	1,290,977,538	23,923.23	1,334,270,508	1.38
アメリカ	株式	AMGEN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	32,652	36,641.59	1,196,421,381	40,595.07	1,325,510,245	1.37
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア・娯楽	268,808	5,714.03	1,535,977,882	4,736.90	1,273,318,497	1.32
アメリカ	株式	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	資本財	41,122	26,024.61	1,070,184,172	30,382.92	1,249,406,510	1.29
アメリカ	株式	QUALCOMM INC	半導体・半導体製造装置	68,548	19,585.30	1,342,533,309	17,674.07	1,211,522,466	1.25

インデックスファンド NASDAQ100（適格機関投資家専用）

アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	27,145	29,624.11	804,146,683	43,843.44	1,190,130,374	1.23
アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェア・サービス	17,218	61,102.15	1,052,056,831	64,017.18	1,102,247,898	1.14
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	250,630	5,384.26	1,349,459,442	4,309.91	1,080,194,798	1.12
アメリカ	株式	AUTOMATIC DATA PROCESSING	ソフトウェア・サービス	25,363	32,585.45	826,464,997	35,973.80	912,403,652	0.94
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	98,538	11,497.86	1,132,976,472	9,193.60	905,919,213	0.94
アメリカ	株式	STARBUCKS CORP	消費者サービス	70,037	11,956.59	837,403,758	12,913.44	904,419,017	0.94
アメリカ	株式	PAYPAL HOLDINGS INC	ソフトウェア・サービス	70,591	11,495.68	811,492,041	12,787.42	902,677,118	0.93
アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	76,506	9,407.54	719,733,659	11,752.57	899,142,136	0.93
アメリカ	株式	INTUITIVE SURGICAL INC	ヘルスケア機器・サービス	21,798	31,029.06	676,371,511	36,199.16	789,069,325	0.82
アメリカ	株式	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	食品・飲料・タバコ	83,659	9,180.13	768,001,303	9,147.64	765,282,582	0.79
アメリカ	株式	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	15,654	43,539.56	681,568,367	46,537.33	728,495,386	0.75

□種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	資本財	1.87
		商業・専門サービス	0.93
		運輸	0.87
		自動車・自動車部品	4.24
		耐久消費財・アパレル	0.38
		消費者サービス	2.55
		メディア・娯楽	13.07
		小売	8.13
		食品・生活必需品小売り	2.42
		食品・飲料・タバコ	4.58
		ヘルスケア機器・サービス	1.68
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.65
		ソフトウェア・サービス	20.07
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	15.91
		電気通信サービス	1.77
		公益事業	1.41

		半導体・半導体製造装置	13.71
合 計			99.24

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等(各通貨)	契約額等(円)	評価額(各通貨)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	MNQ100E 2212	買建	56	米ドル	12,576,785	1,864,634,144	12,977,440	1,924,035,254	1.99

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	米ドル	買建	14,900,000.00	2,161,873,950	2,205,712,570	2.28

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

3 運用実績

①【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2022年7月8日)	5,615	5,615	1.1027	1.1027
2021年10月末日	344	—	1.1988	—
11月末日	557	—	1.2473	—
12月末日	782	—	1.2680	—
2022年1月末日	1,038	—	1.1153	—
2月末日	1,691	—	1.0964	—
3月末日	2,465	—	1.2335	—
4月末日	3,146	—	1.1203	—
5月末日	4,594	—	1.0878	—
6月末日	5,136	—	1.0663	—
7月末日	5,665	—	1.1455	—
8月末日	5,553	—	1.1456	—
9月末日	7,180	—	1.0827	—
10月末日	9,415	—	1.1462	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2021年5月26日～2022年7月8日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2021年5月26日～2022年7月8日	10.27

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、PwCあらた有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されております。

(1) 貸借対照表

(単位:円)

		第1期 2022年7月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,262,402	
親投資信託受益証券	5,614,265,918	
流動資産合計	<u>5,624,528,320</u>	
資産合計	<u>5,624,528,320</u>	
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,200,000	
未払受託者報酬	481,488	
未払委託者報酬	5,618,239	
未払利息	1	
その他未払費用	1,315,795	
流動負債合計	<u>8,615,523</u>	
負債合計	<u>8,615,523</u>	
純資産の部		
元本等		
元本	5,093,094,974	
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	522,817,823	
(分配準備積立金)	6,514,083	
元本等合計	<u>5,615,912,797</u>	
純資産合計	<u>5,615,912,797</u>	
負債純資産合計	<u>5,624,528,320</u>	

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

第1期

自 2021年5月26日
至 2022年7月8日

営業収益	
受取利息	2
有価証券売買等損益	△25,140,095
営業収益合計	△25,140,093
営業費用	
支払利息	948
受託者報酬	507,959
委託者報酬	5,927,777
その他費用	1,317,518
営業費用合計	7,754,202
営業利益又は営業損失(△)	△32,894,295
経常利益又は経常損失(△)	△32,894,295
当期純利益又は当期純損失(△)	△32,894,295
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	11,871,825
期首剰余金又は期首次損金(△)	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	649,402,277
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	649,402,277
剰余金減少額又は欠損金増加額	81,818,334
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	81,818,334
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	522,817,823

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定および解約の実績

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

インデックスファンド日本株女性活躍指数(適格機関投資家専用)

※以下において、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、投資成果をMSCI日本株女性活躍指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	補足分類	インデックス型
	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式一般))
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	投資形態	ファミリーファンド
	対象インデックス	その他(MSCI日本株女性活躍指数)

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス <https://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

3 特 色

1. 基本方針

当ファンドは、投資成果を MSCI 日本株女性活躍指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本株女性活躍指数マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の株式※に投資し、投資成果を MSCI 日本株女性活躍指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

※ 効率性の観点から、わが国の株価指数との連動をめざす ETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。

② マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は、行ないません。

3. 収益分配方針

毎年 4 月 10 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

（注）第 1 計算期間は、2023 年 4 月 10 日（休業日の場合翌営業日）までとします。

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

4. 運用プロセス

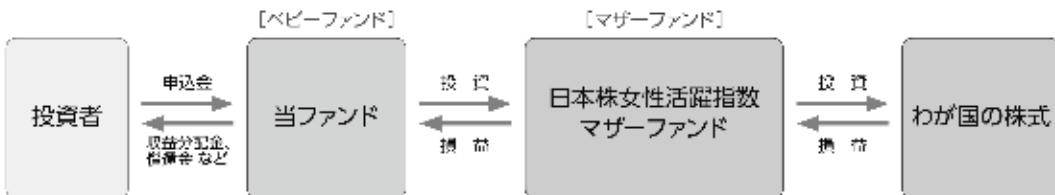


- ベンチマークである MSCI 日本株女性活躍指数への連動をめざしたポートフォリオを構築します。
また、運用の効率化を図るため、日本の株価指数との連動をめざす ETF（上場投資信託証券）、日本の株価指数との連動をめざす株価指数先物取引を利用することができます。

投資信託(ファンド)の仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてペビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、「MSCI 日本株女性活躍指数」の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・株価指数先物取引および ETF と指数の動きの不一致(株価指数先物取引および ETF を利用した場合)
- ・株式、株価指数先物取引および ETF の最低取引単位の影響
- ・株式、株価指数先物および ETF の流動性低下時における売買対応の影響
- ・指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

※2021年12月末現在、MSCI 日本株女性活躍指数の先物取引は導入されておりません。同指数以外の指数先物取引を利用することができます。

「MSCI日本株女性活躍指数（WIN）」について

- ◆MSCI日本株女性活躍指数は、MSCI Inc.により選定された職場における高い性別多様性を推進する日本企業で構成される株価指数です。Women's Indexの略から「WIN」という愛称がついています。
- ◆J-REITを除く各業種から、女性活躍推進法により開示される性別多様性に関するデータと企業の開示情報に基づいてMSCI Inc.が算出する性別多様性スコアの高い上位半数の企業を選定します。なお、非常に深刻な不祥事や人権・労働者権利に関する不祥事が発生している企業は除外されます。
- ◆構成銘柄の比率は、性別多様性スコア、ROEの水準や収益の安定性から算出されるクオリティ・スコアおよび時価総額により決定します。
- ◆原則として、5月末と11月末の年2回、指数構成銘柄および構成比率の見直しを行ないます。

●指標の著作権等について

本ファンドは、MSCI Inc.（「MSCI」）、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指標は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指標は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、大和アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスを追跡しているMSCI指標の能力に関して、明示的であるか默示的であるかを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指標は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指標の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定または計算について責任を負うものではなく、参加もしております。MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指標の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指標またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも默示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指標またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指標及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指標及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、默示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

4 仕組み

受益者	お申込者
収益分配金(注)、償還金など↑↓お申込金(※3)	
お取扱窓口	販売会社
受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(※1)に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など	
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金(※3)
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(※2)の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算	
↓運用指図↑↓※2	損益↑↓信託金(※3)
受託会社	三井住友信託銀行 株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行
信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など	
損益↑↓投資	
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)、株価指数先物取引、わが国の株価指数との連動をめざす ETF(上場投資信託証券) など (ファミリーファンド方式で運用を行ないます。)

(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。

※3: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、投資成果をMSCI日本株女性活躍指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

- ◆ 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の株式※に投資し、投資成果をMSCI日本株女性活躍指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
※効率性の観点から、わが国の株価指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。
- ◆ マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ◆ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※ 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照下さい。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

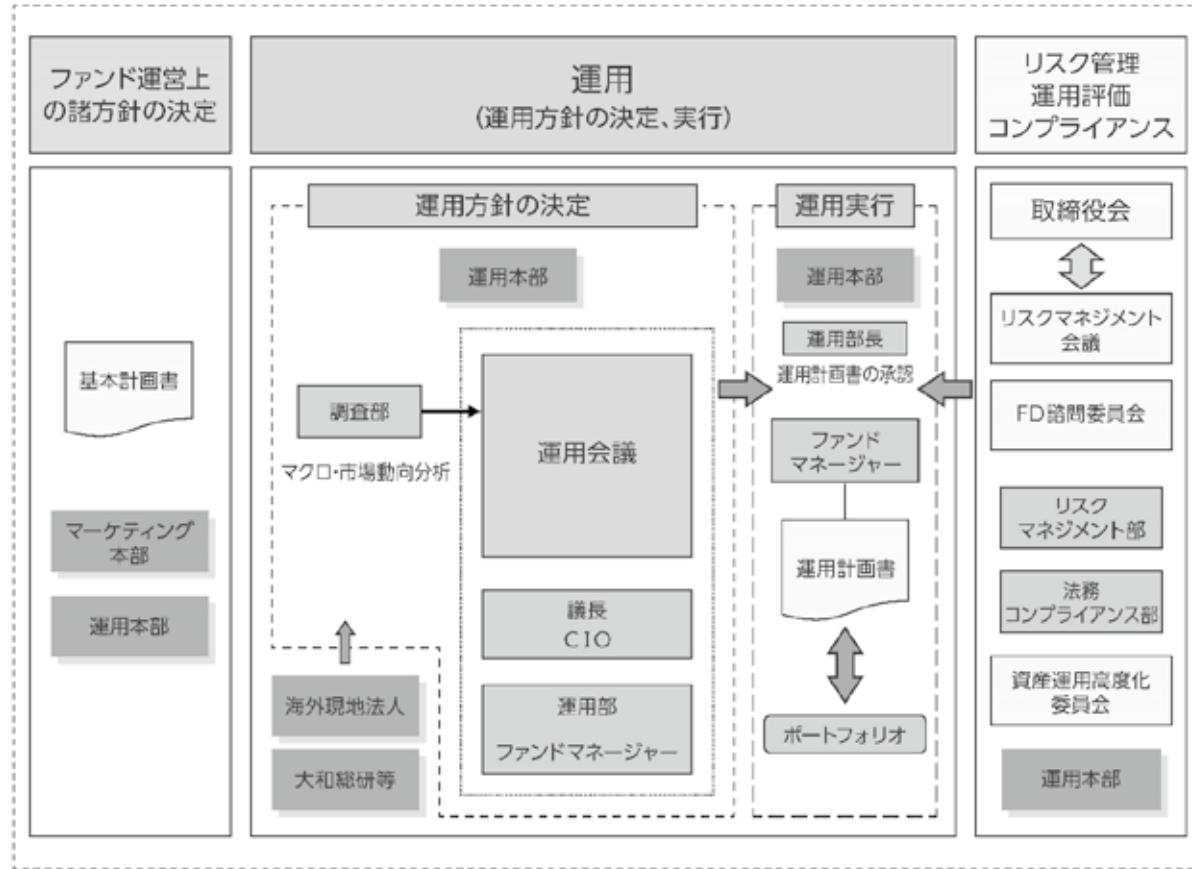
日本株女性活躍指数マザーファンド

- イ. 主として、わが国の株式に投資し、投資成果をMSCI日本株女性活躍指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
※効率性の観点から、わが国の株価指数との連動をめざす ETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。
- ロ. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することができます。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

2 運用体制

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (3 名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

・基本的な運用方針の決定

・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO (0~5 名程度)

CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー (0~5 名程度)

CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長 (各運用部に 1 名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、FD 諮問委員会および資産運用高度化委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は 45～55 名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

ハ. 資産運用高度化委員会

資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※上記の運用体制は 2021 年 12 月 30 日現在のものであり、変更となる場合があります。

3 主な投資制限

- 1) マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

※ 投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照下さい。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

日本株女性活躍指数マザーファンド

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資は、行ないません。

4 投資リスクについて

＜価額変動リスク＞

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

＜換金性等が制限される場合＞

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

① 金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付け、ご換金の申込みを取消すことがあります。

② ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

＜その他の留意点＞

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜特色＞の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

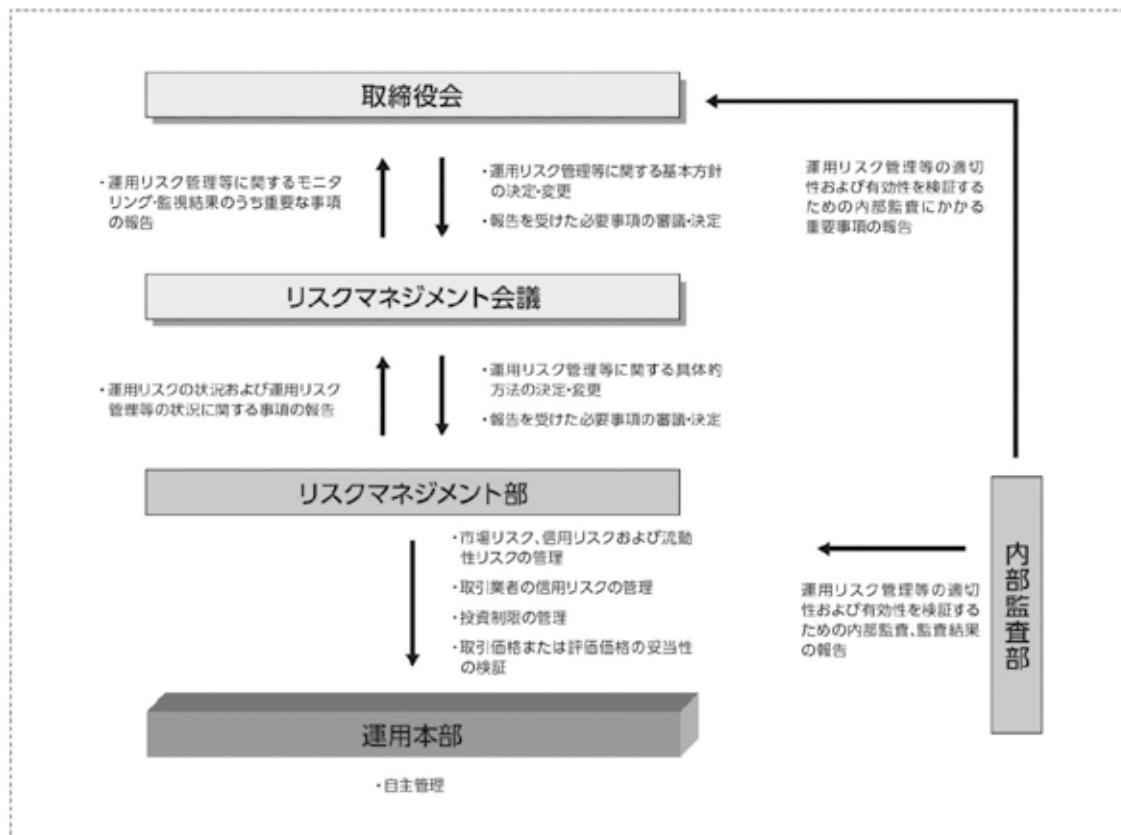
※ 流動性リスクに関する事項

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

<リスク管理体制>

運用リスク管理体制(※)は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲⑥、⑦および⑧に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 2. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 3. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された日本株女性活躍指數マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを図することができます。
 1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引

2 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券(信託約款)
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式(信託約款)
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券(信託約款)
イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。)を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- 法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するものなお、前1の証券または証書ならびに前12および前17の証券または証書のうち前1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2から前6までの証券ならびに前14の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに前12および前17の証券または証書のうち前2から前6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13の証券および前14の証券(新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
 - ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを図ることができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

※指標の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<特色>をご参照下さい。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資する株式等の範囲(信託約款)

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取りされている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 前イ. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等にお

いて上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑤ 信用取引(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ. 前イ. の信用取引の指図は、次の 1.から 6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の 1.から 6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑥ 先物取引等(信託約款)

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑦ スワップ取引(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

二. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧ 金利先渡取引(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

二. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨ 有価証券の貸付け(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ. 前イ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑩ 外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑪ 資金の借入れ(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

4. 運用状況

インデックスファンド日本株女性活躍指数(適格機関投資家専用)

1 投資状況

当ファンドの第1計算期間は、2023年4月10日までであるため、該当事項はありません。

2 投資資産

当ファンドの第1計算期間は、2023年4月10日までであるため、該当事項はありません。

3 運用実績

当ファンドの第1計算期間は、2023年4月10日までであるため、該当事項はありません。

II 財務ハイライト情報

当ファンドの第1計算期間は、2023年4月10日までであるため、該当事項はありません。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況・設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下のとおりです。

I 投資信託(ファンド)の沿革

II 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

- (1)貸借対照表
- (2)損益及び剰余金計算書
- (3)注記表
- (4)附属明細表

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書

III 設定及び解約

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

全世界株式 ESG インデックス(適格機関投資家専用)

※以下において、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、投資成果を MSCI ACWI ESG Leaders 指数(円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
	補足区分類	インデックス型
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式一般))
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	グローバル(含む日本)
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	なし
	対象インデックス	その他(MSCI ACWI ESG Leaders 指数(円ベース))

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス <https://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

3 特 色

1. 基本方針

当ファンドは、投資成果を MSCI ACWI ESG Leaders 指数(円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

全世界株式 ESG インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を含む世界の株式(DR(預託証券)を含みます。)※に投資し、投資成果を MSCI ACWI ESG Leaders 指数(円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
※ 効率性の観点から、日本を含む世界の株価指数との連動をめざす ETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。
- ② マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資制限
投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

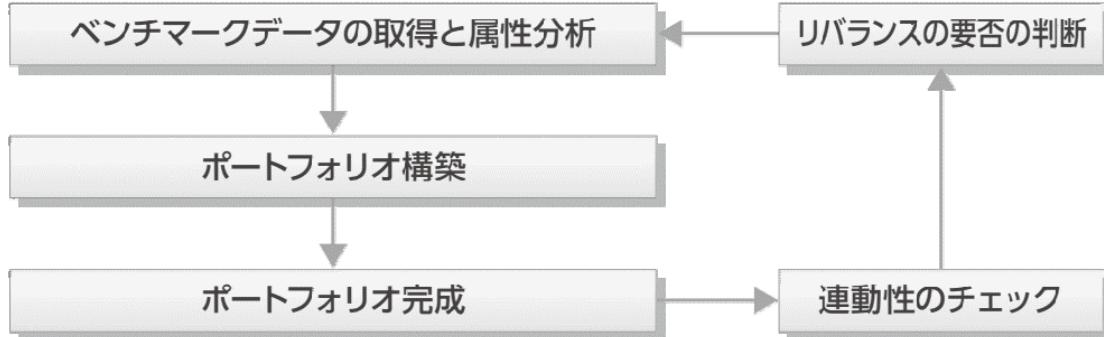
3. 収益分配方針

毎年 4 月 10 日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
(注)第 1 計算期間は、2023 年 4 月 10 日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

4. 運用プロセス



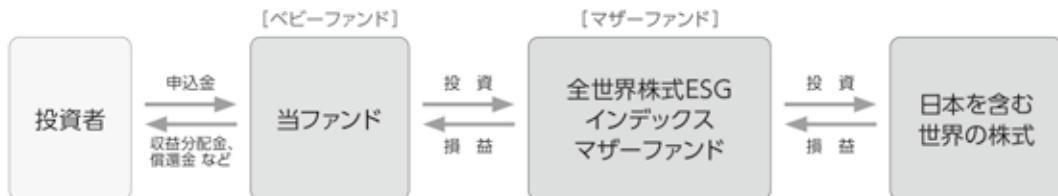
- ベンチマークである MSCI ACWI ESG Leaders 指数(円ベース)への連動をめざしたポートフォリオを構築します。

また、運用の効率化を図るため、日本を含む世界の株価指数との連動をめざす ETF(上場投資信託証券)、日本を含む世界の株価指数との連動をめざす株価指数先物取引を利用することができます。

投資信託(ファンド)の仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてペピーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、MSCI ACWI ESG Leaders 指数(円ベース)の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- ・株価指数先物および ETF と指数の動きの不一致(先物および ETF を利用した場合)
- ・株式、株価指数先物取引および ETF の最低取引単位の影響
- ・株式、株価指数先物および ETF の流動性低下時における売買対応の影響
- ・指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

●MSCI ACWI ESG Leaders 指数について

・MSCI ACWI ESG リーダーズインデックスは、先進国と新興国からなるグローバルな株式インデックスである MSCI ACWI を構成する地域別インデックスに含まれる企業に対して、ベストインクラスの選定プロセスを適用して構築されています。

・当インデックスは、ESG 選定プロセスによってもたらされるシステムティックリスクを抑制するため、MSCI Global Investable Market Indexes と一致するセクターおよび地域のウェイトを目標としています。この方法は、MSCI ACWI を構成する地域別インデックスの各セクターおよび地域の時価総額の 50% を占める、最も高いESG評価を受けた企業の証券を含めることを目標としています。

・当インデックスの既存の構成銘柄ではない企業は、MSCI ESG レーティングが「BB」以上、MSCI ESG Controversies Score が 3 以上であることが適格性の条件となります。

・当インデックスの既存構成銘柄は、MSCI ESG レーティングが「BB」以上、MSCI ESG Controversies Score が 1 以上であることが適格性の条件となります。

・アルコール、ギャンブル、タバコ、原子力、民間の銃器、化石燃料の採掘、火力発電、兵器に関与している企業は、当インデックスから除外されます。

・当インデックスの選定ユニバースは、MSCI Global Investable Market Indexes の構成銘柄となります。

・当インデックスは浮動株調整済み時価総額加重型です。

・当インデックスの年次見直しは 5 月に行われ、8 月、11 月、2 月にリバランスが行われます。

●指標の著作権等について

本ファンドは、MSCI Inc.（「MSCI」）、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関するあるいは関係したその他の当事者によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指標は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指標は、MSCI及びその関連会社のサービスマークであり、大和アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関するあるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスを追跡しているMSCI指標の能力に関して、明示的であるか默示的であるかを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指標は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関するあるいは関係したその他の当事者は、MSCI指標の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関するあるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定または計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関するあるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指標の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関するあるいは関係したその他の当事者は、本件指標またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関するあるいは関係したその他の当事者は、明示的にも默示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指標またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関するあるいは関係したその他の当事者は、本件指標及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指標及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関するあるいは関係したその他の当事者は、明示的、默示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関するあるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、その関連会社及びMSCI指標の作成または編集に関するあるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

4 仕組み

受益者	お申込者
収益分配金(注)、償還金など↑↓お申込金(※3)	
お取扱窓口	販売会社
<p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(※1)に基づき、次の業務を行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 <p>など</p>	
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金(※3)
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
<p>当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(※2)の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 	
↓運用指図↑↓※2	損益↑↓信託金(※3)
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
<p>信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 <p>など</p>	
損益↑↓投資	
投資対象	日本を含む世界の金融商品取引所上場および店頭登録(上場予定および店頭登録予定を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。)、株価指数先物取引、日本を含む世界の株価指数との連動をめざす ETF(上場投資信託証券)など (ファミリーファンド方式で運用を行ないます。)

(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。

※3: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、投資成果を MSCI ACWI ESG Leaders 指数(円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

- ◆ 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を含む世界の株式(DR(預託証券)を含みます。)※に投資し、投資成果を MSCI ACWI ESG Leaders 指数(円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
※ 効率性の観点から、日本を含む世界の株価指数との連動をめざす ETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。
- ◆ マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ◆ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- ◆ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※ 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照下さい。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

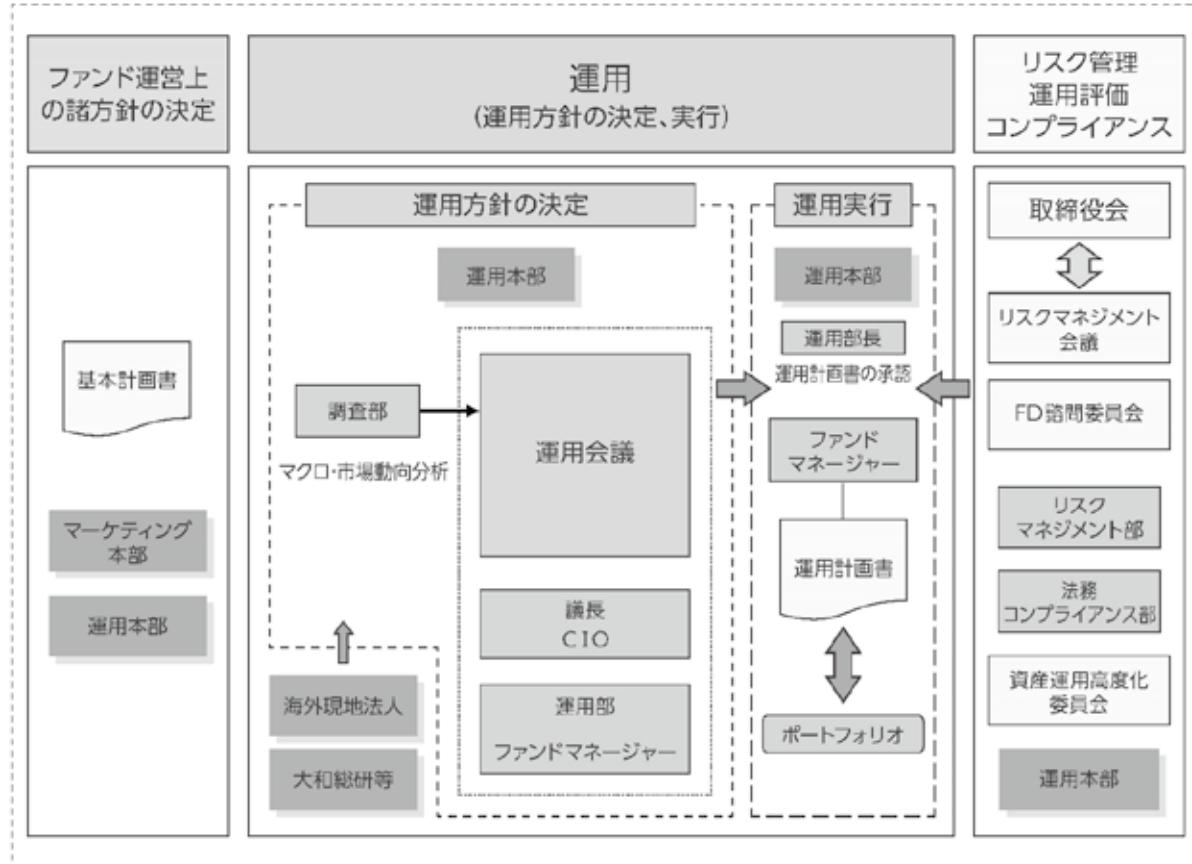
全世界株式 ESG インデックスマザーファンド

- イ. 主として、日本を含む世界の株式に投資し、投資成果を MSCI ACWI ESG Leaders 指数(円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
※効率性の観点から、日本を含む世界の株価指数との連動をめざす ETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。
- ロ. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

2 運用体制

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (3 名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定

- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO (0~5 名程度)

CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー (0~5 名程度)

CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長 (各運用部に 1 名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チーフリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、FD 諮問委員会および資産運用高度化委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は 45～55 名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

ハ. 資産運用高度化委員会

資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は 2021 年 12 月 30 日現在のものであり、変更となる場合があります。

3 主な投資制限

- 1) マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

※ 投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照下さい。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

全世界株式 ESG インデックスマザーファンド

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

4 投資リスクについて

<価額変動リスク>

当ファンドは、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

③ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

<換金性等が制限される場合>

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付け、ご換金の申込みを取消すことがあります。

② ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

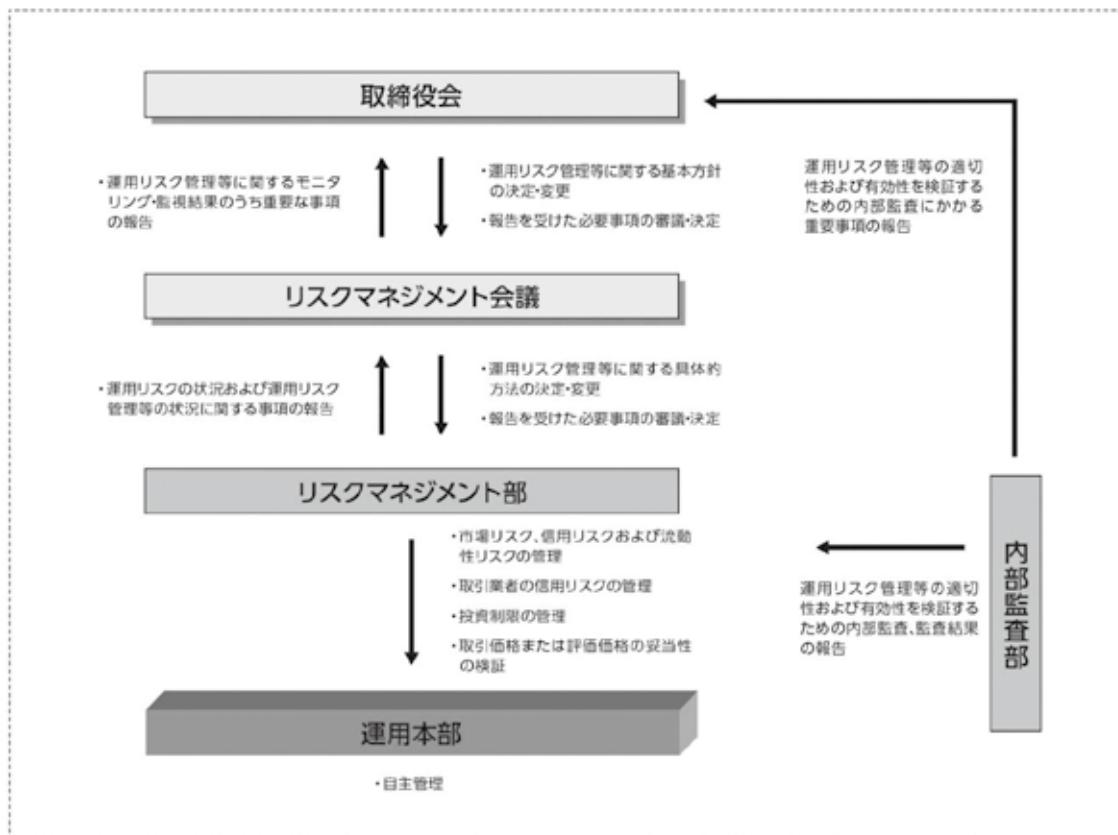
※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、<特色>の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

※流動性リスクに関する事項

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金

上記の投資リスク管理※の体制は以下の通りです。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

- ①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - i. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲②⑤、⑥および⑦に定めるものに限ります。)
 - ii. 約束手形
 - iii. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 - iv. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - v. 為替手形
(有価証券および金融商品の指図範囲等)
 2. 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された全世界株式 ESG インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。
 1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1から前11の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
なお、前1の証券または証書ならびに前12および前17の証券または証書のうち前1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2から前6までの証券ならびに前14の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに前12および前17の証券または証書のうち前2から前6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13の証券および前14の証券(新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託者は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

※指数の変動をその基準価額の変動に適切に反映するための手法については、<特色>をご参照ください。

2 投資制限

① マザーファンドの受益証券(信託約款)

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式(信託約款)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 投資信託証券(信託約款)

イ. 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。)を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資する株式等の範囲(信託約款)

イ. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準する市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 前イの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑤ 先物取引等(信託約款)

イ. 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

ロ. 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑥ スワップ取引(信託約款)

イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

二. 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引(信託約款)

イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

二. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧ 有価証券の貸付け(信託約款)

イ. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ. 前イに定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑨ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑩ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際收支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪ 外国為替予約取引(信託約款)

イ. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ. 前イの予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するために当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ. 前ロにおいてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価合計額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価合計額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ. 前口の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑫ 資金の借入れ(信託約款)

イ. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

4. 運用状況

全世界株式 ESG インデックス（適格機関投資家専用）

1 投資状況

当ファンドの第 1 計算期間は、2023 年 4 月 10 日までであるため、該当事項はありません。

2 投資資産

当ファンドの第 1 計算期間は、2023 年 4 月 10 日までであるため、該当事項はありません。

3 運用実績

当ファンドの第 1 計算期間は、2023 年 4 月 10 日までであるため、該当事項はありません。

II 財務ハイライト情報

当ファンドの第 1 計算期間は、2023 年 4 月 10 日までであるため、該当事項はありません。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況・設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下のとおりです。

I 投資信託(ファンド)の沿革

II 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

(1)貸借対照表

(2)損益及び剰余金計算書

(3)注記表

(4)附属明細表

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書

III 設定及び解約の実績

特別勘定が投資する投資信託の運用情報

(資産の運用に関する重要な事項)

I 投資信託（ファンド）の沿革

2021年5月13日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

II 投資信託（ファンド）の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第2期計算期間(2021年9月8日から2022年9月7日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

円資産インデックスバランス<円奏会ベーシック>（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	第1期 [2021年 9月 7日現在]	第2期 [2022年 9月 7日現在]	
		金額（円）	金額（円）	
資産の部				
流動資産				
コール・ローン		10,337,610	301,096,218	
親投資信託受益証券		182,664,430	2,766,266,254	
未収入金		83,453	24,422,545	
流動資産合計		193,085,493	3,091,785,017	
資産合計		193,085,493	3,091,785,017	
負債の部				
流動負債				
未払解約金		—	22,799,999	
未払受託者報酬		5,002	245,783	
未払委託者報酬		75,052	3,686,692	
未払利息		6	432	
その他未払費用		2,459	122,796	
流動負債合計		82,519	26,855,702	
負債合計		82,519	26,855,702	
純資産の部				
元本等				
元本	※1	188,336,703	3,101,068,508	
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2	4,666,271	△36,139,193	
(分配準備積立金)		1,482,398	11,527,312	
元本等合計		193,002,974	3,064,929,315	
純資産合計		193,002,974	3,064,929,315	
負債純資産合計		193,085,493	3,091,785,017	

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年 9月 7日	第2期 自 2021年 9月 8日 至 2022年 9月 7日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取利息		1	506
有価証券売買等損益		1, 566, 224	△31, 338, 423
営業収益合計		1, 566, 225	△31, 337, 917
営業費用			
支払利息		483	34, 990
受託者報酬		5, 002	313, 649
委託者報酬		75, 052	4, 704, 670
その他費用		2, 459	156, 643
営業費用合計		82, 996	5, 209, 952
営業利益又は営業損失（△）		1, 483, 229	△36, 547, 869
経常利益又は経常損失（△）		1, 483, 229	△36, 547, 869
当期純利益又は当期純損失（△）		1, 483, 229	△36, 547, 869
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		831	△5, 305, 384
期首剰余金又は期首次損金（△）		—	4, 666, 271
剰余金増加額又は欠損金減少額		3, 190, 466	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3, 190, 466	—
剰余金減少額又は欠損金増加額		6, 593	9, 562, 979
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		6, 593	1, 988, 694
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—	7, 574, 285
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		4, 666, 271	△36, 139, 193

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第2期 自 2021年 9月 8日 至 2022年 9月 7日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年 9月 7日	第2期 自 2021年 9月 8日 至 2022年 9月 7日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期 [2021年 9月 7日現在]	第2期 [2022年 9月 7日現在]
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,000,000円 187,729,534円 392,831円	188,336,703円 3,294,474,241円 381,742,436円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	188,336,703口	3,101,068,508口
3. ※2 元本の欠損	—	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は36,139,193円であります。

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年 9月 7日	第2期 自 2021年 9月 8日 至 2022年 9月 7日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（273,028円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,209,370円）、投資信託約款に規定される収益調整金（3,183,873円）及び分配準備積立金（0円）により、分配対象額は4,666,271円（1万口当たり247.74円）であります が、分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（10,377,818円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（26,991,004円）及び分配準備積立金（1,149,494円）により、分配対象額は38,518,316円（1万口当たり124.19円）であります が、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年 9月 7日	第2期 自 2021年 9月 8日 至 2022年 9月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うとともに、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 [2021年 9月 7日現在]	第2期 [2022年 9月 7日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第1期（自 2021年5月13日 至 2021年9月7日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,575,965円
合計	1,575,965円

(注) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第2期（自 2021年9月8日 至 2022年9月7日）
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△23,829,766円
合計	△23,829,766円

(注) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第1期 [2021年 9月 7日現在]	第2期 [2022年 9月 7日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0248円 10,248円)
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	TMA日本株TOPIXマザーファンド	180,424,930	306,253,276	
	TMA日本債券インデックスマザーファンド	1,708,500,055	2,148,097,119	
	東京海上・東証REITマザーファンド	208,485,970	311,915,859	
親投資信託受益証券 合計		2,097,410,955	2,766,266,254	
合計		2,097,410,955	2,766,266,254	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2022年10月31日現在）

種類	金額
I 資産総額	4,155,489,801 円
II 負債総額	13,475,769 円
III 純資産総額（I - II）	4,142,014,032 円
IV 発行済数量	4,218,538,057 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.9819 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書

TMA日本株TOPIXマザーファンド

種類	金額
I 資産総額	42,670,041,482 円
II 負債総額	101,426,925 円
III 純資産総額（I - II）	42,568,614,557 円
IV 発行済数量	24,628,084,474 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.7285 円

TMA日本債券インデックスマザーファンド

種類	金額
I 資産総額	25,785,341,689 円
II 負債総額	297,560,653 円
III 純資産総額（I - II）	25,487,781,036 円
IV 発行済数量	20,393,531,219 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.2498 円

東京海上・東証REITマザーファンド

種類	金額
I 資産総額	14,493,498,438 円
II 負債総額	8,380,079 円
III 純資産総額（I - II）	14,485,118,359 円
IV 発行済数量	9,875,471,800 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.4668 円

III 設定及び解約の実績

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2021年 5月13日～2021年 9月 7日	188,729,534	392,831	188,336,703
第2計算期間	2021年 9月 8日～2022年 9月 7日	3,294,474,241	381,742,436	3,101,068,508

I 投資信託(ファンド)の沿革

2021年5月26日

ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款の規定に基づき、2021年5月26日から2022年7月11日までであります。
- (3) 当ファンドは、第1期計算期間(2021年5月26日から2022年7月11日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2022年8月10日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

辻村和之

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

柳原樹人

監査意見

当監査法人は、財産3分法（適格機関投資家専用）の2021年5月26日から2022年7月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財産3分法（適格機関投資家専用）の2022年7月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位:円)

第1期
2022年7月11日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	84,977,185
投資信託受益証券	965,034,249
親投資信託受益証券	<u>1,815,265,047</u>
流動資産合計	<u>2,865,276,481</u>
資産合計	<u>2,865,276,481</u>
負債の部	
流動負債	
未払金	14,131,093
未払受託者報酬	377,795
未払委託者報酬	5,542,014
未払利息	15
その他未払費用	<u>491,456</u>
流動負債合計	<u>20,542,373</u>
負債合計	<u>20,542,373</u>
純資産の部	
元本等	
元本	2,964,146,224
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△119,412,116
(分配準備積立金)	<u>351,391,431</u>
元本等合計	<u>2,844,734,108</u>
純資産合計	<u>2,844,734,108</u>
負債純資産合計	<u>2,865,276,481</u>

(2) 損益及び剩余金計算書

(単位:円)

第1期	
自	2021年5月26日
至	2022年7月11日
営業収益	
受取配当金	342,128,700
有価証券売買等損益	△391,308,235
営業収益合計	△49,179,535
営業費用	
支払利息	6,300
受託者報酬	418,588
委託者報酬	6,141,273
その他費用	494,131
営業費用合計	7,060,292
営業利益又は営業損失(△)	△56,239,827
経常利益又は経常損失(△)	△56,239,827
当期純利益又は当期純損失(△)	△56,239,827
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△1,363,515
期首剩余金又は期首次損金(△)	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	854,350
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	854,350
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	65,390,154
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	65,390,154
分配金	-
期末剩余金又は期末欠損金(△)	△119,412,116

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		第1期 2022年7月11日現在
1.	期首元本額	10,000,000円
	期中追加設定元本額	3,021,070,118円
	期中一部解約元本額	66,923,894円
2.	受益権の総数	2,964,146,224口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	119,412,116円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2021年5月26日 至 2022年7月11日	
分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	351,391,431円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	337,942,572円
D 信託約款に定める分配準備積立金	0円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	689,334,003円
F 分配対象収益(1万口当たり)	2,325円
G 分配金額	0円
H 分配金額(1万口当たり)	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2021年5月26日 至 2022年7月11日	
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

第1期 2022年7月11日現在	
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引

	該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。
金融商品の時価等に関する事項について の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

第1期(2022年7月11日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△379,249,854
親投資信託受益証券	△12,058,381
合計	△391,308,235

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第1期 2022年7月11日現在	
1口当たり純資産額	0.9597円
(1万口当たり純資産額)	(9,597円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	高利回りソブリン債券インデックスファンド	1,802,791,424	965,034,249	
投資信託受益証券 合計		1,802,791,424	965,034,249	
親投資信託受益証券	日本株式インデックス225マザーファンド	250,707,473	704,137,008	
	海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド	158,897,946	414,517,071	
	日本リートインデックスJ-REITマザーファンド	272,422,263	696,610,968	
親投資信託受益証券 合計		682,027,682	1,815,265,047	
	合計	2,484,819,106	2,780,299,296	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

以下のファンドの現況は2022年10月31日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	3,731,127,962円
II 負債総額	25,177,235円
III 純資産額(I - II)	3,705,950,727円
IV 発行済口数	3,778,338,978口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.9808円

III 設定および解約の実績

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2021年5月26日～2022年7月11日	3,031,070,118	66,923,894

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

I 投資信託(ファンド)の沿革

2021年5月26日

ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款の規定に基づき、2021年5月26日から2022年9月21日までであります。
- (3) 当ファンドは、第1期計算期間(2021年5月26日から2022年9月21日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2022年11月2日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

辻村和之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

神戸麻人

監査意見

当監査法人は、グローバル3倍3分法（適格機関投資家専用）の2021年5月26日から2022年9月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル3倍3分法（適格機関投資家専用）の2022年9月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位:円)

第1期
2022年9月21日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	132,920,634
投資信託受益証券	4,808,978,598
親投資信託受益証券	5,064,724
流動資産合計	4,946,963,956
資産合計	4,946,963,956
負債の部	
流動負債	
未払解約金	800,000
未払受託者報酬	689,122
未払委託者報酬	9,304,377
未払利息	180
その他未払費用	621,684
流動負債合計	11,415,363
負債合計	11,415,363
純資産の部	
元本等	
元本	5,982,106,591
剩余金	
期末剩余金又は期末欠損金(△)	△1,046,557,998
元本等合計	4,935,548,593
純資産合計	4,935,548,593
負債純資産合計	4,946,963,956

(2) 損益及び剩余金計算書

(単位:円)

第1期

自 2021年5月26日
至 2022年9月21日

営業収益	
有価証券売買等損益	△923,564,619
営業収益合計	△923,564,619
営業費用	
支払利息	9,742
受託者報酬	757,360
委託者報酬	10,226,320
その他費用	628,463
営業費用合計	11,621,885
営業利益又は営業損失(△)	△935,186,504
経常利益又は経常損失(△)	△935,186,504
当期純利益又は当期純損失(△)	△935,186,504
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△23,251,483
期首剩余金又は期首次損金(△)	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	-
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	134,622,977
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	648,783
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	133,974,194
分配金	-
期末剩余金又は期末欠損金(△)	△1,046,557,998

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		第1期 2022年9月21日現在
1.	期首元本額	10,000,000円
	期中追加設定元本額	6,269,524,133円
	期中一部解約元本額	297,417,542円
2.	受益権の総数	5,982,106,591口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	1,046,557,998円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2021年5月26日 至 2022年9月21日	
分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	0円
D 信託約款に定める分配準備積立金	0円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	0円
F 分配対象収益(1万口当たり)	0円
G 分配金額	0円
H 分配金額(1万口当たり)	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2021年5月26日 至 2022年9月21日	
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

第1期 2022年9月21日現在	
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引

	該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。
金融商品の時価等に関する事項について の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

第1期(2022年9月21日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△913,120,110
親投資信託受益証券	0
合計	△913,120,110

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第1期 2022年9月21日現在	
1口当たり純資産額	0.8251 円
(1万口当たり純資産額)	(8,251 円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	グローバル3倍3分法ファンド(適格機関投資家向け)	3,823,629,322	4,808,978,598	
投資信託受益証券 合計		3,823,629,322	4,808,978,598	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	4,986,437	5,064,724	
親投資信託受益証券 合計		4,986,437	5,064,724	
	合計	3,828,615,759	4,814,043,322	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

以下のファンドの現況は 2022 年 10 月 31 日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	5,212,908,446円
II 負債総額	1,746,595円
III 純資産額(I - II)	5,211,161,851円
IV 発行済口数	6,490,383,765口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.8029円

III 設定および解約の実績

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2021年5月26日～2022年9月21日	6,279,524,133	297,417,542

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

I 投資信託（ファンド）の沿革

2022年3月24日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

II 投資信託（ファンド）の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、投資信託約款第37条により、2022年3月24日から2022年8月8日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、第1期計算期間(2022年3月24日から2022年8月8日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

日経225インデックス（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

			第1期 [2022年 8月 8日現在]
区 分	注記 番号		金額（円）
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券			3,050,285
未収入金			2,983
流動資産合計			3,053,268
資産合計			3,053,268
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬			256
未払委託者報酬			2,727
流動負債合計			2,983
負債合計			2,983
純資産の部			
元本等			
元本	※1		3,000,000
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）			50,285
（分配準備積立金）			50,285
元本等合計			3,050,285
純資産合計			3,050,285
負債純資産合計			3,053,268

(2) 損益及び剰余金計算書

第1期
自 2022年 3月24日
至 2022年 8月 8日

区分	注記番号	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益		53,268
営業収益合計		53,268
営業費用		
受託者報酬		256
委託者報酬		2,727
営業費用合計		2,983
営業利益又は営業損失（△）		50,285
経常利益又は経常損失（△）		50,285
当期純利益又は当期純損失（△）		50,285
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		—
期首剰余金又は期首次損金（△）		—
剰余金増加額又は欠損金減少額		—
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—
剰余金減少額又は欠損金増加額		—
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—
分配金	※1	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		50,285

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 自 2022年 3月24日 至 2022年 8月 8日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第1期 自 2022年 3月24日 至 2022年 8月 8日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期 [2022年 8月 8日現在]
1. ※1 期首元本額	3,000,000円
期中追加設定元本額	一円
期中一部解約元本額	一円
2. ※1 計算期間末における受益権の総数	3,000,000口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2022年 3月24日 至 2022年 8月 8日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（28,583円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（21,702円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（0円）より、分配対象額は50,285円（1万口当たり167.61円）でありますか、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 自 2022年 3月24日 至 2022年 8月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 [2022年 8月 8日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法並びに有価証券及び デリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての 補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

第1期（自 2022年3月24日 至 2022年8月8日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	53,386円
合計	53,386円

(注) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第1期 [2022年 8月 8日現在]	
1口当たり純資産額	
(1万口当たり純資産額)	
1,0168円	
10,168円	

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	東京海上・日経225インデックスマザーファンド	1,642,676	3,050,285	
親投資信託受益証券 合計		1,642,676	3,050,285	
	合計	1,642,676	3,050,285	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2022年10月31日現在）

種類	金額
I 資産総額	3,317,294 円
II 負債総額	1,905 円
III 純資産総額（I - II）	3,315,389 円
IV 発行済数量	3,310,181 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0016 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書

東京海上・日経225インデックスマザーファンド

種類	金額
I 資産総額	22,736,572,639 円
II 負債総額	22,506,837 円
III 純資産総額（I - II）	22,714,065,802 円
IV 発行済数量	12,409,707,955 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.8303 円

III 設定及び解約の実績

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2022年 3月24日～2022年 8月 8日	3,000,000	—	3,000,000

I 投資信託（ファンド）の沿革

2021年5月13日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

II 投資信託（ファンド）の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年總理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、投資信託約款第37条により、2021年5月13日から2021年11月10日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、第1期計算期間(2021年5月13日から2021年11月10日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

第1期
[2021年11月10日現在]

区分	注記番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券		721,004,872
未収入金		371,694
流動資産合計		721,376,566
資産合計		721,376,566
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		27,542
未払委託者報酬		330,460
その他未払費用		13,692
流動負債合計		371,694
負債合計		371,694
純資産の部		
元本等		
元本	※1	622,496,248
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）		98,508,624
（分配準備積立金）		40,867,113
元本等合計		721,004,872
純資産合計		721,004,872
負債純資産合計		721,376,566

(2) 損益及び剰余金計算書

第1期
自 2021年 5月13日
至 2021年11月10日

区分	注記番号	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益		44,315,813
営業収益合計		44,315,813
営業費用		
支払利息		1
受託者報酬		27,542
委託者報酬		330,460
その他費用		13,692
営業費用合計		371,695
営業利益又は営業損失（△）		43,944,118
経常利益又は経常損失（△）		43,944,118
当期純利益又は当期純損失（△）		43,944,118

一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,077,005
期首剩余金又は期首次損金（△）	—
剩余金増加額又は欠損金減少額	61,230,790
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少 額	—
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少 額	61,230,790
剩余金減少額又は欠損金増加額	3,589,279
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加 額	3,589,279
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加 額	—
分配金	※1
期末剩余金又は期末欠損金（△）	98,508,624

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年11月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年11月10日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期 [2021年11月10日現在]
1. ※1 期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	667,859,212円
期中一部解約元本額	46,362,964円
2. ※1 計算期間末における受益権の総数	622,496,248口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年11月10日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,100,729円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（38,766,384円）、投資信託約款に規定される収益調整金（57,641,511円）及び分配準備積立金（0円）より、分配対象額は98,508,624円（1万口当たり1,582.45円）であります。分配を行つておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 [2021年11月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

第1期（自 2021年5月13日 至 2021年11月10日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	41,247,096円
合計	41,247,096円

(注) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第1期 [2021年11月10日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1,1582円 11,582円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	TMA外国株式インデックスマザーファンド	176,043,772	721,004,872	
親投資信託受益証券 合計		176,043,772	721,004,872	
	合計	176,043,772	721,004,872	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2022年10月31日現在）

2022年10月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	9,134,206,288 円
II 負債総額	8,459,747 円
III 純資産総額（I - II）	9,125,746,541 円
IV 発行済数量	7,382,862,990 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1,2361 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書

TMA外国株式インデックスマザーファンド

2022年10月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	110,610,514,708 円
II 負債総額	4,854,733,041 円
III 純資産総額（I - II）	105,755,781,667 円
IV 発行済数量	24,128,839,462 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	4.3830 円

III 設定及び解約の実績

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2021年 5月13日～2021年11月10日	668,859,212	46,362,964	622,496,248
第2中間計算期間	2021年11月11日～2022年 5月10日	2,648,049,896	86,834,562	3,183,711,582

I 投資信託(ファンド)の沿革

2021年5月 26日

ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年總理府令第 133 号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第 1 期計算期間は信託約款の規定に基づき、2021 年 5 月 26 日から 2022 年 7 月 8 日までであります。
- (3) 当ファンドは、第 1 期計算期間(2021 年 5 月 26 日から 2022 年 7 月 8 日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2022年8月3日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

辻村和之

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

柳原麻衣子

監査意見

当監査法人は、インデックスファンドNASDAQ100（適格機関投資家専用）の2021年5月26日から2022年7月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスファンドNASDAQ100（適格機関投資家専用）の2022年7月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分

かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が遅切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位:円)

第1期
2022年7月8日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10,262,402
親投資信託受益証券	5,614,265,918
流動資産合計	5,624,528,320
資産合計	5,624,528,320
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,200,000
未払受託者報酬	481,488
未払委託者報酬	5,618,239
未払利息	1
その他未払費用	1,315,795
流動負債合計	8,615,523
負債合計	8,615,523
純資産の部	
元本等	
元本	5,093,094,974
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	522,817,823
(分配準備積立金)	6,514,083
元本等合計	5,615,912,797
純資産合計	5,615,912,797
負債純資産合計	5,624,528,320

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

		第1期
		自 2021年5月26日
		至 2022年7月8日
営業収益		
受取利息		2
有価証券売買等損益		$\Delta 25,140,095$
営業収益合計		$\Delta 25,140,093$
営業費用		
支払利息		948
受託者報酬		507,959
委託者報酬		5,927,777
その他費用		1,317,518
営業費用合計		7,754,202
営業利益又は営業損失(△)		$\Delta 32,894,295$
経常利益又は経常損失(△)		$\Delta 32,894,295$
当期純利益又は当期純損失(△)		$\Delta 32,894,295$
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		11,871,825
期首剰余金又は期首次損金(△)		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		649,402,277
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		649,402,277
剰余金減少額又は欠損金増加額		81,818,334
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		81,818,334
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-
分配金		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		522,817,823

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		第1期 2022年7月8日現在
1.	期首元本額	10,000,000 円
	期中追加設定元本額	5,716,517,744 円
	期中一部解約元本額	633,422,770 円
2.	受益権の総数	5,093,094,974 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2021年5月26日 至 2022年7月8日	
分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	6,514,083 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	516,303,740 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	0 円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	522,817,823 円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,026 円
G 分配金額	0 円
H 分配金額(1万口当たり)	0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2021年5月26日 至 2022年7月8日	
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

第1期 2022年7月8日現在	
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。

金融商品の時価等に関する事項について の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
-----------------------------	--

(有価証券に関する注記)

第1期(2022年7月8日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△39,764,295
合計	△39,764,295

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第1期 2022年7月8日現在	
1口当たり純資産額	1,1027円
(1万口当たり純資産額)	(11,027円)

(4) 附属明細表**第1 有価証券明細表**

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	インデックス マザーファンド NASDAQ100	3,715,104,499	5,614,265,918	
	合計	3,715,104,499	5,614,265,918	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

以下のファンドの現況は 2022 年 10 月 31 日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	9,424,717,633円
II 負債総額	9,538,787円
III 純資産総額(I - II)	9,415,178,846円
IV 発行済口数	8,214,247,555 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	1.1462円

【参考情報】マザーファンドの現況

インデックス マザーファンド NASDAQ100

純資産額計算書

I 資産総額	99,100,609,193円
II 負債総額	2,530,434,143円
III 純資産総額(I - II)	96,570,175,050円
IV 発行済口数	61,389,338,961 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	1.5731円

III 設定および解約の実績

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第 1 期	2021 年 5 月 26 日～2022 年 7 月 8 日	5,726,517,744	633,422,770

(注)第 1 計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

I 投資信託(ファンド)の沿革

2022 年 4 月 1 日 信託契約締結、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

当ファンドの第 1 計算期間は、2023 年 4 月 10 日までであるため、該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

当ファンドの第 1 計算期間は、2023 年 4 月 10 日までであるため、該当事項はありません。

III 設定及び解約の実績

当ファンドの第 1 計算期間は、2023 年 4 月 10 日までであるため、該当事項はありません。

I 投資信託(ファンド)の沿革

2022 年 4 月 1 日 信託契約締結、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

当ファンドの第 1 計算期間は、2023 年 4 月 10 日までであるため、該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

当ファンドの第 1 計算期間は、2023 年 4 月 10 日までであるため、該当事項はありません。

III 設定及び解約の実績

当ファンドの第 1 計算期間は、2023 年 4 月 10 日までであるため、該当事項はありません。